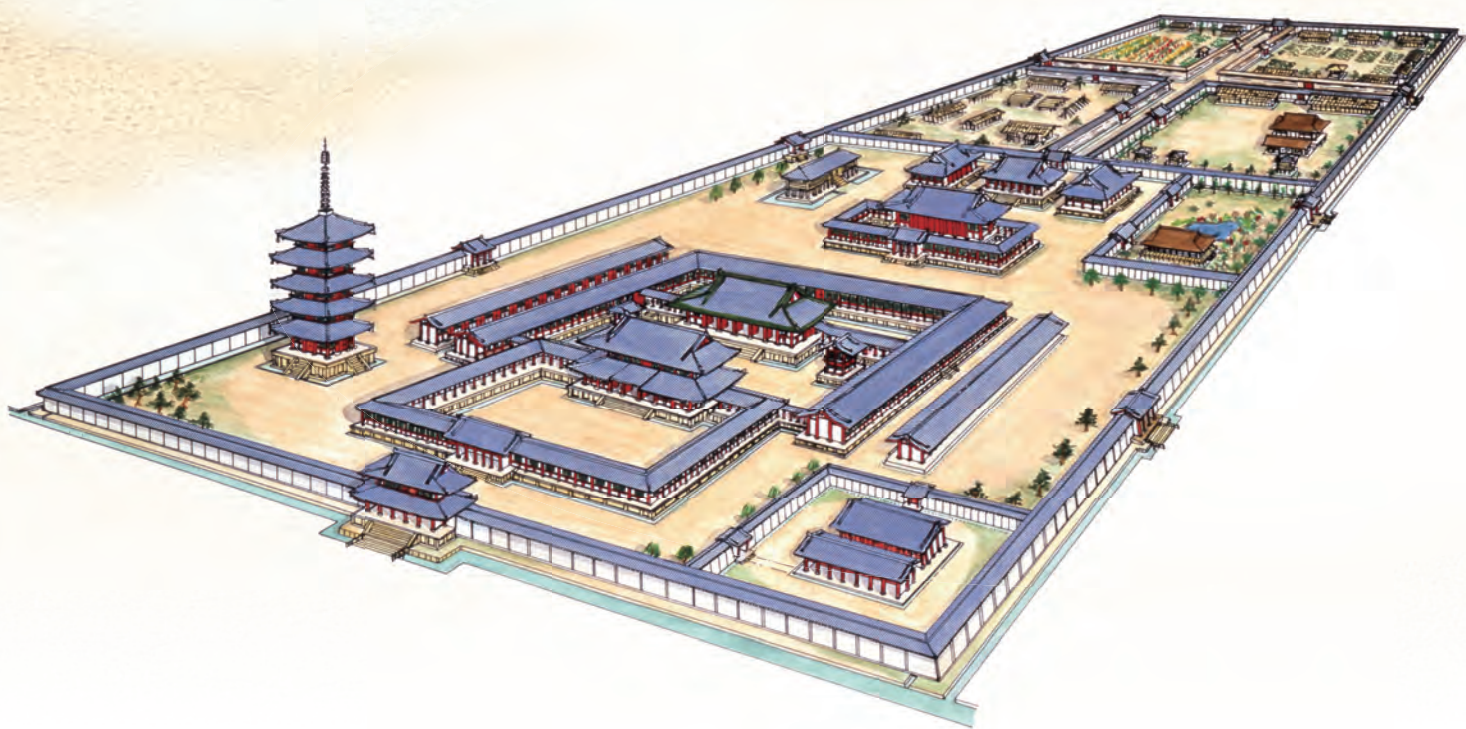


史跡西寺跡 保存活用計画



令和8年3月

京都市

例 言

1. 本書は、京都市南区唐橋西寺町所在の史跡西寺跡の保存活用計画である。
2. 本計画は、令和6・7年度に史跡西寺跡保存活用計画策定検討会における議論の下、文化庁文化財第二課、京都府教育庁指導部文化財保護課の指導・助言を得て京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課が策定した。
3. 本計画の策定及び本書の発行は、京都市が文化庁の国宝重要文化財等保存・活用事業補助金を得て実施した。
4. 策定事業に当たっては、その支援業務を株式会社空間創研に委託した。
5. 表紙の西寺復元図は、梶川敏夫氏より提供を受けた。
6. 本書で用いる主な用語の定義は以下のとおりである。
 - 西寺・寺域 …… 八条大路・九条大路・皇嘉門大路・西大宮大路に囲まれた範囲。
平安京条坊では右京九条一坊九町～十六町の八町域に相当
 - 中心伽藍 …… 南大門・中門・金堂・講堂・塔・食堂・廻廊などの主要堂塔
 - 中心伽藍域 …… 寺域のうち、中心伽藍が配置される南半部分（正確には寺域のうち通称「中仕切築地堀」以南）

史跡西寺跡保存活用計画 目次

| | | |
|-----|---------------|----|
| 1 | 計画策定の経緯・目的 | 1 |
| 1-1 | 計画策定の経緯 | 1 |
| 1-2 | 計画の目的 | 1 |
| 1-3 | 検討会の設置 | 2 |
| 1-4 | 計画の構成 | 3 |
| 1-5 | 他の計画との関係 | 4 |
| 1-6 | 計画の対象地 | 10 |
| 1-7 | 計画の期間 | 10 |
| 2 | 史跡西寺跡周辺の状況 | 11 |
| 2-1 | 自然 | 11 |
| 2-2 | 社会 | 13 |
| 2-3 | 歴史 | 23 |
| 2-4 | 文化財 | 26 |
| 3 | 史跡西寺跡の概要 | 30 |
| 3-1 | 西寺の歴史 | 30 |
| 3-2 | 西寺の伽藍 | 36 |
| 3-3 | 調査と保存の歴史 | 39 |
| 3-4 | 発掘調査成果の概要 | 40 |
| 3-5 | 史跡指定の状況 | 53 |
| 3-6 | 指定地の現状 | 57 |
| 3-7 | 西寺と松尾祭 | 62 |
| 4 | 史跡西寺跡の本質的価値 | 64 |
| 4-1 | 史跡西寺跡の本質的価値 | 64 |
| 4-2 | 史跡西寺跡の構成要素 | 65 |
| 5 | 大綱と基本方針 | 71 |
| 5-1 | 大綱 | 71 |
| 5-2 | 基本方針（全体） | 71 |
| 6 | 保存（保存管理） | 72 |
| 6-1 | 地区区分 | 72 |
| 6-2 | 現状と課題 | 74 |
| 6-3 | 保存（保存管理）の基本方針 | 75 |
| 6-4 | 保存（保存管理）の方法 | 76 |
| 6-5 | 現状変更の取扱い基準 | 76 |
| 6-6 | 追加指定 | 81 |
| 6-7 | 公有化 | 81 |

| | | |
|-------------------|------------|-----|
| 7 | 活用 | 83 |
| 7-1 | 現状と課題 | 83 |
| 7-2 | 活用の基本方針 | 85 |
| 7-3 | 活用の方法 | 85 |
| 8 | 調査 | 87 |
| 8-1 | 現状と課題 | 87 |
| 8-2 | 調査の基本方針 | 88 |
| 8-3 | 調査の方法 | 89 |
| 9 | 整備 | 90 |
| 9-1 | 現状と課題 | 90 |
| 9-2 | 整備の基本方針 | 91 |
| 9-3 | 整備の方法 | 92 |
| 10 | 運営・体制 | 95 |
| 10-1 | 現状と課題 | 95 |
| 10-2 | 運営・体制の基本方針 | 95 |
| 10-3 | 運営・体制の方法 | 95 |
| 11 | 実施計画 | 97 |
| 12 | 経過観察 | 99 |
| 附編：東福寺蔵「伝西寺鐘」について | | 103 |

1 計画策定の経緯・目的

1-1 計画策定の経緯

京都市南区唐橋西寺町ほかに所在する西寺跡は、史蹟名勝天然記念物保存法（大正8年（1919）公布・施行）に基づき、我が国最初の史跡48件のうちの一つとして、大正10年3月3日付で国の史跡に指定された。当初は、地上に表出する唯一の遺構である講堂跡のみの指定であったが、発掘調査の結果、遺構が良好に残ることが確認されたため、昭和41年（1966）に南門から食堂院にかけての一角が追加指定された。

大正10年の指定当時、周辺はまだ田畑地帯であったが、昭和8～10年頃に区画整理が行われ、昭和8年には中心伽藍域の南半に七条第二尋常小学校（現・唐橋小学校）が開校、同12年にはその北側に唐橋西寺公園が開設された。周囲の民有地も昭和20年代には住宅密集地に変貌していた（国土地理院HP掲載の昭和23年航空写真による）。このような経過から、史跡西寺跡は、指定当初から既に宅地化された史跡指定地での居住権と史跡保存の調整という課題を抱えていた。これに対し京都市文化財保護課では、平成7年に『史跡西寺跡管理方針』（以下、「H7方針」という。）を定め、文化庁・京都府と連携して史跡の保存に努めてきた。

令和元年、長らく遺構が確認できていなかった塔跡が発掘されるに及び、京都市ではその周辺6,291㎡を史跡に追加指定するよう意見具申し、令和3年に指定された。令和4年には国庫補助を得てその大部分を公有化したところである。

今後、残った民有地の公有化を進めるとともに、史跡としての整備を行ってその歴史的な価値を発信し、ひいては周辺のまちづくりにも寄与していくため、保存活用の基本方針として本計画の策定を行うこととなった。

1-2 計画の目的

前項のとおり、本史跡は区画整理された市街地の中にあり、民有の宅地を多く含んでいる。また、公有地も小学校、都市公園、道路といった、市民生活の維持に必要なものが多い。その前提に立って、史跡の保存と活用、継承を適切かつ持続的に行っていくための指針とすることが、本計画の第一の目的である。

また、現在、文化財保護課において公有化を進めている塔跡地区について、今後の公園整備により史跡の本質的価値を可視化し、まちづくりの一つの核としていくことが必要である。本書はその本質的価値を明確にし、整備と活用の方針を示すことが第二の目的である。

1-3 検討会の設置

本計画を策定するにあたり、本市では令和6年4月12日付けで定めた「史跡西寺跡保存活用計画策定検討会開催要綱」に基づき、各分野の学識経験者から成る検討会を設置し、内容についての議論を行った。

○史跡西寺跡保存活用計画策定検討会 名簿

| 区分 | 氏名 | 所属・職名等 | 専門分野等 |
|--------|-------|-------------------------|-------|
| 委員 | 上原 真人 | 辰馬考古資料館館長 | 考古学 |
| 委員 | 瀧浪 貞子 | 京都女子大学名誉教授 | 日本史 |
| 委員 | 富島 義幸 | 京都大学教授 | 建築史 |
| オブザーバー | 天野 広一 | 唐橋学区自治連合会会長 | 地元代表 |
| オブザーバー | 青松 龍雄 | 史跡西寺跡保存会会長 | 地元代表 |
| オブザーバー | 渋谷 啓一 | 文化庁文化財第二課 史跡部門 主任文化財調査官 | 行政 |
| オブザーバー | 中居 和志 | 京都府教育庁指導部 文化財保護課記念物係 主査 | 行政 |
| オブザーバー | 古閑 正浩 | 京都府教育庁指導部 文化財保護課記念物係 主査 | 行政 |
| オブザーバー | 安東 峻 | 京都府教育庁指導部 文化財保護課記念物係 主任 | 行政 |

(敬称略)

○事務局

| | |
|-------|---------------------------------|
| 猿渡 毅 | 京都市文化市民局文化芸術都市推進室 文化財担当部長 |
| 森尾 勇三 | 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 課長 |
| 馬瀬 智光 | 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 埋蔵文化財係長 |
| 堀 大輔 | 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 記念物係長 |
| 家原 圭太 | 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 主任 |
| 熊谷 舞子 | 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 文化財保護技師 |

○開催実績

第1回 令和6年7月4日
 第2回 令和6年12月23日
 第3回 令和7年7月2日
 第4回 令和7年10月28日

1-4 計画の構成

本計画の構成を、図1-1に示す。



図1-1 本計画の構成

1-5 他の計画との関係

(1) 上位計画

○はばたけ未来へ！ 京プラン2025（京都市基本計画）

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>計画の位置づけ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●基本構想に基づく第3期の基本計画（計画期間：令和3（2021）年～令和7（2025）年） ●さまざまな主体と行政とがともに汗を流して協働する「共汗型・戦略的計画」 ●時代の潮流を踏まえた「未来志向の計画」 |
| <p>都市経営の理念</p> | <p>：京都市の都市政策を進めていくうえでの基本となる考え方 ～生活者を基点に、参加と共働で未来を切り拓く～</p> |
| <p>京都市の未来像 ：めざすべき京都の姿</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○地球環境に暮らしが豊かに調和する「環境共生と脱炭素のまち・京都」 ○歴史・文化を創造的に活用し、継承する「日本の心が感じられる国際都市・京都」 ○伝統と知恵を生かし、豊かなくらしと都市の活力を支える「環境と社会に貢献する産業を育てるまち・京都」 ○誰もがともに学び成長し、未来を担う若者が育つ「学びのまち・京都」 ○いのちとくらしを守り、安心・安全で幸福を実感できる「支え合い自治が息づくまち・京都」 ○人間らしくいきいきと働き、家庭・地域で心豊かに生活できる「真のワーク・ライフ・バランスを実現するまち・京都」 |
| <p>史跡西寺跡の位置づけ または関連する施策等</p> | <p>政策分野5：文化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○みんなでめざす 2025 年の姿 <p>3 京都文化遺産が、多くの市民や関係者により生かされ、守り伝えられている 京都の奥深い歴史や文化を伝える有形無形の文化遺産や衣食住などの伝統的な暮らしの文化が、多くの市民や大学、企業等の関係者により日々の暮らしの中に生かされ、京都文化遺産として大切に守り伝えられている。</p> <p>推進施策3 日本の宝である京都文化遺産の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> (2) 文化財の多様な価値を生かした「保存と活用の好循環」の創出 社会状況に応じて、文化財が有する多様な価値を最大限生かせるよう、文化財の調査・研究や文化財の指定・修理、防災・防犯の対策を行う「保存」と、多くの人に文化財の価値を知り体感してもらう「活用」とをバランスよく行う。これにより、文化財に対する理解や、保存のための財源や担い手の確保、伝統技術の継承等にもつなげる「保存と活用の好循環」を創出していく。 (3) 文化遺産を大切にしまちづくりの推進 文化遺産とその周辺環境の一体的な保全など、文化財保護政策と景観まちづくり政策との融合を図り、地域との連携を深めながら、京都の奥深い歴史を伝える有形無形の文化遺産を大切にしまちづくりを進める。 |

○未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～（2021-2030）

| | |
|----------------------|---|
| 計画の位置づけ | ○平成 31 年（2019）4 月に施行された文化財保護法に位置付けられた法定計画として京都府文化財保存活用大綱を勘案して取りまとめた。 ○「はばたけ未来へ！京みやこプラン 2025（京都市基本計画）」（令和 3 年（2021）3 月策定）を上位計画として、平成 31 年（2019）3 月に京都市文化財保護審議会から提出された答申を踏まえて作成した文化財保護に係る分野別計画である。 |
| 計画期間 | ○計画期間は令和 3 年度（2021）～令和 12 年度（2030）までの 10 年間とする。京都市基本計画の終期である令和 7 年（2025）に合わせて、必要に応じて見直しを行い、軽微な変更を除き、改めて国の認定を受けるものとする。 |
| 計画の方針 | 京都文化遺産の維持継承に関する方針として、以下の 4 つの方針が示されている。 （1）見つける　：京都文化遺産の価値を調査する （2）知る　　：京都文化遺産を身近に感じ、価値を知る （3）守る　　：京都文化遺産の価値を維持継承する （4）活かす　：京都文化遺産の価値を育て、創造する |
| 史跡西寺跡の位置づけまたは関連する施策等 | ○史跡西寺跡は、基本方針「（3）守る」の課題として「買上げや保存を進める必要がある主な史跡等」の一つとして位置づけられている。 ○また、京都文化遺産の維持継承に関する措置「（3）守る」の取組である「史跡公有化及び仮整備」の対象の一つとして、西寺塔跡が挙げられている。 |

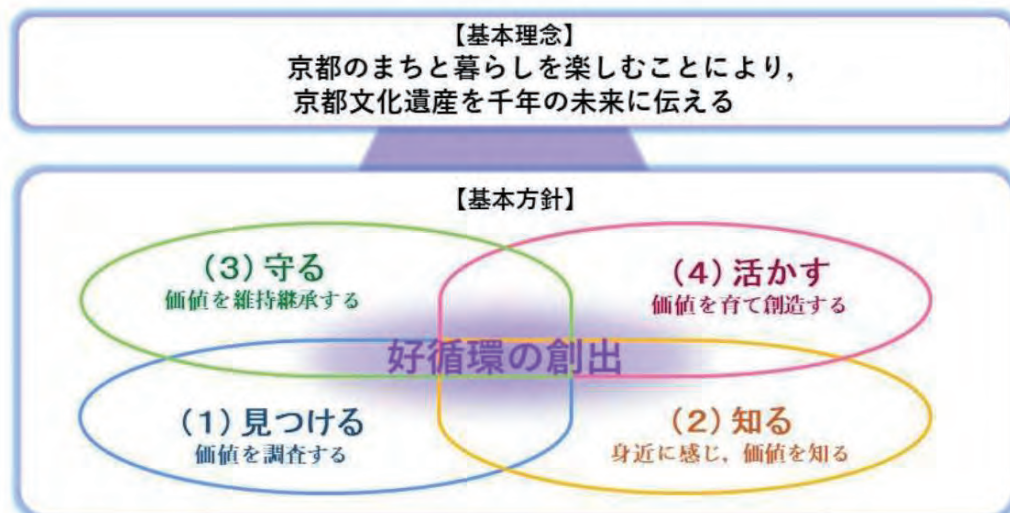


図1-2 京都文化遺産の維持継承に関する基本理念・基本方針等
（未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～（R03.07）より）

(2) 関連計画

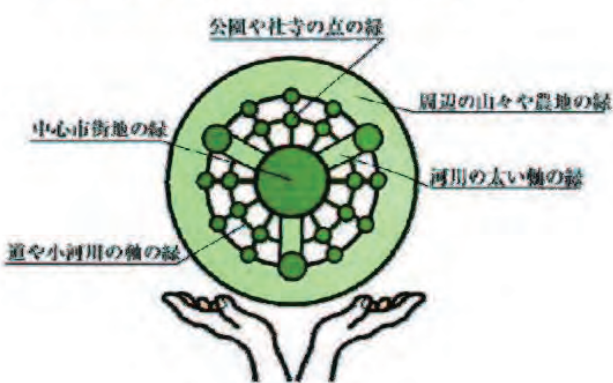
○京都市都市計画マスタープラン（令和3年9月）

| | |
|----------------------|---|
| 都市計画マスタープランの位置づけ | ○京都市基本計画や各区基本計画、関連分野の諸計画などと連携し、京都市持続可能な都市構築プランを踏まえた都市計画の分野に関する事項の方針を示す。 |
| 目標年次 | ○京都市基本構想に合わせ、令和7年（2025）とする。 |
| 目標とする都市の姿 | <p>(1) 地球環境への負荷が少ない都市【環境】</p> <p>(2) 活力ある都市【経済】</p> <p>(3) 誰もが快適に暮らすことのできる都市【生活】</p> <p>(4) 歴史や文化を継承し創造的に活用する都市【文化】</p> <p>① 歴史的な町並み景観を守り、育む都市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三山の眺望などに配慮した景観形成 ・歴史的町並みの保全 ・道路の無電柱化による景観形成 <p>② 京町屋や庭園等の歴史・文化資源を活用する都市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京町屋等の既存建築物の有効活用 ・文化財や京町屋等の歴史・文化資源の安全性の確保 ・京都文化遺産を活用した取組 ・歴史的景観を形成する建築物や庭園の保全・継承・活用 ・「新町屋」の普及 <p>③ 京都ならではの文化を継承・創造する都市</p> <p>(5) 安心で安全な都市【安心・安全】</p> |
| 方面別指針（史跡西寺跡周辺に関するもの） | <p>【都心部】</p> <p>(4)主な地域の将来像と暮らしのイメージ</p> <p>①方面全般</p> <p>地域の文化・コミュニティや職と住が共存する歴史的な町並みと、広域的な商業施設、多くの企業が活動するオフィスビルやホールなど複合的な機能が重なり合う京都ならではの都心空間において、その魅力を更に高める機能が充実し、国内外から多様な人々が集い、暮らし、働き、交流している。</p> <p>京都都市圏の中核を担う京都駅とその周辺地域では、都市活力をけん引するオフィスビルや商業施設などの都市機能の高度集積が進むとともに、市立芸術大学移転や市中央卸売市場の再整備、梅小路京都西駅の開業を契機として、クリエイティブなまちづくりの機運が高まり、アートやデザイン、ものづくり、伝統・先端産業などが融合した様々な取組・活動が展開されている。</p> <p>②地域中核拠点エリア</p> <p><西大路駅周辺></p> <p>駅周辺のバリアフリー化や土地の有効活用が進み、周辺の業務機能や工場の操業環境とも調和したうるおいある居住環境が創出され、回遊性と利便性を兼ね備えた拠点が形成されている。</p> |

○京都市景観計画（令和3年4月）

| | |
|--|--|
| 基本方針 | <p>(1) 時を超え光り輝く京都の景観づくりの推進</p> <p>① “盆地景”を基本に自然と共生する景観形成</p> <p>② 伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成</p> <p>③ “京都らしさ”を活かした個性ある多様な空間から構成される景観形成</p> <p>④ 都市の活力を生み出す景観形成</p> <p>⑤ 行政、市民、事業者等のパートナーシップによる景観形成</p> <p>(2) 市民等の自発的な活動や協働による良好な景観形成の促進</p> <p>(3) 総合的な景観形成の推進</p> <p>(4) 深化する景観政策</p> |
| 市街地景観の整備に関する計画 | <p>京都市固有の趣のある市街地の景観が市民にとって貴重な文化的資産であることにかんがみ、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成に資する行為の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備に関する事項、その他市街地景観の整備に関し必要な事項を定め、良好な都市環境の保全及び創出に資するとともに、この景観を将来の世代に継承することとする。</p> <p>(中略)</p> <p>市街地景観の整備を図るため、おおむね昭和初期に市街地が形成されていた北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域及び伏見の旧市街地（以下、「歴史的市街地」という。）を、景観形成の重点地域と定め、これら範囲の全域を都市計画法に基づく景観地区（「美観地区」あるいは「美観形成地区」）として指定し、景観法及び同法に基づく条例の認定制度を活用する。</p> <p>(2)美観形成地区</p> <p>美観地区に接する幹線道路沿道や優れた眺望景観の視点場のある通り、京都駅周辺地域などを、都市計画法に基づく景観地区（美観形成地区）として指定し、良好な市街地の景観の創出を図る。</p> |
| 美観形成地区における良好な景観の創出に関する地域別方針（史跡西寺跡周辺に関するもの） | <p>【西七条・唐橋】</p> <p>この地域は、北を五条通及び本願寺周辺旧市街地型美観地区、西を西大路通、南を九条通、東を堀川通西側に囲まれた地域（本願寺歴史的遺産型美観地区を除く。）から構成され、当該地域内には、リサーチパークや中央卸売市場などの大規模公益施設を有するとともに、活気溢れる下町の風情を醸し出している。また、羅城門や西寺跡等の史跡にも恵まれている。</p> <p>このため、この地域の建築物等は、通りの景観特性に応じて、京町屋等の歴史的町並みを残す地域においては、外観に和風意匠を取り入れるなどして歴史的な町並み景観の形成を図り、その他の地域は、屋上景観等の整備に努め、良好な市街地景観の創出を図る。</p> |

○京都市緑の基本計画（平成22年3月）

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>計画の位置づけ</p> | <p>京都市における緑の将来像を明らかにし、その実現に向けた取り組みを展開していくためのものであり、さまざまな計画に位置づけられる緑の取組を包括的に取り込み、今後、京都市が展開するみどりに関する取り組みの指針として位置づける。</p> |
| <p>目標年次</p> | <p>○京都市基本構想に合わせ、令和7年（2025）とする。</p> |
| <p>緑の将来像</p> | <p style="text-align: center;">緑の将来像の模式図 —緑の御所車—</p>  |
| <p>緑化の目標（史跡西寺跡周辺市街地に関するもの）</p> | <p>イ 歴史的市街地 概ね昭和初期に市街地が形成されていた北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域及び伏見の旧市街地は、古い家屋が多く残っており、緑の量が少ないだけでなく、新たに緑の空間を増やすことが難しい状況にあります。 緑を大幅に増やすことは困難ですが、市民や観光客の満足度に資する、小さくても効果的な緑を創出していくことが求められます。</p> |
| <p>緑の配置方針（史跡西寺跡周辺市街地に関するもの）</p> | <p><レクリエーション機能> 歴史的市街地では、身近なレクリエーションの場や災害時の避難場所となるオープンスペースが不足していますが、新たな公園用地を確保することが難しいことから、従来とは異なる手法によりオープンスペースを確保する必要があります。 開園後40年以上経過した古い公園が数多く存在しており、施設の老朽化や樹木の繁茂によって利用者の安心・安全が損なわれ、利用頻度が低下した公園が増えています。これらの公園を現在の地域性や周辺住民の声、時代のニーズに対応したものとして再整備する必要があります。</p> <p><景観形成・歴史的環境保全機能> 御土居や廃寺跡を始め、数多くの史跡・名勝・天然記念物が点在しています。これらについては点でなく、面としての視点に立ち、周辺環境と調和した保全が必要です。 歴史的市街地は、古都である本市を特徴づける観光客の多い地区ですが、緑が少なく、緑化余地も少ない状況であるため、市民や来訪者の満足度を高め、良好な景観形成につながる新たな緑化手法の導入が必要です。</p> |

○京都府文化財保存活用大綱（令和2年3月）

| | |
|----------------------------|--|
| 大綱の位置づけ | ○平成 31 年 3 月の国の指針「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（以下「国の指針」という。）に基づくものであり、府教育委員会が文化財の保存と活用のための各種の取組を進めていく上での基盤となるものです。 |
| めざすべき将来像 | ○府内各地で守り育てられた文化財が、地域に愛され、誇りとして適切に保護・継承されていること |
| 文化財の保存・活用のための基本的な方針 （抄） | <p>（1）文化財の指定等による保護の促進</p> <p>（2）文化財の保護体制の強化</p> <p>これまでのように、文化財の所有者や管理者のみでは、文化財を適切に保護・継承することが困難になっています。今後は、多くの人々が文化財の保護と継承に関わる新たな環境を創出し、その協力を得て文化財を守り伝える仕組みを作ることが求められます。このためには、文化財所有者、行政機関と関係団体、研究機関等が連携し、地域の中でその価値を明確にして、文化財が適切に公開され、より多くの人たちがその保存・活用に積極的に関われる環境づくりを進めることが最も重要です。</p> <p>（3）文化財保護を支える技術等の継承</p> <p>（4）文化財の地域的な保存・活用の促進</p> <p>これまで文化財は単独でその保存・活用を行うことが多くありましたが、近年は一定の範囲内に点在する複数の文化財を面的に把握し、価値付けを行い、時には周囲の景観を含めて保存・活用を図る取組が見られるようになってきました。今後の文化財の地域的な保存・活用においては、こうした文化財保護の在り方も重要です。</p> <p>文化財の様々な活用は、多くの人たちが文化財に触れ、その魅力を共有できる機会を生み出し、その保護・継承を支える新たな環境をつくりだす上で、重要な意味をもっています。</p> <p>文化財の活用は、その適切な保存が前提です。そのためには、適切な保存活用計画の作成などにより、文化財の活用にかかるリスクを十分に検討し、公開にあたり、対策を講じておく必要があります。多様な文化財の状態に応じた十分な保存対策が講じられていないと、活用によるき損や滅失の危険性が生じます。また、一定の対策が講じられていても、過剰に活用された場合、文化財の本質的な価値を損なう恐れがあります。</p> <p>このように文化財の保存と活用の均衡を重視し、その保存環境の整備が図られた上で公開していくことが重要です。</p> |

1-6 計画の対象地

本計画は、令和8年3月31日現在の史跡西寺跡指定地全体を対象とする。

1-7 計画の期間

本計画は、令和8年4月1日から実施し、10年間をめぐりに必要に応じて改定を行うものとする。

2

史跡西寺跡周辺の状況

2-1 自然

(1) 気候

京都市の気温と降水量（1981年から2010年までの平均値）を図2-1に示す。気候は夏に雨が冬に少ない瀬戸内式気候であり、三方を山に囲まれた地形から、寒暖の差が大きいことが特徴となっている。

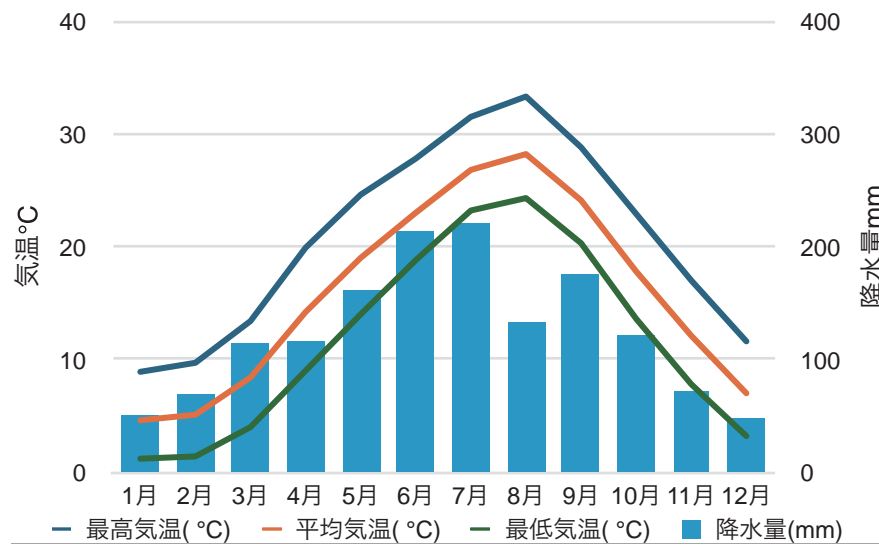


図2-1 京都市の気温と降水量

(2) 地形・地質

西寺跡は京都盆地北半中央、鴨川が形成した扇状地南西端の微高地に立地している。標高は主要伽藍のある寺域南半の北東角20.8m、北西角19.9m、南東角19.3m、南西角18.8mとごく緩やかな傾斜のある地形である。寺跡の南西約1.5kmを流れる桂川の沿岸部で標高19m前後であり、近代には寺跡の南西約0.6kmまで後背湿地が迫っていた。

従前の埋蔵文化財調査では、寺跡の西部を除き、現地表下0.1～0.5mで砂礫がちの基盤層に達することが多く、寺院を建立するには概ね良い地盤であると言える。

このような自然環境であるため、土砂災害のおそれはないものの、京都市水害ハザードマップ（南区版、令和3年5月）では、周辺一帯における浸水深さが0.5～3m未満とされている（図2-11）。また、京都市地震ハザードマップ（南区版、令和6年3月）では、花折断層地震による震度6強の揺れが想定されている（図2-12）。

2. 史跡西寺跡周辺の状況

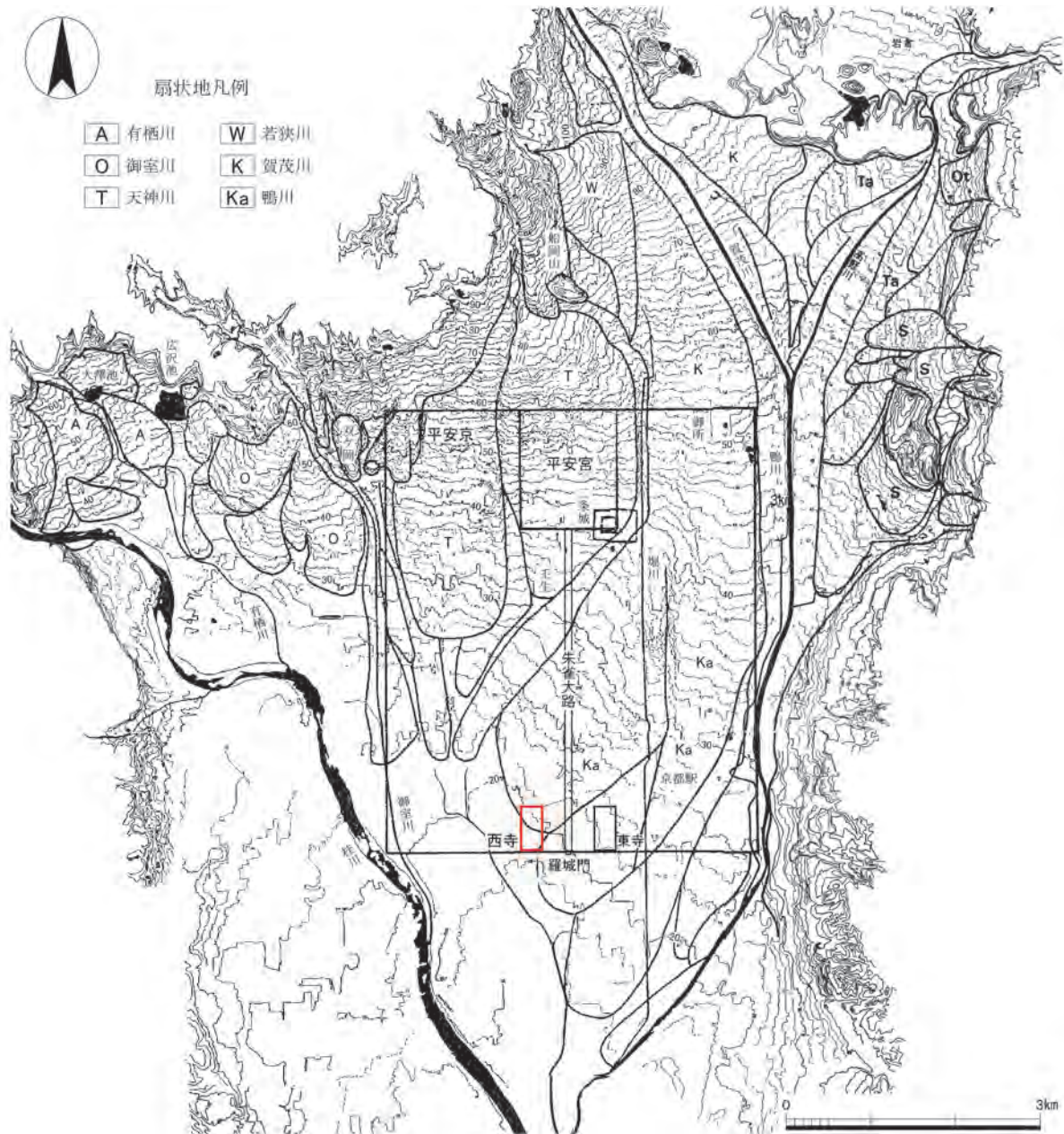


図2-2 京都盆地北部の扇状地(石田1982を一部改変)

(参考文献)

石田志郎「京都盆地北部の扇状地-平安遷都時の京都の地勢-」『古代文化』第34巻第12号 古代学協会 1982年

2-2 社会

(1) 位置とアクセス

史跡西寺跡は京都市南区の北部に位置し、国道171号（九条通）とJR東海道線に南北を挟まれ、西側は御前通（平安京の西大宮大路）に接している。最寄り駅であるJR西大路駅が西方約500mの位置にあり、近くを通るバス路線が7系統あるなど、交通利便性の高いエリアとなっている。また、JR西大路駅のほか、近鉄東寺駅、JR・近鉄京都駅、JR梅小路京都西駅などの鉄道駅も至近に位置している。

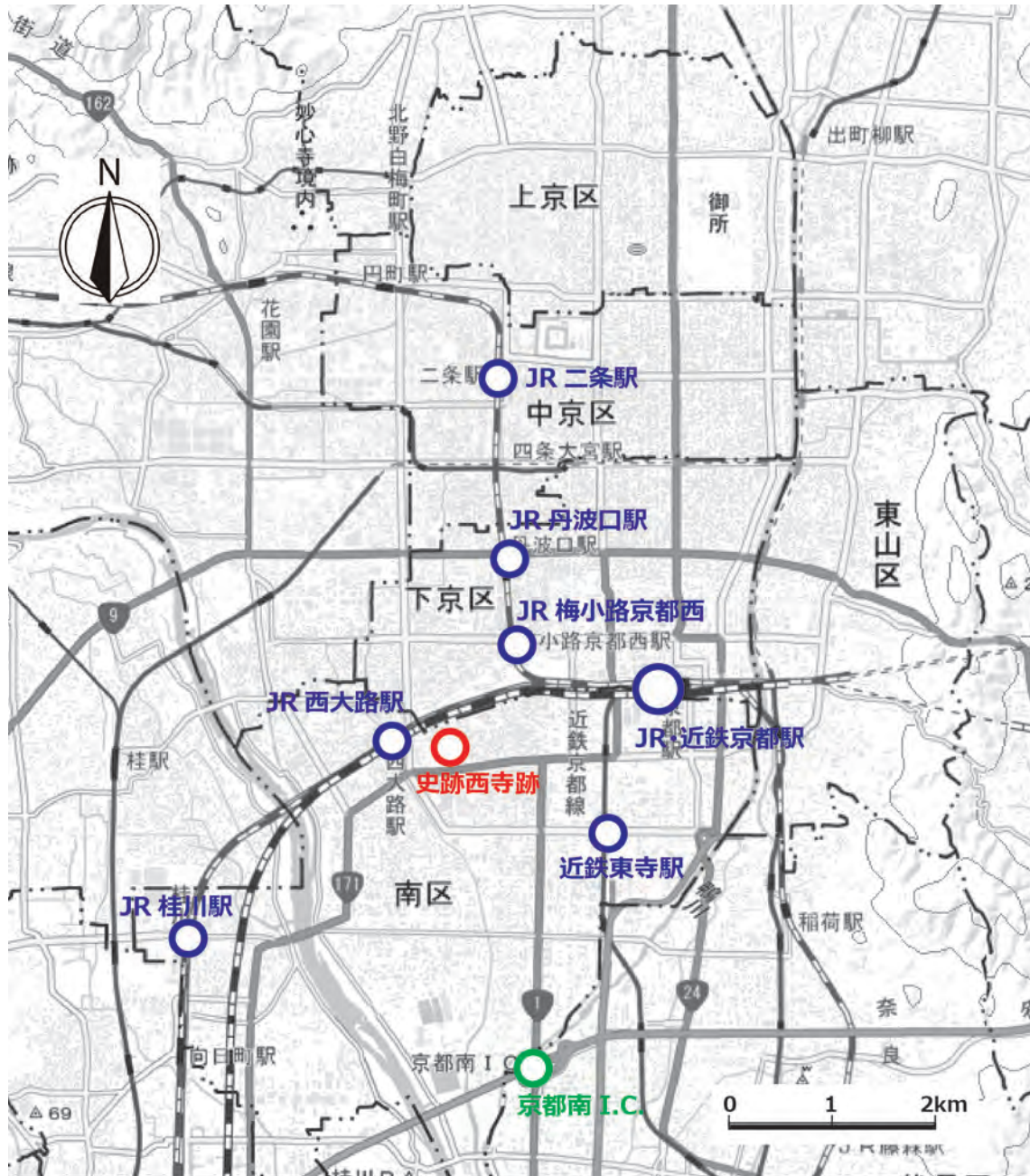


図2-3 位置図

(2) 人口

史跡西寺跡の位置する京都市南区は、世帯数は約5万世帯、人口約10万人が暮らしており、京都市全体の人口が減少傾向にあるのに対して、南区は世帯数、人口ともに増加傾向にある。

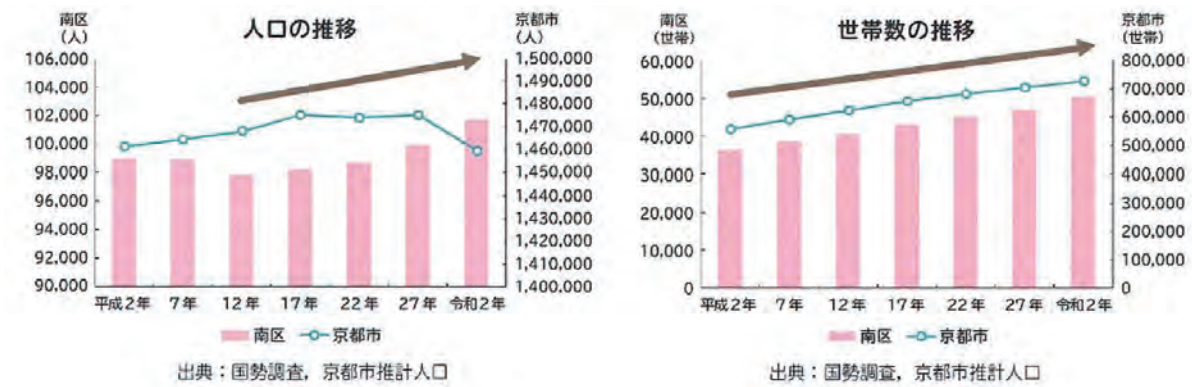


図2-4 人口及び世帯数の推移
(京都市南区基本計画 (2021-2025) より)

京都市と南区の人口ピラミッドを比較すると、南区は「15～24歳」の割合が低い一方で、「25～39歳」の割合が高くなっている。一方、人口動態については、南区では、平成7年～16年までは自然増よりも社会減が上回る傾向にあったが、平成17年以降は自然増よりも社会増が上回る傾向にある。

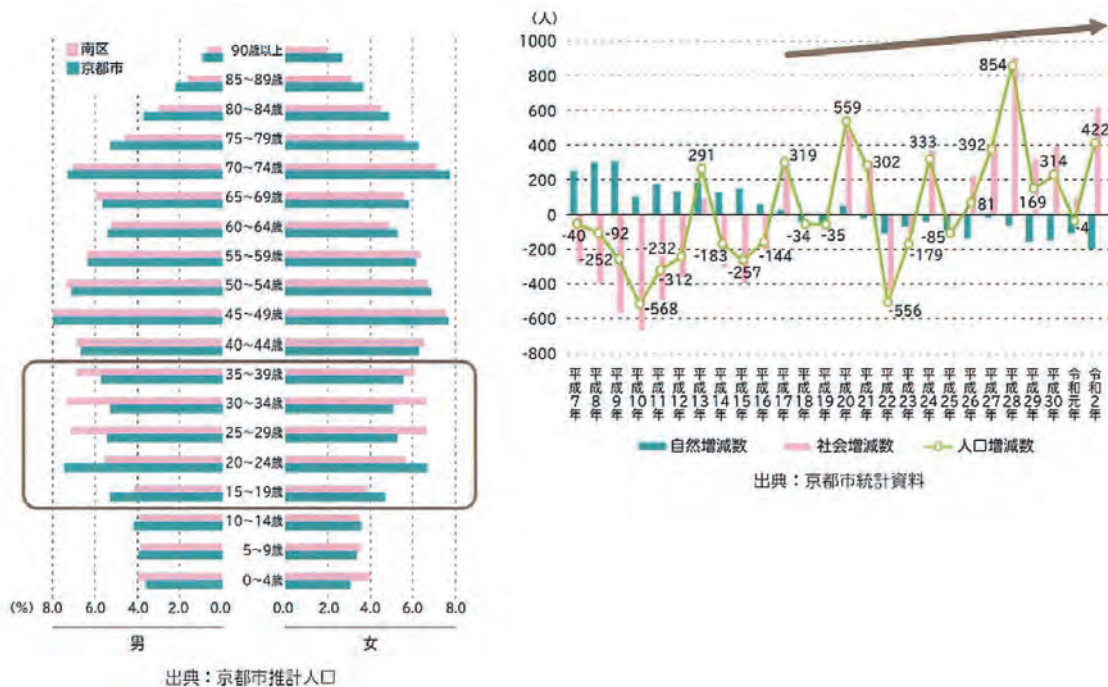


図2-5 人口ピラミッド及び人口動態
(京都市南区基本計画 (2021-2025) より)

(3) 土地利用等の状況

大正時代までの史跡西寺跡一帯はほとんどが田畑で、東海道線南の御前通沿いに旧唐橋村の集落が存在している程度であった。しかし、昭和8～10年（1933～35）頃に区画整理（西寺地区土地区画整理事業）が行われ（註1）、昭和8年には中心伽藍域の南半に京都市立七条第二尋常小学校（現・唐橋小学校）が、12年には北半に唐橋西寺公園が設立された。第3章で述べるように、西寺跡の最初の史跡指定は大正10年と早いものの、この時は講堂跡の官有地のみが指定対象であったため、このようなことになったものである。しかしながら、公園と学校が早くから伽藍中枢部にあったおかげで遺構の破壊を免れてきたという側面もある。

昭和10年には寺域の西隣に京都市立第一工業学校（後に京都市立洛陽高等学校→京都市立洛陽工業高等学校と改称）が上京から移ってきた。昭和20年代には宅地化が進み、21年の航空写真ではほぼ全ての土地に住宅が密集している様子が見て取れる（註2）。昭和24年には寺域北部に京都市立八条中学校が開校し、近接区域に小・中・高が揃うこととなった。このような立地から、唐橋西寺公園は小学生を中心に子供の姿が絶えない状況である。洛陽工業高等学校は市立伏見工業高等学校との統合・移転により平成29年度末で閉校したが、跡地には南区吉祥院にあった市立塔南高等学校が移転し再編され、市立開建高等学校として令和5年度に開校した。

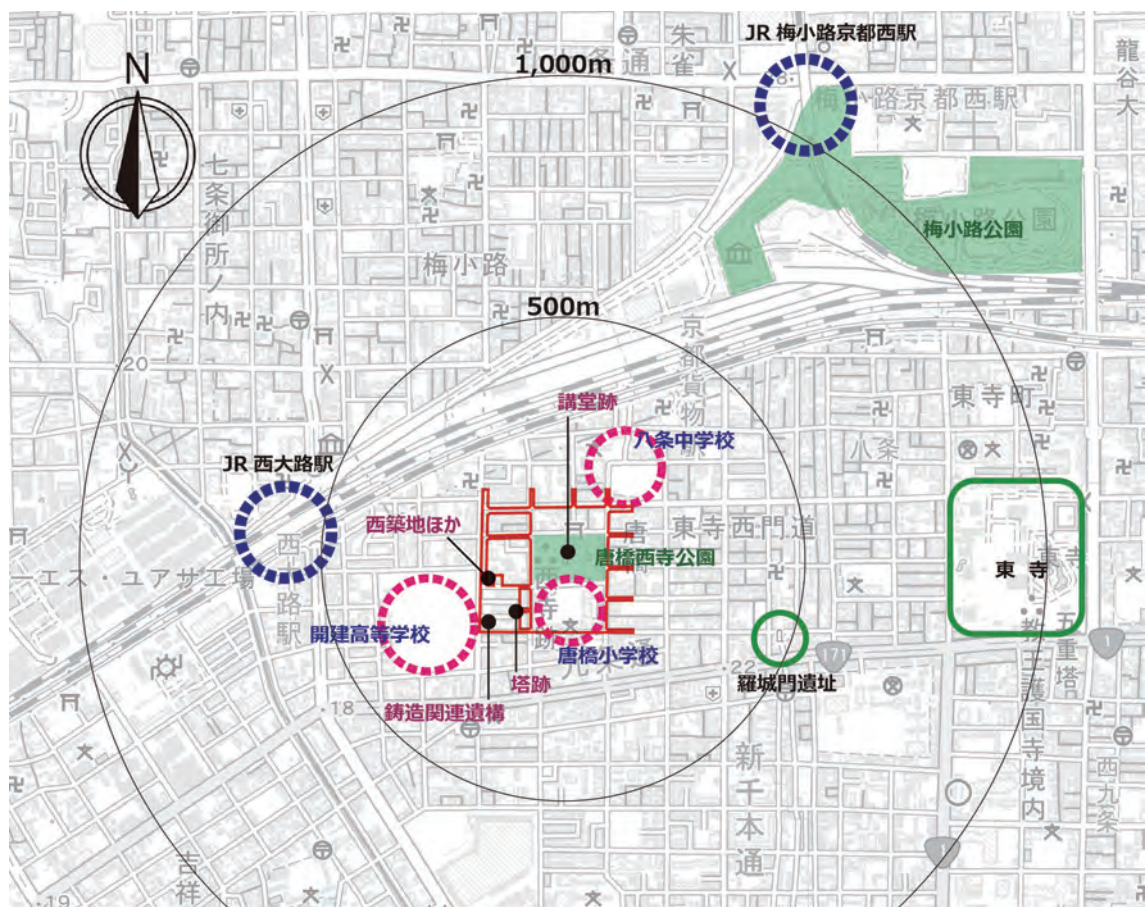


図2-6 史跡西寺跡及び周辺の状況

2. 史跡西寺跡周辺の状況

註

- 1) 西寺土地区画整理事業は昭和6年6月に認可され、昭和8年1月に着工、昭和19年3月に換地処分を終えている。しかし、昭和10年刊行の『京都土地区画整理事業概要』に「殆んど竣工セリ」とあり(「唐橋村」『史料京都の歴史』第13巻南区、京都市、1992年)、昭和10年の都市計画図でも現在とほぼ変わらない街区となっている。
- 2) 国土地理院HP「地図・空中写真閲覧サービス」写真番号USA-R275-A-7-160

(4) 法適用等の状況

表2-1 史跡地周辺の法適用の状況

| 法令 | 地域指定等 | 担当課 | 概要 |
|------------------------|---|-----------------|--|
| 文化財保護法 | <ul style="list-style-type: none"> ・西寺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地） ・西寺跡（史跡） | 文化財保護課 | 周知の埋蔵文化財包蔵地内で公共事業を除く建設工事や開発工事、土壌汚染土の除去などを行う場合、工事開始までに届出が必要。また、「史跡」は、現状保存が原則であり、現状変更には国又は市による許可が必要。 |
| 都市計画法 | <ul style="list-style-type: none"> ・第一種住居地域 | 都市計画課 | 計画地は第一種住居地域で、容積率200%、建蔽率60%、20m第2種高度地区に該当。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・都市施設 ・都市計画道路 | 都市計画課 | 計画地の外周に面して都市道路が通っている。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・準防火地域 | 都市計画課 | 計画地全体が準防火地域に該当する。 |
| 景観法（京都市景観計画） | <ul style="list-style-type: none"> ・市街地型美観形成地区 | 都市計画課 | 計画地が市街地型美観形成地区に該当する。 ●市街地型美観形成地区：屋根や外壁の形態意匠、色彩の制限 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・遠景デザイン保全区域(4)、(11)、(49) | 都市計画課 | |
| 屋外広告物法 屋外広告物法に基づく条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・第5種地域 ・屋外広告物禁止地域 | 都市計画局広告景観づくり推進室 | 計画地は、第5種地域に該当する。建築物等定着型屋外広告物、独立型屋外広告物、特定屋内広告物が規制を受ける。京都市においては、屋外広告物規制区域内及び屋外広告物等特別規制地区内で屋外広告物を表示する場合は市長の許可が必要。 |

1) 都市計画法/用途地域・高度地区

史跡指定地の大部分を含む周辺一帯は第一種住居地域に指定されており、建蔽率60%、容積率200%で、20m第2種高度地区に指定されている。したがって、戸建て住宅が建ち並ぶ現状は、将来まとまった土地が動いた場合には、共同住宅などに変貌する可能性を含んでいる。

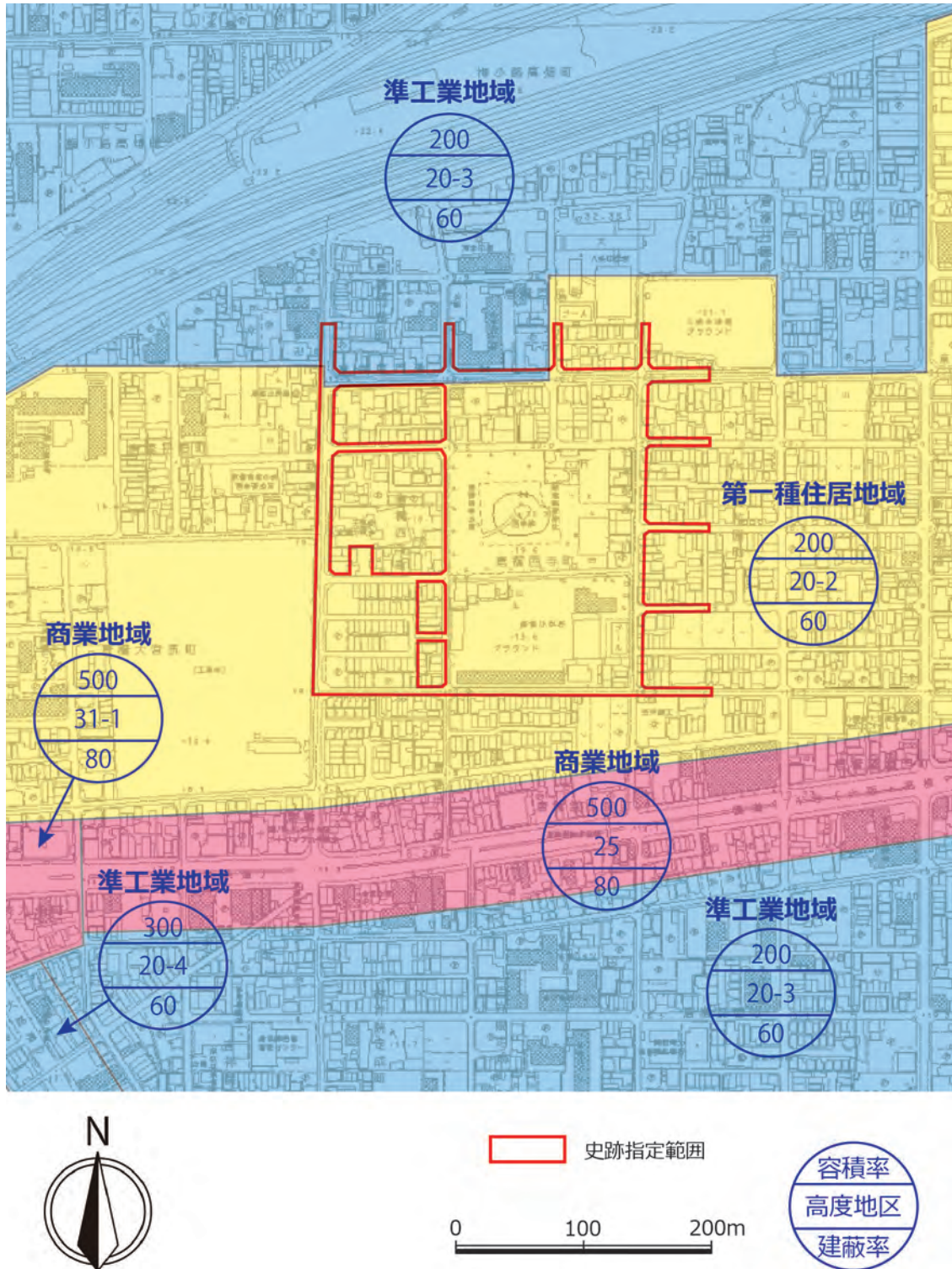


図2-7 史跡地周辺の法適用（用途地域・高度地区）

2. 史跡西寺跡周辺の状況

2) 景観法/景観地区

史跡地を含む周辺一帯は、市街地型美観形成地区に指定されており、建築物は原則的に勾配屋根とするなどの景観規制が行われている。



図2-8 史跡地周辺の法適用（景観地区）

3) 景観法/眺望景観

史跡地を含む周辺一帯は、清水寺(4)、慈照寺(11)、大文字山(49)を視点場とした遠景デザイン保全区域に指定されている。

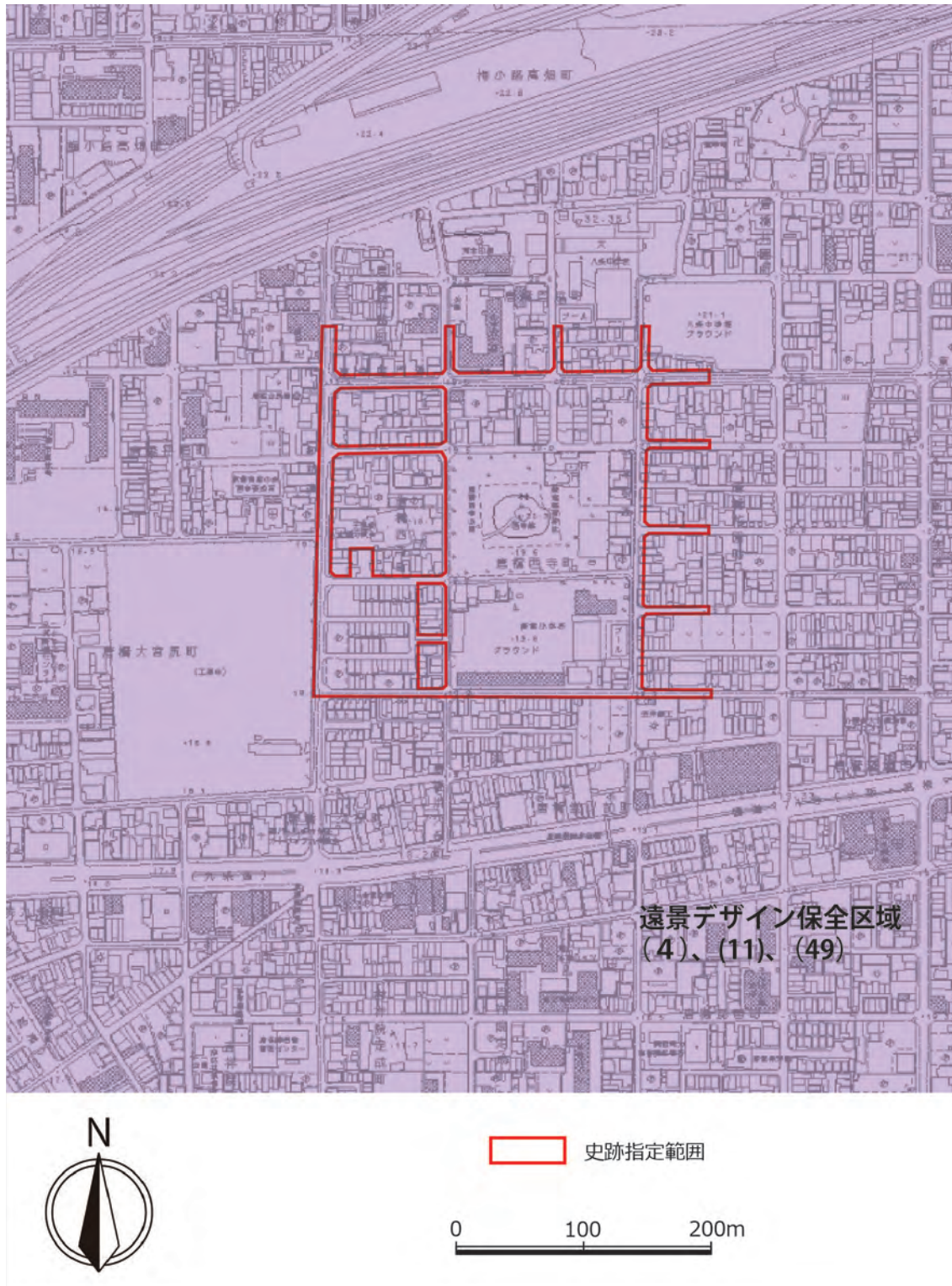


図2-9 史跡地周辺の法適用（眺望景観）

2. 史跡西寺跡周辺の状況

4) 屋外広告物法/屋外広告物規制

史跡指定地は「屋外広告物禁止区域」とされており、史跡地を含む周辺一帯は第5種地域に指定されている。

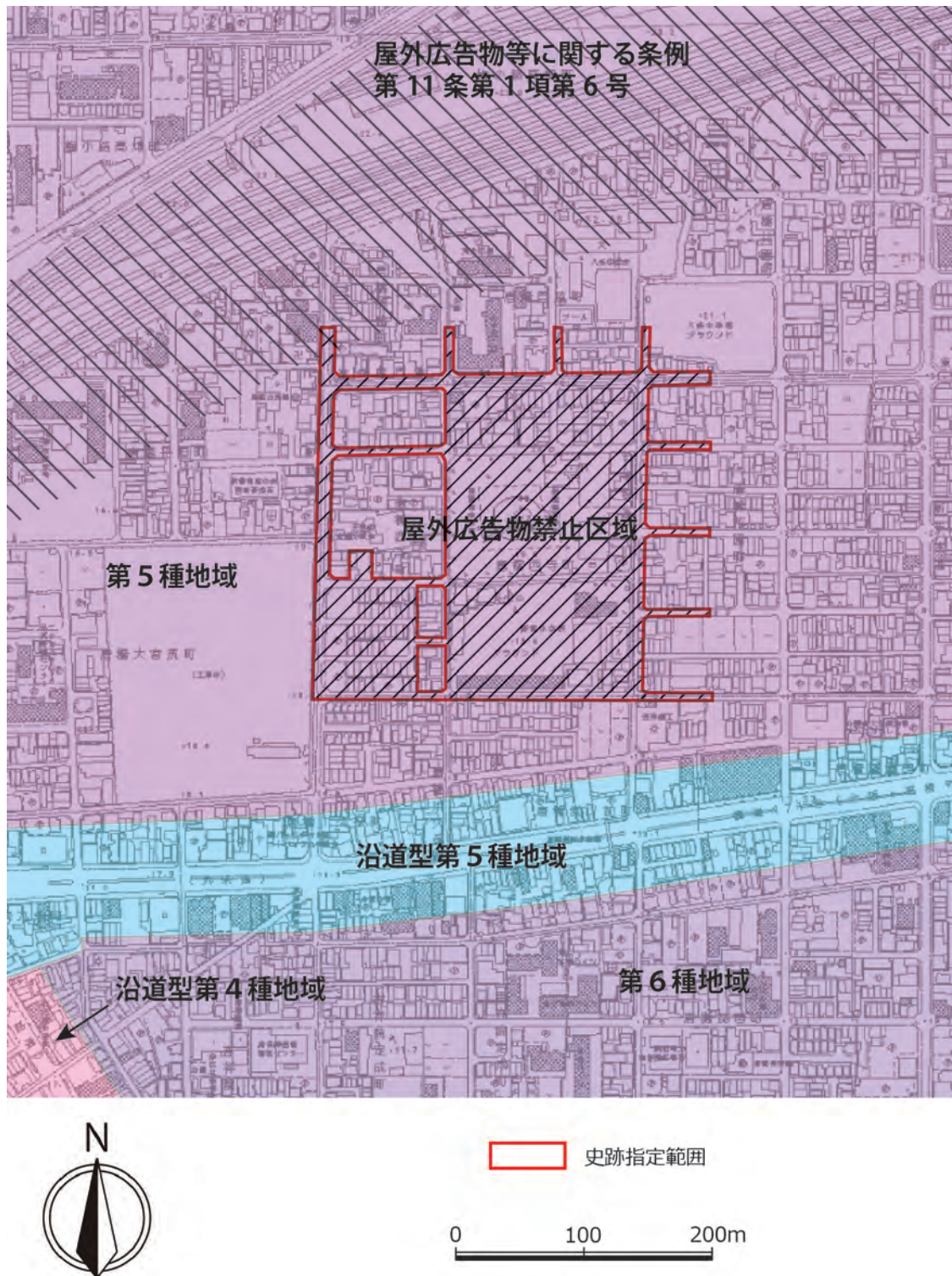


図2-10 史跡地周辺の法適用（屋外広告物関連）

(参考) 京都市ハザードマップ

(京都市水害ハザードマップ)

京都市水害ハザードマップ（南区版：令和3年5月）では、史跡地を含む周辺一帯における浸水深さ（水防法によって国や京都府が指定する「桂川下流」「鴨川・高野川」「天神川」「小畑川」が氾濫した場合に想定される最大の浸水の深さ）が、0.5～3m未満と想定されている。

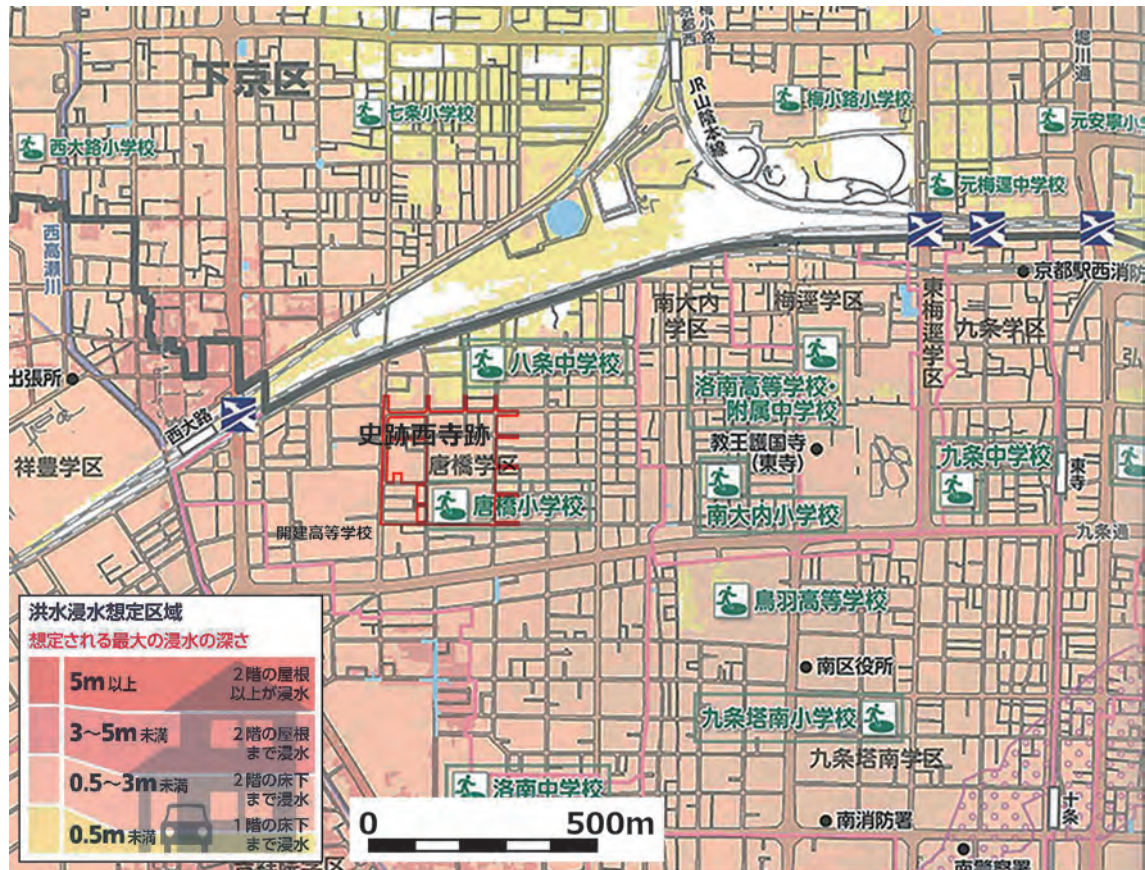


図2-11 京都市水害ハザードマップ（南区版）に加筆

2. 史跡西寺跡周辺の状況

(京都市地震ハザードマップ)

京都市地震ハザードマップ（南区版：令和6年3月）では、史跡地を含む周辺一帯における震度（南区に最も大きな被害をもたらすと想定される「花折断層地震」の震度分布）が、震度6強と想定されている。

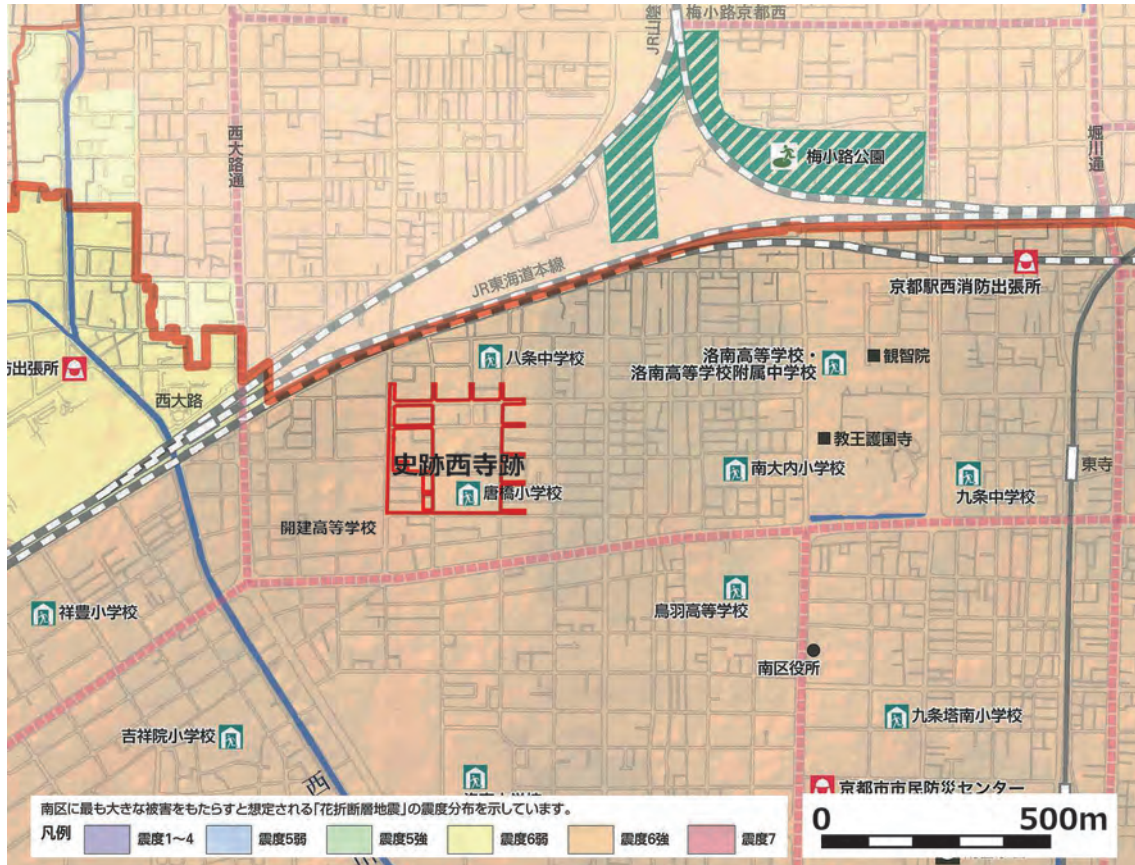


図2-12 京都市地震ハザードマップ（南区版）に加筆

2-3 歴史

(1) 弥生～古墳時代

近傍において縄文時代以前の遺跡は知られていない。明確な遺構は弥生時代中期（畿内第Ⅱ様式）以降で（唐橋遺跡）、後の西寺寺域北半（八条中学校周辺）で方形周溝墓や大溝、土坑などが確認されている（註1）。これに対し、寺城南半の下層には流路や落ち込みが多数あり、集落形成には適さない土地であったようである。弥生時代の後期から古墳時代になると、寺域の南西側にも集落が形成されたようで、開建高等学校の敷地やその東で古墳時代後期の竪穴建物を多数検出している（註2）。

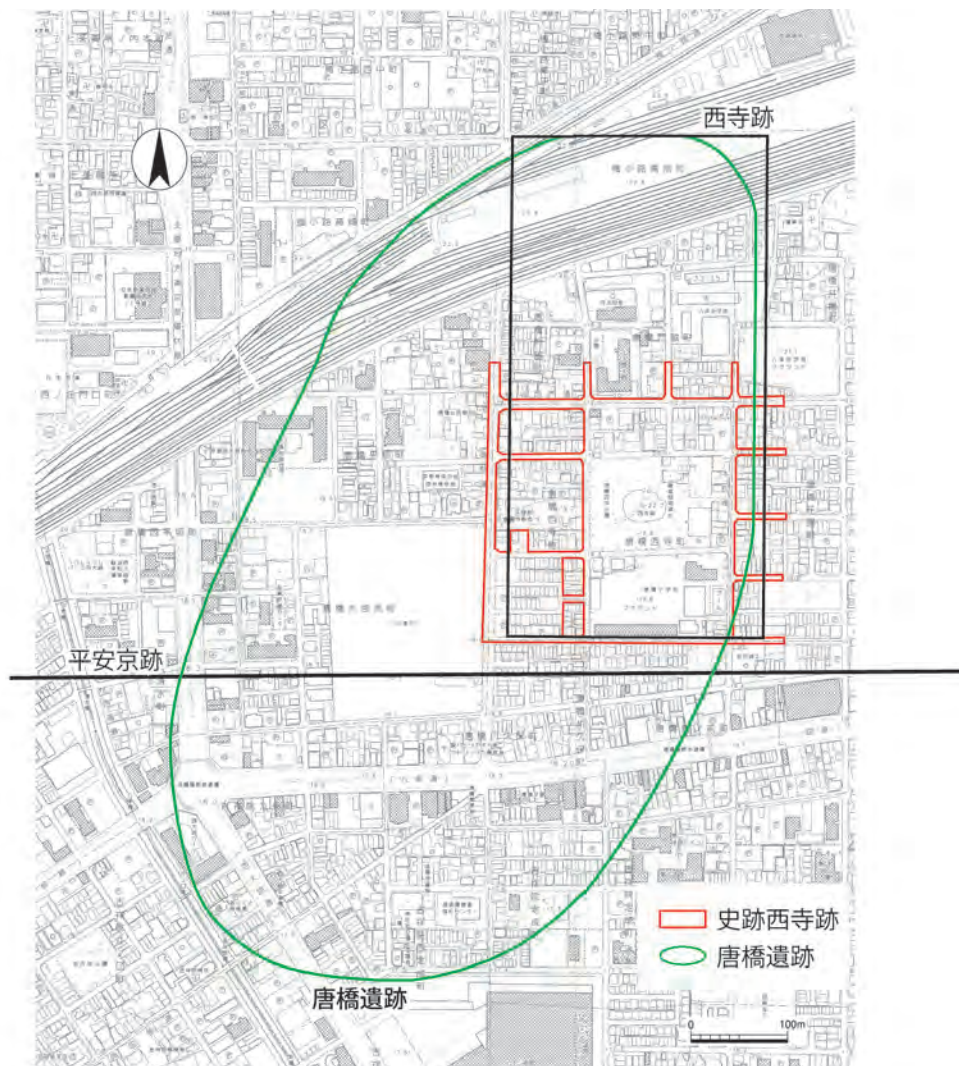


図2-13 唐橋遺跡位置図

(2) 飛鳥～奈良時代

開建高等学校の敷地では、飛鳥時代の掘立柱建物が確認されており、飛鳥から奈良時代にかけても土地利用が継続していたことが窺える（註3）。

(3) 平安時代

開建高等学校の敷地では、平安時代前期～中期にかけても掘立柱建物をはじめとした遺構を多数検出しており、引き続き宅地として利用されていたことが窺える。ただし、検出遺構は西大宮大路に面した部分に集中しており、以西は河川氾濫の影響を受けやすい低湿地であったと考えられる。しかし、後期になると遺構が見られなくなり、耕地化が進んだようである（註4）。

(4) 鎌倉～室町時代

当地の西側には東寺領荘園である植松東荘が置かれた。植松東荘は、観応3年（1352）、足利義詮によって東寺に寄進されたとされる。この頃にはすでに宅地としての利用はなく、一定規模の耕作地が展開していたと考えられる（註5）。『二水記』大永7年10月24日条（1526/11/18）には、この頃武家が西寺に陣を置き、桂や西岡へ出向いては放火したという記事が見える（註6）。

(5) 安土桃山時代

天正19年（1591）、豊臣秀吉が洛中の周囲に御土居を築く。西寺跡から見ると、かつての朱雀大路の東に沿って走る御土居が東寺との間を隔てることになったが、九条通に設けられた東寺口（鳥羽口）からは西国街道が西に向けて発し、西寺跡の南を通っていた。なお、御土居の堀は湧水を生じさせたようで、続く江戸時代にはその湧水が唐橋村の灌漑に利用されていた（註7）。

(6) 江戸時代

西寺跡を含む一帯は唐橋村と呼ばれるようになる。唐橋村は、北は葛野郡梅小路村、南は紀伊郡吉祥院村・上鳥羽村、東は葛野郡八条村・紀伊郡上鳥羽村、西は紀伊郡西中村・吉祥院村に接していた。元禄3年（1690）に分村し、東寺廻りに居住した支村の東唐橋村に対し、本村は西唐橋村と称した。享保14年（1729）時点で村高1244石余のうち1000石が禁裏御料と、村域のほとんどが禁裏御料という状況であったが、これは元和9年（1633）に徳川秀忠が進献した新御料である。寛保3年（1743）の「唐橋村明細帳」（竹内〈新〉家文書）には、「西寺古跡」が無年貢の芝地として東西拾五間南北拾六間（27×29m）の広さを有していたとあり、例年4月の祭礼では神輿の幸があると記されている（註8）。

(7) 明治時代以降

江戸時代に東西に分かれていた唐橋村は、明治5年（1872）に再び一村となったが、明治22年には町村制の施行に基づき西七条村、西塩小路村、梅小路村、御所ノ内村とともに七条村となる。周辺では、明治9年に大阪から延伸されてきた東海道本線が西寺跡の北側を通って大宮仮停車場まで開通し、翌10年には京都駅が開業する。明治44年、梅小路の軌道拡幅に伴い、鎌達稻荷神社が梅小路村から現在地へ移転。大正7年（1918）七条村が京都市に編入され、下京区に含まれることとなる。昭和30年（1955）、当時の国鉄東海道本線以南が南区として分区され、南区唐橋となる。

この間、明治27年（1894）には、御前通沿いの西方寺が「名称ノ湮滅スルヲ恐レ」「西寺ニ寺号復旧」しており（註9）、これが現在の宗教法人西寺（浄土宗西山禅林寺派）である。

註

- 1) 近藤奈央『平安京右京九条一坊十五町・十六町跡（西寺跡）・唐橋遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2016-6、（公財）京都市埋蔵文化財研究所、2017年
- 2) 「平安京右京九条二坊四町跡」『昭和53年度京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概要』（財）京都市埋蔵文化財研究所、2011年
李銀眞『平安京右京二坊四・五町跡、唐橋遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2020-2、（公財）京都市埋蔵文化財研究所、2020年
「平安京右京九条二坊」『昭和60年度京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概要』（財）京都市埋蔵文化財研究所、1988年
堀大輔「唐橋遺跡」『京都市内遺跡試掘調査概報平成15年度』京都市文化市民局、2004年
- 3) 李銀眞『平安京右京二坊四・五町跡、唐橋遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2020-2、（公財）京都市埋蔵文化財研究所、2020年
- 4) 李銀眞『平安京右京二坊四・五町跡、唐橋遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2020-2、（公財）京都市埋蔵文化財研究所、2020年
- 5) 李銀眞『平安京右京二坊四・五町跡、唐橋遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2020-2、（公財）京都市埋蔵文化財研究所、2020年
- 6) 「唐橋村」『史料京都の歴史』第13巻南区、京都市、1992年
- 7) 「唐橋村」『史料京都の歴史』第13巻南区、京都市、1992年
- 8) 「唐橋村」『史料京都の歴史』第13巻南区、京都市、1992年
- 9) 『西寺紀綱』（西寺蔵）

2-4 文化財

周辺の文化財としてまず挙げられるのは、東方約750mにある東寺（史跡教王護国寺境内）である。平安京造営に伴い西寺と対になるものとして創建された。伽藍は西寺とシンメトリーに配置されているが、細部では差異もある（註1）。また、東寺の食堂に安置されていた地藏菩薩立像（平安時代。重要文化財。現在は宝物館に安置）は、『東宝記』に「或記云」として西寺の遺仏との伝えが記され、9世紀末～10世紀初め頃の作とされている（註2）。東寺との間には羅城門跡がある。羅城門は天元3年（980）の大風で倒壊し、以後再建されなかった。過去再三の発掘調査にもかかわらず遺構は未検出であるが、跡地は都市公園である唐橋羅城門公園となっている。

西寺跡の北西、下京区梅小路の梅林寺にある大日如来と地藏菩薩は、寺伝ではかつて西寺食堂にあったものという。梅林寺の北方には、松尾大社の西七条御旅所がある。春の松尾祭には、神幸祭（おいで）で社を出た七社の神輿と唐櫃（のうち4基）がここに21日間駐輦し、還幸祭（おかえり）では西寺講堂跡（旭の森）に他の神輿とともに集結した後、本社に還御する。

東山区の東福寺には西寺のものと伝わる梵鐘が存在する。『山州名跡志』（正徳元年〈1711〉）、『山城名跡巡行志』（宝暦4年〈1754〉）、『京都坊目誌』（大正5年〈1916〉）などの地誌で紹介されているほか、寛政年間（1789-1801）に刷られたという「東福寺境内図」にもその旨が記されているが、現状ではこれらより古い史料は見当たらない。詳細については巻末別稿を参照されたい。龍頭が失われているが笠形頂部まで、高さ1.56m口径1.0mを測る。型的には奈良時代と推定されているもので（註3）、昭和32年（1957）重要文化財に指定されている。

このほかやや遠隔地ではあるが、西寺跡とともに地上に平安京の面影を残す場所として、史跡平安宮跡（内裏跡・朝堂院跡・豊楽院跡、上京区及び中京区）や史跡神泉苑（中京区）がある。また、西寺には直接関係しないが近傍の文化財として、智慧夢工房二九研究所主屋及び土蔵（ともに国登録）、六孫王神社本殿・拝殿・唐門及び回廊（市指定）、梅小路機関車庫（重文、下京区）がある。

史跡西寺跡が存在する京都市南区の文化財一覧を、表2-2～2-9に示す。

註

- 1) 西森正晃・鈴木久史『史跡西寺跡発掘調査総括報告書』京都市文化市民局、2021年
- 2) 東寺創建一千二百年記念出版編集委員会『新東宝記』東京美術、1996年
- 3) 坪井良平『日本の梵鐘』角川書店、1970年

表2-2 国指定等文化財：建造物（国宝・重要文化財）

| | 種別 | 名称 | 所在地 | 告示年月日 |
|-----|---------------|--------------------------------|----------------|--------------------------|
| 4 | 重要文化財 (国宝) | 教王護国寺五重塔 | 南区九条町 | 明30.12.28 (昭27.11.22) |
| 5 | 重要文化財 (国宝) | 教王護国寺金堂 [附 棟札1枚] | 南区九条町 | 明30.12.28 (昭28.3.31) |
| 19 | 重要文化財 (国宝) | 教王護国寺大師堂(西院御影堂) [附 厨子1基・棟札5枚] | 南区九条町 | 明31.12.28 (昭33.2.8) |
| 46 | 重要文化財 (国宝) | 教王護国寺蓮花門 | 南区九条町 | 明35.4.17 (昭27.11.22) |
| 66 | 重要文化財 | 教王護国寺慶賀門 | 南区九条町 | 明40.8.28 |
| 67 | 重要文化財 | 教王護国寺北大門 | 南区九条町 | 明40.8.28 |
| 85 | 重要文化財 | 教王護国寺東大門(不開門) | 南区九条町 | 明43.8.29 |
| 86 | 重要文化財 | 教王護国寺南大門 | 南区九条町 | 明43.8.29 |
| 87 | 重要文化財 | 教王護国寺北総門 | 南区九条町 | 明43.8.29 |
| 101 | 重要文化財 (国宝) | 観智院客殿 [附 棟札1枚] | 南区八条通大宮西入下る柳原町 | 大3.4.17 (昭34.6.27) |
| 111 | 重要文化財 | 教王護国寺宝蔵 | 南区九条町 | 大14.4.24 |
| 121 | 重要文化財 | 教王護国寺講堂 | 南区九条町 | 昭15.10.14 |
| 122 | 重要文化財 | 教王護国寺灌頂院 | 南区九条町 | 昭15.10.14 |
| | 重要文化財 | 教王護国寺灌頂院東門 | 南区九条町 | 昭30.6.22 |
| | 重要文化財 | 教王護国寺灌頂院北門 | 南区九条町 | 昭30.6.22 |
| 143 | 重要文化財 | 教王護国寺五重小塔 | 南区九条町 | 昭30.6.22 |

表2-3 国指定等文化財（国指定の史跡・名勝・天然記念物）

| | 種別 | 名称 | 所在地 | 告示年月日 |
|----|----|---------|---------|---------|
| 1 | 史跡 | 西寺跡 | 南区唐橋西寺町 | 大10.3.3 |
| 39 | 史跡 | 教王護国寺境内 | 南区九条町 | 昭9.3.13 |

表2-4 国指定等文化財：建造物（国登録有形文化財）

| | 種別 | 名称 | 所在地 | 告示年月日 |
|-----|----------|-----------------------------|--------------|----------|
| 294 | 国登録有形文化財 | 長谷川家住宅主屋 | 南区東九条東札辻町 | 平25.6.21 |
| 295 | 国登録有形文化財 | 長谷川家住宅土蔵 | 南区東九条東札辻町 | 平25.6.21 |
| 296 | 国登録有形文化財 | 長谷川家住宅表門 | 南区東九条東札辻町 | 平25.6.21 |
| 370 | 国登録有形文化財 | 去木庵（長谷川家住宅離れ） | 南区東九条東札辻町 | 平29.6.28 |
| 411 | 国登録有形文化財 | 智慧夢工房二九研究所主屋 | 南区唐橋川久保町 | 平30.5.10 |
| 412 | 国登録有形文化財 | 智慧夢工房二九研究所土蔵 | 南区唐橋川久保町 | 平30.5.10 |
| 27 | 市指定有形文化財 | 倉掛神社本殿 [附 棟札 2 枚・祈祷札 1 枚] | 南区久世東土川町 | 昭60.6.1 |
| 39 | 市指定有形文化財 | 六孫王神社本殿 | 南区壬生通八条上る八条町 | 昭61.6.2 |
| | | 六孫王神社拜殿 | 南区壬生通八条上る八条町 | 昭61.6.2 |
| | | 六孫王神社唐門 | 南区壬生通八条上る八条町 | 昭61.6.2 |
| | | 六孫王神社回廊 | 南区壬生通八条上る八条町 | 昭61.6.2 |
| | | 六孫王神社 [附 摂社 3 棟・棟札 1 枚・普請] | 南区壬生通八条上る八条町 | 昭61.6.2 |

表2-5 市指定文化財（市環境保全地区）

| | 種別 | 名称 | 所在地 | 告示年月日 |
|---|---------|---------------|----------|---------|
| 5 | 市環境保全地区 | 倉掛神社文化財環境保全地区 | 南区久世東土川町 | 昭60.6.1 |

表2-6 主な未指定文化財：建造物（府暫定登録有形文化財）

| | 種別 | 名称 | 所在地 | 告示年月日 |
|-----|------------|---------------------|----------------|----------|
| 108 | 府暫定登録有形文化財 | 京都府立烏羽高等学校管理棟（旧京都府第 | 南区西九条大国町 | 平29.9.29 |
| 109 | 府暫定登録有形文化財 | 観智院本堂 | 南区八条通大宮西入下る九条町 | 平29.9.29 |
| 110 | 府暫定登録有形文化財 | 観智院書院 | 南区八条通大宮西入下る九条町 | 平29.9.29 |
| 111 | 府暫定登録有形文化財 | 観智院渡廊（本堂書院間） | 南区八条通大宮西入下る九条町 | 平29.9.29 |
| 112 | 府暫定登録有形文化財 | 観智院庫裏 | 南区八条通大宮西入下る九条町 | 平29.9.29 |
| 113 | 府暫定登録有形文化財 | 観智院金剛蔵 | 南区八条通大宮西入下る九条町 | 平29.9.29 |
| 114 | 府暫定登録有形文化財 | 観智院表門（西門） | 南区八条通大宮西入下る九条町 | 平29.9.29 |
| 115 | 府暫定登録有形文化財 | 観智院南門 | 南区八条通大宮西入下る九条町 | 平29.9.29 |
| 116 | 府暫定登録有形文化財 | 教王護国寺八島神社本殿 | 南区九条町 | 平29.9.29 |
| 117 | 府暫定登録有形文化財 | 教王護国寺夜叉神堂（雄夜叉堂） | 南区九条町 | 平29.9.29 |
| 118 | 府暫定登録有形文化財 | 教王護国寺夜叉神堂（雌夜叉堂） | 南区九条町 | 平29.9.29 |
| 119 | 府暫定登録有形文化財 | 教王護国寺手水屋 | 南区九条町 | 平29.9.29 |
| 120 | 府暫定登録有形文化財 | 教王護国寺西院毘沙門堂 | 南区九条町 | 平29.9.29 |
| 121 | 府暫定登録有形文化財 | 教王護国寺西院御供所 | 南区九条町 | 平29.9.29 |
| 122 | 府暫定登録有形文化財 | 教王護国寺西院御供所廊下 | 南区九条町 | 平29.9.29 |
| 123 | 府暫定登録有形文化財 | 教王護国寺西院輦庫 | 南区九条町 | 平29.9.29 |
| 124 | 府暫定登録有形文化財 | 教王護国寺西院鐘楼 | 南区九条町 | 平29.9.29 |
| 125 | 府暫定登録有形文化財 | 教王護国寺西院靈宝蔵 | 南区九条町 | 平29.9.29 |
| 126 | 府暫定登録有形文化財 | 教王護国寺西院一切経蔵 | 南区九条町 | 平29.9.29 |
| 127 | 府暫定登録有形文化財 | 教王護国寺西院平唐門 | 南区九条町 | 平29.9.29 |
| 128 | 府暫定登録有形文化財 | 教王護国寺西院四脚門 | 南区九条町 | 平29.9.29 |
| 129 | 府暫定登録有形文化財 | 教王護国寺石橋一 | 南区九条町 | 平29.9.29 |
| 130 | 府暫定登録有形文化財 | 教王護国寺石橋二 | 南区九条町 | 平29.9.29 |
| 131 | 府暫定登録有形文化財 | 旧金蓮院稲荷社 | 南区九条町 | 平29.9.29 |
| 132 | 府暫定登録有形文化財 | 旧仏乗院表門 | 南区九条町 | 平29.9.29 |
| 133 | 府暫定登録有形文化財 | 旧金剛珠院表門 | 南区九条町 | 平29.9.29 |
| 134 | 府暫定登録有形文化財 | 旧宝菩提院表門 | 南区九条町 | 平29.9.29 |
| 369 | 府暫定登録有形文化財 | 菱妻神社本殿 | 南区久世築山町 | 平30.3.23 |

表2-7 主な未指定文化財（京都を彩る建物や庭園（認定））

| | 種別 | 名称 | 所在地（行政区まで） | 認定年月日 |
|-----|----------------|-------|------------|-----------|
| 35 | 京都を彩る建物や庭園（認定） | 長谷川家 | 南区 | 平25.12.26 |
| 116 | 京都を彩る建物や庭園（認定） | 六孫王神社 | 南区 | 平30.10.19 |

表2-8 主な未指定文化財（景観重要建造物）

| | 種別 | 登録名称 | 所在地（行政区まで） | 指定年 |
|----|---------|----------|------------|-----|
| 90 | 景観重要建造物 | 智慧夢工房 二九 | 南区 | 平28 |
| 97 | 景観重要建造物 | 六孫王神社 | 南区 | 平29 |

表2-9 主な未指定文化財（界わい景観建造物）

| | 種別 | 名称 | 所在地（行政区まで） | 指定年月日 |
|-----|----------|--------|---------------------|---------|
| 139 | 界わい景観建造物 | 平田郷土玩具 | 南区（本願寺・東寺界わい景観整備地区） | 平17.9.1 |

3

史跡西寺跡の概要

3-1 西寺の歴史

西寺は、平安京遷都（延暦十三年（794））に伴い東寺と共に造営された官寺である。両寺は朱雀大路を挟み東西対称に配され、九条大路に面した立地から王城鎮護を担う意図があったと考えられる。造営当初の平安京では、西寺と東寺のみが京中に存在する寺院であった。

西寺は右京九条一坊九～十六町の東西二町、南北四町の計八町を占め、南は九条大路、東は皇嘉門大路、北は八条大路、西は西大宮大路に囲まれた広大な寺域を有していた。南半の四町域に七堂伽藍が建ち並び、北半は寺院経営に必要な家政機関が配されていたと考えられる。

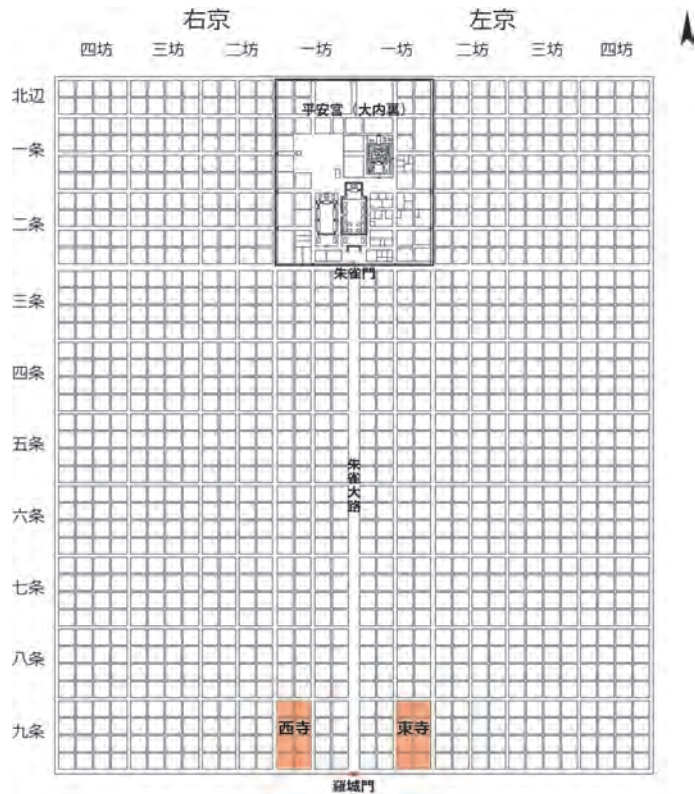


図3-1 平安京における西寺の位置

西寺の造営については、官寺のため「造西寺司」が担ったが、当該期の『日本後紀』の散逸もあり、設置の経緯や年代は詳らかではない。『帝王編年記』には、延暦十五年（796）大納言藤原伊勢人を造東西寺長官と為すという記事があるが、伊勢人は亡くなった天長四年（827）の時点で従四位下であり、延暦十五年に正三位に相当する大納言であったとは考えにくく、この記事をそのまま史実と見るには疑問が残る。その意味で『類聚国史』延暦十六年（797）四月に笠江人が造西寺次官であったと見えるのが史料上の初見で、同年七月には藤原緒嗣が造西寺長官を兼ねたとある（『続日本後紀』緒嗣薨伝）。一方、東寺については同十四年六月に紀梶長が造東大寺長官を兼ねるとの記載があり（『公卿補任』延暦十五年条）、同十八年三月にも入間廣成を造東大寺次官に任じたと見える（『日本後紀』）。ただし、造東大寺司は延暦八年に廃されていることから、ここでの「東大寺」は東寺を指すものと考えられる。したがって、堂塔の造営においても遷都後早い時期に、西寺は東寺とともに着工された蓋然性は高い。

ちなみに、後述する嘉祥三年（850）の西寺刹柱への落雷で、柱の破片一丈許が右馬頭藤原春津宅に落下したという記事がある。春津は造西寺長官を務めた緒嗣の次男であり家長を継いでいることから、この邸宅は、元は緒嗣邸であった可能性が高く、緒嗣がもともと西寺附近に邸宅を構えていたのでなければ、西寺造営に携わるために居所を附近に移した可能性が考えられる。緒嗣は延暦二十二年（803）まで長官を勤め、翌年に坂上田村麻呂が任を継いでいる。藤原緒嗣や

坂上田村麻呂は桓武天皇の信任厚く、西寺造営が重視されていたことが読み取れよう。

同十九年(800)には、伊賀国の山林伐採を禁ずる勅において、東西二寺の堂舎造営に限り巨樹の伐採を特別に認めることが記されており、当時、本格的に造営が進められていることを示している。

弘仁三年(812)には、障子46枚を西寺に施入し、東大寺に収められていた官家功德對物を造東西二寺の諸司へ収めたことは、ようやく寺院としての体裁が整ってきたことに対応している。翌四年に諸大寺に準ずる布施を得て東西二寺で初めて坐夏が行われたことと合わせ、僧房や金堂が整ったと考えられる。なお、造寺司については弘仁六年(815)に安倍真勝(造東寺長官)と秋篠全嗣(造西寺長官)がそれぞれ任命されたのを最後に史料には見られなくなる。同十年には少僧都勤操が造東寺別当を兼ねていることが記されていることから、同年までに造寺司は廃され、造営の主体に僧侶を据えた造寺所が成立していたことがわかる。

なお、弘仁十四年(823)に嵯峨天皇が西寺を守敏に下賜したという話が広く知られるが、これは享保四年(1719)に成立した『高野春秋編年輯録』に記されたもので、正史には見えない。したがって、西寺を彩る伝承の一つとして、また、矢取地蔵など地域の口承とも絡んで重要ではあるものの、本書では史実としては扱わない。

また、遷都当初左右両京の九条一坊に存在した鴻臚館が、後に東寺・西寺につくり替えられ、鴻臚館自体は両京の七条一坊三・四町に移転された、という所伝が『河海抄』にある。しかし、東西両寺の造営は遷都後まもなく始まっていたと考えられること、鴻臚館は弘仁元年(810)には確実に七条一坊に存在すること(『日本紀略』同年四月一日条)等から、この記事についても史実かどうか疑わしいとされる(註1)。

さて、以降、西寺については具体的な堂舎の名が認められるようになる。天長元年(824)には、桓武天皇追善のため、嵯峨太上天皇直筆の法華経を収めていた西寺宝蔵が雷火によって焼亡したほか、同三年には桓武天皇の供養のため、公卿列席のもと仏堂で法華経が修された。この仏堂は金堂を示しているものと捉えられる。同年には勤操が北院で没しており、宝蔵や金堂、北院が既に建立されていたことがわかる。講堂は天長九年に建物が供養され、御願仏を新造することが見える。承和三年(836)に造西寺勾当僧9人の僧位一階を上げたことは、伽藍造営に一定の目途がついたことへの対応と考えられる。

承和四年には、東西両寺等で大般若経の転読を行うよう勅が出されている。時代は下るが『延喜式』では大般若経転読は食堂で行うことと定められていることから、食堂の存在を示している可能性もある。

嘉祥三年(850)には西寺刹柱に落雷がある。刹柱は塔の心柱を示すものと捉えられ、塔の造営が進んでいたことが窺えるが、元慶六年(882)に塔の造営料が定められており、実際の完成は遅れたことも考えられる。なお、延喜六年(906)に醍醐寺の開祖聖宝が西寺別当であった際、始めて宝塔を造り、塔基に十二尊像を造るとあって、完成はさらに遅れた可能性もある。

伽藍の中で西寺の特徴を示す施設に僧綱所がある。平安京遷都に伴い、平城京の薬師寺から西寺に移されているが、その時期は明確ではなく、初見は貞観六年(864)となる。また、時期は下るが『北山抄』の記載から天曆三年(949)に御霊堂があったことがわかる。僧綱所は僧侶の統制機関であり、鎮護国家の祈祷・祈請を行ったのが御霊堂である。こうした施設は官寺としての

西寺の機能・性格を物語るものであろう。

上記のとおり西寺では、遷都から約100年を掛けて伽藍がほぼ整った。この間、仏事は盛んにおこなわれており、途中、貞観五年（863）には西寺等に修理工料として新銭15貫、鉄15廷が充てられていることから、伽藍の維持にも力が入れられていたことが分かる。しかし、正暦元年（990）に「西寺焼亡」（『日本紀略』）と記された火災は、衰退への大きな契機となったと考えられる。焼亡した堂舎については触れられていないものの、前年の光孝天皇国忌は中門や金堂で執り行われていたことが知られ、焼亡後の同国忌は、東寺へ移されていることから、少なくとも金堂は焼失したものと推察される。講堂についても、発掘調査によって同時期に焼失したことが明らかとなっており、伽藍の中核に大きな被害を及ぼしたことは間違いない。

その後、一定の堂舎の再建は進められたものと考えられるが、仏事の記載は減り、焼失以前の姿を取り戻すことは困難であったことが窺える。仁平元年（1151）には僧綱を任ずる儀式が「西寺荒廢」（『僧綱補任』抄出）によって東寺で行われていたことが見える。一方、塔はこの焼亡を免れたようで、建久八年（1197）に文覚上人が修理していることが知られている。しかし、残された塔も天福元年（1233）に焼亡、「もとより荒廢の寺なり、何をか為さんや」（『明月記』）と記されており、その状況が推察される。

西寺はこの焼亡以降、史料からは姿を消し廃絶したと通常考えられている。しかし、僅かではあるが、その後も史料上で散見される。延文二年（1357）に西寺別当深源が惣在庁祐巖と西寺の別当職を争う訴状があるほか、永享五年（1433）には西寺等7ヶ寺に御誦経使が遣わされている。また、嘉吉三年（1443）には悲田院某と惣在庁慶暹が西寺所務をめぐる争論となり、折半していることが記され、大永七年（1527）には、武家が東寺の西、西寺に陣を置いたとある。

これらの史料が、寺院としての西寺の存続を示すものかどうかは定かでない。深源は東寺僧と考えられ、永享五年の誦経についても単に古式に則ったものとも捉えられる。争論となった所務についても、所領の管理を行うことを示しており、いずれも寺院としての実態を確実に示すものではない。しかし、塔焼亡後においても、寺院としての西寺の名を留めていたことが窺え、今後の西寺跡調査においては塔焼亡後の寺院活動の実態を明らかにする必要があるだろう。

西寺跡は、江戸時代には金堂跡と伝わっていた講堂跡の土壇（コンド山）のほか、春日の森（現鎌達稲荷神社内の浄蔵貴所塚）を残す程度となっており、寺院活動を示す記載はない。また、コンド山が松尾祭における神供を行う場として記され、名実ともに西寺跡は古跡として認識されている。

近代に入り、京都府史蹟勝地調査会の委託を受けた京都帝国大学の梅原末治によって大正8年（1919）に实地踏査が行われ、同10年には史蹟名勝天然紀念物保存法に基づき、我が国最初の史蹟の一つとして指定された。昭和41年（1966）には杉山信三による発掘調査成果に基づき、伽藍地の中枢部が追加指定され、さらに令和3年（2021）には塔跡が追加指定された。

※「史跡西寺跡発掘調査総括報告書」（2021年3月京都市文化市民局）を加筆修正

註

1) 角田文衛「平安京の鴻臚館」『古代文化』第42巻第8号 1990年、山田邦和「左京と右京」『平安京提要』角川書店 1994年。

表3-1 造寺司・造寺所補任表

| 年号 | 西暦 | 長官 | | | | 次官 | | | | |
|-----|-----|--------|-------------------|------|--------|-------|---------------|--------------|------|------|
| | | 西寺 | | 東寺 | | 西寺 | | 東寺 | | |
| | | 氏名 | 身分 | 氏名 | 身分 | 氏名 | 身分 | 氏名 | 身分 | |
| 延暦 | 十四 | 795 | | | 紀梶長 | 從四位下 | | | | |
| | 十五 | 796 | | | 藤原内麻呂? | 正四位下 | | | | |
| | | | | | 紀梶長 | 從四位下 | | | | |
| | 十六 | 797 | 藤原緒嗣 | 從四位下 | 紀梶長 | 從四位下 | 笠江人 | 從五位上 | | |
| | 十七 | 798 | (藤原緒嗣カ) | | 紀梶長 | 從四位下 | | | | |
| | 十八 | 799 | (藤原緒嗣カ) | | 紀梶長 | 從四位下 | | | 入間廣成 | 從五位下 |
| | 十九 | 800 | (藤原緒嗣カ) | | 紀梶長 | 從四位上 | | | | |
| | 二十 | 801 | (藤原緒嗣カ) | | 紀梶長 | 正四位下 | | | | |
| | 二十一 | 802 | 藤原緒嗣 | 從四位下 | 紀梶長 | 正四位上 | | | | |
| | 二十二 | 803 | 藤原緒嗣 | 從四位下 | 紀梶長 | 從三位 | | | | |
| 二十三 | 804 | 坂上田村麻呂 | 從三位 | 紀梶長 | 從三位 | 日下部得足 | 外從五位下 | 多治比家繼 | 從五位下 | |
| | | | | | | 檜原籙人 | | | | |
| 二十四 | 805 | 坂上田村麻呂 | 從三位 | 紀梶長 | 從三位 | | | | | |
| 大同 | 元 | 806 | (坂上田村麻呂) | | | | 秦都伎麻呂 | 外從五位下 | | |
| | 二 | 807 | 秋篠安人 | 從四位上 | | | (秦都伎麻呂カ) | | | |
| | 三 | 808 | 藤原鷹養 | 從五位上 | 坂田奈豆麻呂 | 正五位下 | (秦都伎麻呂カ) | | | |
| | 四 | 809 | | | | | (秦都伎麻呂カ) | | | |
| 弘仁 | 元 | 810 | 田中清人 | 從五位下 | | | 秋篠全嗣、(秦都伎麻呂カ) | 從五位下 | | |
| | 二 | 811 | 三嶋年繼 | 正五位下 | | | 藤原文山 秦都伎麻呂 | 從五位下 從五位下 | 葛井豊繼 | 從五位下 |
| | 三 | 812 | | | | | | | | |
| | 四 | 813 | | | | | | | | |
| | 五 | 814 | 藤原永貞 | 從五位下 | | | 紀貞成 | 從五位下 | | |
| | | | 安部淨足 | 從五位上 | | | | | | |
| | | | 安部眞勝 | 正五位下 | | | | | | |
| | 六 | 815 | 秋篠全嗣 | 從五位下 | 安倍眞勝 | 正五位下 | 廣澄福麿呂 | 外從五位下 | | |
| | 七 | 816 | この頃、造寺司を廃し、造寺所設置か | | | | | | | |
| | 八 | 817 | | | | | | | | |
| | 九 | 818 | | | | | | | | |
| | 十 | 819 | | | 勤操 | 少僧都 | | | | |
| | 十一 | 820 | | | | | | | | |
| | 十二 | 821 | | | | | | | | |
| 十三 | 822 | | | | | | | | | |
| 十四 | 823 | | | 長恵 | 大僧都 | | | | | |
| 天長 | 元 | 824 | 長恵 | 大僧都 | 空海 | 少僧都 | | | | |
| | 二 | 825 | 歳栄 | | | | | | | |
| | 三 | 826 | 勤操 | 大僧都 | | | | | | |

以下、記載なし

表3-2 西寺関連年表(1)

| 年号 | 西暦 | 天皇 | 事項 | 出典 | |
|----|-----|-------------|--|--|-------------------------------|
| 延暦 | 十二 | 793 | 桓武 新京巡覽 | 日本紀略 | |
| | 十三 | 794 | 平安京遷都 | 日本紀略 | |
| | 十五 | 796 | 藤原伊勢人、造東西寺長官(?) | 帝王編年記 | |
| | 十六 | 797 | 藤原緒嗣造西寺長官 造西寺次官、笠江人が右京職にて雑官物を検する | 続日本後紀、類聚国史 | |
| | 十九 | 800 | 東西寺の堂宇建立に限り、伊賀国の巨樹直木を得ることを許す | 類聚国史 | |
| | 二十三 | 804 | 日下部得足を造西寺次官と為す。造西寺長官坂上田村麻呂等を和泉摂津の行宮を定めるため、派遣する。椋原籙人を造西寺次官と為す | 日本後紀 | |
| 大同 | 元 | 806 | 平城 東大寺の雑事を検するため、造西寺次官秦都伎麻呂等を派遣す | 太政官牒 | |
| | 二 | 807 | 秋篠安人、伊豫親王の変に連座し、造西寺長官に左遷される | 公卿補任 | |
| | 三 | 808 | 藤原鷹養を造西寺長官と為す | 日本後紀 | |
| 弘仁 | 元 | 810 | 嵯峨 秋篠全嗣を造西寺次官と為す。田中清人を造西寺長官と為す | 日本後紀 | |
| | 二 | 811 | 三嶋年継を造西寺長官、藤原文山を次官と為す。造西寺次官秦都伎麻呂、伯耆權介を兼ねる | 日本後紀 | |
| | 三 | 812 | 障子46枚西寺へ施入。東大寺への官家功德對物を停め、造東西二寺諸司へ収める。故布勢内親王の墾田772町を東西二寺へ施入 | 日本後紀 | |
| | 四 | 813 | 東西二寺、始めて坐夏を行う。布施供養は諸大寺の例に准ず | 日本後紀 | |
| | 五 | 814 | 藤原永貞を造西寺長官と為す。安部淨足を造西寺長官と為す。紀貞成、造西寺次官と為す。安部真勝、造西寺長官と為す | 日本後紀 | |
| | 六 | 815 | 秋篠全嗣を造西寺長官と為す。廣澄福麿呂を造西寺次官と為す | 日本後紀 | |
| | 七~八 | 816~ 817 | この間、造寺司を廃し、造寺所に再編 | | |
| | 十 | 819 | 勤操、小僧都兼造東寺別当 | 性靈集 | |
| | 天長 | 元 | 824 | 淳和 綿1万屯を東西両寺等に施入 西寺宝蔵、雷火で焼失し、金字法華經七卷焼失 長恵、造西寺別当 | 類聚国史、 日本紀略 性靈集 大師行狀記 |
| 二 | | 825 | 歳茶、造西寺別当 | 東實記 | |
| 三 | | 826 | 西寺にて、桓武天皇供養のため七日間法華經奉納。(中略)仏堂莊嚴 東寺の塔の材木を運ぶため、東西寺の工匠に木を運搬させる 大僧都勤操、西寺別当 | 日本紀略 性靈集 性靈集 | |
| 四 | | 827 | 東西二寺において各49僧を屈し、薬師悔過を七日間修す 勤操、西寺北院で死去 | 類聚国史 僧綱補任抄出 | |
| 九 | | 832 | 講堂供養。御願仏新造。法物115種施入 | 日本紀略 | |
| 承和 | | 元 | 834 | 仁明 西寺等にて仁王經說法 | 続日本後紀 |
| | | 三 | 836 | 造西寺勾当僧九人の僧位を一階上げる | 続日本後紀 |
| | 四 | 837 | 東西二寺等にて經王を転読し、甘雨を祈る | 続日本後紀 | |
| | 六 | 839 | 東西両寺等にて大般若經を転読する | 続日本後紀 | |
| | 七 | 840 | 西寺僧で寺家に住するのは、二十轉以上で熟学の僧で、智行兼備し推挙ある者と する | 続日本後紀 | |
| | 十一 | 844 | 西寺の南にある滋野貞主の道場を、西寺別院と為し、慈恩院と号す | 続日本後紀 | |
| 嘉祥 | 三 | 850 | 文徳 西寺利柱に落雷、竿が一丈丈剥がれ、右馬頭藤原春津宅に落下す | 文徳天皇実録 | |
| 仁寿 | 二 | 852 | 慈恩寺の西書院にて滋野貞主没す | 文徳天皇実録 | |
| 斉衡 | 三 | 856 | 東西寺等の名僧265人に七日間の内に一切經を三遍読む事を請ずる | 文徳天皇実録 | |
| 貞観 | 二 | 860 | 清和 文徳天皇国忌、はじめて西寺に置く | 三代実録 | |
| | 五 | 863 | 西寺等に修理料として新銭15貫、鉄15疋を充てる。 | 三代実録 | |
| | 六 | 864 | 西寺綱所にて僧正以下、律師以上16人を任ず | 三代実録 | |
| | 七 | 865 | 西寺綱所にて薬師寺僧壹演を權僧正と為す宣制を行う | 三代実録 | |
| | 八 | 866 | 東寺三綱に任ぜられた真言僧を西寺三綱に任ずる。 | 三代実録 | |
| | | | 応天門の変に伴い余殃を消すため、東西両寺等にて仁王般若經を転読する | 三代実録 | |
| | 十一 | 869 | 僧綱を任ずるにあたり、西寺綱所にて宣制を行う | 三代実録 | |
| | 十二 | 870 | 最勝会立義に西寺等の安居講師を用いること 西寺權別当道隆等、河内国にて築堤を見る | 類聚三代格 三代実録 | |
| 元慶 | 三 | 879 | 陽成 西寺綱所にて宗叡に布を下賜する等の策命を行う | 三代実録 | |
| | 六 | 882 | 山城国の稲3,000束、大和国の稲3,000束、伊賀国の穀250石を西寺塔料及び三宝布施料に充てる。天皇算賀で賀宴の前に西寺を含む諸寺で諷誦を修する。 | 三代実録、新議式 | |
| | 七 | 883 | 西寺綱所にて律師平恩等を少僧都に任ずる等の宣制を行う | 三代実録 | |
| 仁和 | 元 | 885 | 光孝 西寺等の計32箇所にて仁王会を修す | 三代実録 | |
| | | | 西寺、白雀一羽を献ず | 三代実録 | |
| | 三 | 887 | 光孝天皇の49日を西寺にて行う | 日本紀略 | |

表3-2 西寺関連年表(2)

| 年号 | 西暦 | 天皇 | 事項 | 出典 | |
|----|----|------|-----|--|------------------|
| 延喜 | 二 | 902 | 醍醐 | 韓橋を造営した西寺別当命携による提案で橋守二人を置く | 類聚三代格 |
| | 六 | 906 | | 聖宝、西寺別当と為り、宝塔を初めて造り、心柱の立柱の日、法皇行幸。塔の下に十二尊像、中門に二天王、東院堂諸仏造営 | 醍醐寺縁起 |
| | 八 | 908 | | 藤原忠平、光孝天皇国忌に参列 | 貞信公記 |
| 延長 | 四 | 926 | | 西寺において誦経を行う | 貞信公記 |
| | 八 | 930 | | 宇多法皇の60歳の賀を祝し、西寺等で誦経あり。絹百疋を施入 宇多法皇が醍醐天皇のため西寺他で誦経を行う | 扶桑略記 醍醐雜事記 |
| 天慶 | 二 | 939 | 朱雀 | 醍醐天皇が藤原忠平の60歳の賀を西寺等で誦経を行う | 本朝世紀 |
| 天歷 | 三 | 949 | 村上 | 御霊堂にて諸社とともに読経 | 北山抄 |
| | | | | 太皇太后、東西両寺及び延暦寺に於いて逆修を行う | 扶桑略記 |
| | | | | 諸社及び西寺御霊堂において読経 | 北山抄 |
| 天徳 | 二 | 958 | | 疾疫攘災のため、西寺御霊堂権律師が僧10人等で仁王般若経転読を請う | 類聚符宣抄 |
| | 四 | 960 | | 疾疫攘災のため、西寺の僧20人等をして大般若経転読を請う | 類聚符宣抄 |
| 応和 | 元 | 961 | | 西寺他にて誦経を行い、布二百疋を施入 | 扶桑略記 |
| 康保 | 二 | 965 | | 西寺並びに法性寺において、故中宮周忌の法要を修む | 日本紀略 |
| | 三 | 966 | | 疾疫のため、西寺御霊堂で読経 | 日本紀略 |
| 貞元 | 元 | 976 | 円融 | 大地震により、西寺他顛倒 | 日本紀略 |
| | 二 | 977 | | 寛朝、西寺別当 | 東寺長者補任 |
| 寛和 | 二 | 986 | 花山 | 西寺等、京中33堂にて仁王会を修す | 本朝世紀 |
| 永祚 | 元 | 989 | 一条 | 藤原実資、光孝天皇国忌に参列 | 小右記 |
| 正暦 | 元 | 990 | | 西寺、焼亡 光孝天皇国忌、焼亡の後東寺に移す | 日本紀略 小右記、日本紀略 |
| | | | | 醍醐、光仁天皇国忌 | 御堂関白記 |
| 長徳 | 四 | 998 | | | |
| 寛弘 | 元 | 1004 | | 綱所室作料等として1,200石を運ぶ | 御堂関白記 |
| | 四 | 1008 | | 光仁天皇、国忌 | 御堂関白記 |
| | 七 | 1011 | | 藤原安子、国忌 | 御堂関白記 |
| | 九 | 1012 | 三条 | 雅慶、西寺別当 | 平安遺文 |
| 長和 | 二 | 1013 | | 東西二寺の齋会伎楽を行う | 小右記 |
| 寛仁 | 元 | 1017 | 後一条 | 災癘を払うため、西寺僧20人等をして仁王般若経転読を請う | 類聚符宣抄 |
| | 二 | 1018 | | 藤原安子(村上天皇皇后)の国忌を行う | 小右記 |
| 治安 | 元 | 1021 | | 大極殿での疫病祈禱の読経に、西寺僧5名等の出仕が命ぜられる 疾疫攘災のため、西寺御霊堂の齋慶が僧6名をして仁王般若経転読を請う | 小右記 類聚符宣抄 |
| 萬壽 | 元 | 1024 | | 東西寺文殊会料物不足のため行われず | 小右記 |
| 長元 | 三 | 1030 | | 疾疫を払い、豊作を祈るため、西寺御霊堂齋慶を始め僧6名等に読経を請う | 類聚符宣抄 |
| 永保 | 元 | 1084 | 白河 | 後七日御修法料にて西寺等に宣旨を下される | 平安遺文 |
| 応徳 | 三 | 1086 | | 光孝天皇、醍醐天皇国忌 | 後二条師通記 |
| 嘉保 | 二 | 1095 | 堀河 | 定範、西寺別当 | 中右記裏書 |
| 永長 | 元 | 1096 | | 桓武天皇国忌 | 後二条師通記 |
| 永久 | 四 | 1116 | 鳥羽 | 最勝講に西寺威儀師静算が参加 | 僧綱補任裏書 |
| 大治 | 四 | 1129 | 崇徳 | 寛澄、西寺別当 | 中右記 |
| 保延 | 二 | 1136 | | 慈恩寺、焼亡 | 百練抄 |
| 仁平 | 元 | 1151 | 近衛 | 西寺荒廃につき、任僧綱を東寺で行う | 僧綱補任抄出 |
| 久寿 | 元 | 1155 | | 行俊、西寺別当 | 台記 |
| 平治 | 元 | 1159 | 二条 | 藤原安子国忌を廃し、贈皇太后藤原懿子の国忌を西寺に置く | 師光年中行事 |
| 応保 | 元 | 1161 | | 東西寺文殊会、肩居東寺に、乞食西寺に集まる | 山槐記 |
| | 二 | 1162 | | 藤原安子国忌を西寺にて行う | 日本紀略 |
| 仁安 | 二 | 1167 | 六条 | 西寺等、33堂にて仁王会を修す | 兵範記 |
| 嘉応 | 元 | 1169 | 高倉 | 西寺等、36堂にて仁王会を修す | 兵範記 |
| 治承 | 三 | 1179 | | 西寺文殊会にあたり、藤原良通が棒物を勤める先例を尋ねる | 玉葉 |
| 建久 | 六 | 1195 | 後鳥羽 | 三条長兼が西寺文殊会に棒物を供出 | 三長記 |
| | 八 | 1197 | | 文覚、塔心柱を上げる | 東寺長者補任 |
| 承元 | 元 | 1207 | 土御門 | 藤原定家、水無瀬からの帰路、塔前を通る | 明月記 |
| 嘉祿 | 二 | 1226 | 後堀河 | 明恵、紀州からの帰路、塔を礼拝す | 玉葉和歌集 |
| 天福 | 元 | 1233 | 四条 | 春季の読経に、西寺僧教恵が参加 | 民経記 |
| | | | | 塔焼亡 | 明月記、百練抄 |
| 延文 | 二 | 1357 | 後村上 | 西寺別当深源、祐厳と別当職を争う | 東寺文書 |
| 永享 | 五 | 1433 | 後花園 | 西寺等にて誦経を行う | 薩戒記 |
| 嘉吉 | 三 | 1443 | | 悲田院某が惣在庁慶運と西寺所務を折半 | 建内記 |
| 大永 | 七 | 1527 | 後奈良 | 武家が東寺の西、西寺に陣を置く | 二水記 |

3-2 西寺の伽藍

西寺は平安京右京九条一坊九～十六町の東西二町、南北四町の計八町（東西約275m、南北約512m）を占め、南は九条大路、東は皇嘉門大路、北は八条大路、西は西大宮大路に囲まれた広大な寺域を有する。寺域のほぼ中央に空間を限る中仕切築地塀があり、南半に中心伽藍が、北半には寺院経営を支える諸機関が置かれたとされている。

中心伽藍は九条大路に面する南築地の中央に南大門が開き、その北方に中門、金堂、講堂、食堂が中軸線上に配され、金堂と中門が廻廊によって結ばれる。また、金堂と講堂を取り囲むように僧房が置かれ、東西の軒廊によって金堂・講堂と接続する。講堂の北側には食堂・廻廊・南門からなる食堂院が置かれ、寺域南西隅には塔が建てられた。また、寺域南東隅には築地で囲われた空間（院）があり、東寺南西隅の灌頂院に相当する何らかの施設があったと考えられている（註1）。

北半については不明な点が多いものの、杉山信三が東寺との比較から、花園院・大衆院・倉垣院・政所院の存在を想定した。花園院・倉垣院については東寺と共通の位置に、政所院については右京九条一坊十町、大衆院は政所院の北に比定する。右京九条一坊十町の発掘調査では、柱筋を揃える2棟の大型掘立柱建物（掘立柱建物2・3）や総柱建物（掘立柱建物4）などが検出され、史料で知られる平城京の諸寺院の賤院や政所などと類似していることから、同様の施設が置かれたと推測されている（註2）。

その他の施設に関して、文献史料では「北院」等の記載があるものの、調査で明確な遺構は確認されていない（註3）。

堂舎の構造や規模などに差異があるものの、西寺の伽藍配置は東寺と左右対称であることが明らかになっている。

註

1) 杉山信三「東寺と西寺」『平安京提要』角川書店1994年

2) 註1に同じ

3) 東寺では西院という施設が『東宝記』（巻三、仏宝下）に記載されており、この西院に対して、西寺には北院があったと考えられ、東寺と左右対称の位置を占めたと推測されている（註1）。

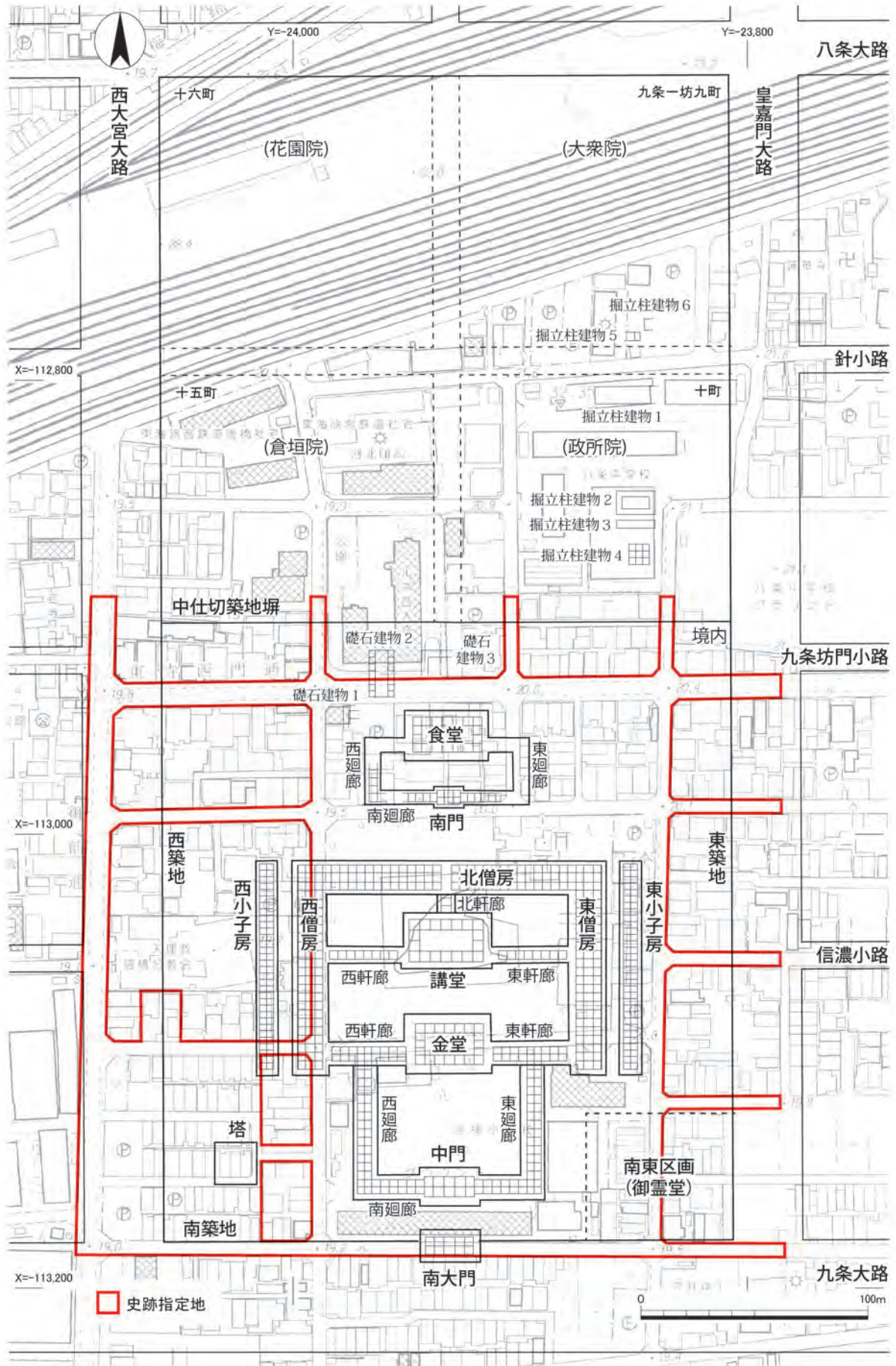


図3-2 西寺伽藍配置図

3. 史跡西寺跡の概要

表3-3 西寺・東寺建物規模比較表

| | | 西寺 | | 文献 | 東寺 |
|-----|----|----|--|----|---------------------------------------|
| 南大門 | 建物 | 桁行 | 5間 70.5 尺 (13+14+16.5+14+13) | 1 | 5間 66 尺 (13+13+14+13+13) |
| | | 梁行 | 2間 26 尺 (13+13) | | 2間 26 尺 (13+13) |
| | 基壇 | 規模 | 不明 | | 96×56 尺 |
| 中門 | 建物 | 桁行 | 5間 74 尺 (13+16+16+16+13) ※ | 1 | 5間 73 尺 (14+15+15+15+14) |
| | | 梁行 | 2間 30 尺 (15+15) ※ | | 2間 30 尺 (15+15) |
| | 基壇 | 規模 | 東西 26m、南北 17m | | 89.5×56 尺 |
| 金堂 | 建物 | 桁行 | 7間 87 尺 (14+14.5+14.5+15.5+14.5+14.5+14) ※ | 1 | 7間 112 尺 (13+17+17+18+17+17+17+13) |
| | | 梁行 | 5間 61 尺 (14+11+11+11+14) ※ | | 5間 60.5 尺 (13+11.5+11.5+11.5+13) |
| | 基壇 | 規模 | 130×90 尺 | | 141×90 尺 |
| 講堂 | 建物 | 桁行 | 7間 101 尺 (13+15+15+15+15+15+13) | 31 | 9間 117 尺 (13+13+13+13+13+13+13+13+13) |
| | | 梁行 | 4間 56 尺 (13+15+15+13) | | 4間 52 尺 (13+13+13+13) |
| | 基壇 | 規模 | 131×86 尺 | | 142×77 尺 |
| 食堂 | 建物 | 桁行 | 7間 102 尺 (13+15+15+16+15+15+13) | 1 | 7間 98 尺 (13+14+14+16+14+14+13) |
| | | 梁行 | 4間 52 尺 (13+13+13+13) | | 4間 54 尺 (13+14+14+13) |
| | 基壇 | 規模 | 不明 | | 不明 |
| 塔 | 建物 | | 3間 31 尺 (10+11+10) | 29 | 3間 31 尺 (10+11+10) |
| | 基壇 | 規模 | 不明 | | 不明 |

※は基壇規模からの推定復元（柱位置は未確認）

3-3 調査と保存の歴史

大正8年（1919）、京都府の委嘱を受けた梅原末治が実地調査を行い（註1）、同10年（1921）に我が国最初の史跡の一つとしてコンド山を中心に指定がなされた。翌11年（1922）には本市が管理団体の指定を受けている。

昭和初期には、周辺の区画整理に合わせ、当時の史跡指定地が公園化（現在の唐橋西寺公園）し、公園南側には現在の市立唐橋小学校の前身である七条第二尋常小学校が開校した。

併行して周辺の宅地化が進行したが、開発行為やインフラ整備等に伴う発掘調査が行われるようになったのは昭和34年（1959）以降のことである。初期の調査は、京都府の委託を受けた当時奈良国立文化財研究所に所属していた杉山信三が主体となって実施しており、金堂、僧房、南大門、食堂院が確認されたことで、地下に遺構が良好に遺存することが判明、中枢伽藍部分は昭和41年（1966）に追加指定された。

杉山信三は、調査成果を踏まえ伽藍復元図を提示するとともに、南大門、金堂、食堂院を確認したことから導き出された伽藍中軸線が、北に対し約15～20分の振れを持つことを明らかにした。加えて、平安京の規模が記された『延喜式』の記載から、東寺の伽藍中軸線との距離が300尺であることを割り出し、両寺の中軸線間の値が897.5mであることから、平安京の造営尺が現在の0.987尺=0.2999mであることを導き出した（註2）。この成果によって、初めて平安京復元図を現在の地図に高い精度で落とし込むことが可能となり、大極殿の位置が正確に割り出されるなど、平安京研究の進展に大きく寄与した（註3）。

その後の調査は京都市の文化財部局が主体となって引継いだ。中心伽藍の内、塔跡の位置は確定していなかったが、平成29年～令和元年の調査で、塔跡想定位置において、円形土坑を版築工法で埋めた遺構が賽の目状に並ぶことが確認された。これは大荷重の掛かる柱の下だけを堅固な地盤に改良した壺地業であると判断され、推定柱間が東寺五重塔と同規模であること、朱雀大路を挟みほぼ左右対称の位置にあることから塔跡であることが確定し、令和3年に追加指定された。塔跡の確認は、西寺の正確な伽藍配置の復元に資するだけでなく、平安京造営が極めて高い測量精度に基づいて施工されたこと、左右対称を強く意識した都城であることを、改めて発掘調査から裏付けた。

註

- 1) 梅原末治「西寺址」『京都府史蹟勝地調査会報』第2冊、京都府、1920年
- 2) 現在、GIS（Geographic Information System（地理情報システム））によって検証された造営尺は0.29847m、造営軸は北に対し西へ15分の振れである。
- 3) 明治28年（1895）に平安遷都千百年記念祭の事業の一つとして、東寺を起点とした測量により大極殿の位置が求められたが、曲尺を用いたため若干のずれを生じることとなった。この時求められた位置には現在も「大極殿遺址」の石碑が建っている（内野公園内）。

3-4 発掘調査成果の概要

西寺では、これまで42次に亘る発掘調査と多数の試掘・立会調査を実施している（図3-3、表3-4）。ここでは、建物及び区画ごとの調査成果をまとめる。

1 金堂

金堂跡に関連する調査は、3-1・3-2で実施している。

3-1次で基壇西縁の凝灰岩列、北縁凝灰岩抜取痕、北東縁凝灰岩抜取痕、3-2次で基壇東縁と東廻廊北縁との入隅をなす凝灰岩列、南縁凝灰岩抜取溝を確認している。西縁で地覆石の一部や組み合わせの痕跡が認められたことから、基壇外装が凝灰岩製の壇上積で、規模は東西39m（130尺）、南北27m（90尺）であることが判明した。基壇土が大きく削平を受けており、建物規模を示す明確な痕跡はなかったが、東寺金堂の規模を参考として、梁行3間11尺等間、桁行5間で柱間4.2m（14尺）+4.2m（14尺）+中央間4.65m（15.5尺）+4.2m（14尺）+4.2m（14尺）の四面庇建物に復元されている。

ア) 金堂軒廊 金堂軒廊は、金堂の東西に延びる廊下で、東西僧房と繋ぐ。途中、中門へと続く東西廻廊が分岐する。金堂軒廊跡に関連する調査は、3-1・14次・試掘5で実施している。

3-1次で西軒廊北縁凝灰岩、東軒廊北縁凝灰岩、14次-Cで東軒廊南縁凝灰岩、試掘5で西軒廊南縁を確認した。その結果、基壇外装は凝灰岩製で、幅は廻廊同様の10.5m（3.5尺）であることが確定した。基壇幅から複廊と考えられるが、柱位置を示す遺構は確認できていない。

2 講堂

講堂跡に関連する調査は、3-7・35・36・39・40次で実施している。

西寺講堂跡は、3-7次において確認された地山の高まりを基壇と捉え、現在の東寺講堂より約4m北側の位置に復元されたが、35次によって西寺講堂の位置が、東寺講堂と同じであることが明らかとなった。36次では、版築で築かれた基壇土、礎石1基、礎石抜取穴4基を確認している。39次では、礎石抜取穴5基、基壇南東縁凝灰岩抜取溝、正面階段凝灰岩抜取溝、須弥壇外装凝灰岩抜取溝を確認している。その結果、建物及び基壇、須弥壇の構造、規模が明らかとなった。建物は身舎の梁行2間、桁行5間の四面庇で、柱間は梁桁行3.9m（15尺）等間、庇の出3.9m（13尺）、基壇の出4.5m（15尺）となる。また、基壇外装は凝灰岩製の壇上積で、規模は東西39.3m（131尺）、南北25.8m（86尺）、高さ1.35m（4.5尺）となる。基壇の南面正面には、5間幅75尺（22.5m）、出6尺（1.8m）の階段が取り付く。須弥壇は、凝灰岩製の外装を持ち、幅18m（60尺）、奥行は最大6.6m（22尺）となる。

ア) 講堂軒廊 講堂軒廊は、講堂から東・西・北に延びる廊下で、各僧房と繋ぐ。講堂軒廊跡に関連する調査は、3-7・35・36・40次で実施している。

上述したとおり、3-7次で復元された西軒廊の位置は、35・36次で東軒廊が講堂梁行南端の柱間に取り付くことを確認したことから、東寺と同じ配置であることが明らかとなった。また、東僧房の建物跡を確認した1次において桁行北端の柱間のみ4.05～4.2m（13.5～14尺）であったことから、東西軒廊の梁行柱間は軒廊が取り付く講堂梁行南端の柱間（庇の出）と同様の3.9m（13尺）に復元されている。

40次では、北軒廊基壇土及び凝灰岩製基壇外装、礎石抜取穴1基、東雨落溝を確認した。礎石抜取穴は、北僧房及び講堂と柱筋を揃えることから、柱間は梁行4.5m（15尺）で、基壇の出1.8m（6尺）、軒の出2.1m（7尺）となる。基壇外装は切石積で、地覆石、羽目石、葛石が残る。基壇高は0.5mを測り、幅は8.1m（27尺）となる。東西軒廊と同規模の単廊である。

3 中門

中門跡に関連する調査は、6・8次で実施している。

6次では、南廻廊北縁の凝灰岩抜取溝を確認し、溝が調査区東端で北に直角に折れ曲がることから、廻廊北縁と中門西縁の入隅と判断された。さらに、上記入隅の約10m南側で廻廊南縁との入隅が確認された。溝は廻廊南北縁からいずれも3.5m外側に張り出し、その先で東に折れ曲がることから、中門基壇北西、南西隅となり、基壇外装は凝灰岩製で南北長は17mと判明した。東西長については、8次で基壇南東隅凝灰岩列が確認されたことで26mとなる。また、基壇南面中央には幅14mの階段が取り付けことが明らかとなり、建物規模は桁行5間で中央3間が4.8m（16尺）等間、両端が3.9m（13尺）、梁行2間で柱間4.5m（15尺）に復元されている。

4 南大門

南大門跡に関連する調査は、3-9・6・8次で実施している。

3-9次では、唐橋小学校南側の東西道路にて、東西に一直線に並ぶ河原石の集石が6箇所確認された。これらを南大門の桁行中央列の礎石根固めと捉え、柱間は3.9m（13尺）+4.2m（14尺）+4.95m（16.5尺）+4.2m（14尺）+3.9m（13尺）の5間で、梁行は3.9m（13尺）等間の2間に復元されている。6・8次で、北側柱列及び基壇北縁を求めたが、戦前の小学校建設時の造成によって攪拌されており、明確な痕跡は認められなかった。

5 僧房

僧房は講堂の東西北に配置される三面僧房である。東僧房跡は1・3-6・10・14次、西僧房跡は、3-7・20・38次・試掘5、北僧房跡は3-8・9・40次・立会1を実施している。

ア) 東僧房 1次で複数の礎石及び礎石抜取穴、基壇土、西雨落溝、3-6次で基壇東・南縁の雨落溝とともに南東隅の礎石抜取穴1基、10次で4基の礎石抜取穴及び東西雨落溝、14次-Aにて2基の礎石抜取穴及び西雨落溝を確認している。

イ) 西僧房 西僧房では、3-7次において、地山上面の礫の塊を礎石根固め痕と捉えているが、再考を要する。20次では、基壇土及び西雨落溝、38次では整地層、試掘5では東雨落溝を確認しているが、総じて遺構の残存状況は悪い。

ウ) 北僧房 3-8次で礫の集中部を礎石根固めと捉えているほか、9次にて東西方向の礎石抜取穴3基、立会1で南北方向の礎石抜取穴2基、40次で礎石抜取穴5基と南雨落溝を確認している。

各僧房跡の調査の結果、僧房は梁行3間の建物で、中央間4.2m（14尺）、脇間3.45m（11.5尺）、基壇の出1.8m（6尺）、軒の出2.1m（7尺）と判明している。桁行は3.7m（12.5尺）等間であるが、講堂軒廊との取り付きは馬道となり、柱間の間隔が異なる（北僧房4.5m（15尺）・東西僧房3.9m（13尺））。基壇は幅14.7m（49尺）で明確な外装は認められなかった。基壇高は北僧房に取り付く北軒廊の高さが0.5mであったことから、これと同等であったと想定される。

6 小子房

小子房は僧房に附随するものとして、僧房の外側に配置される。

7次で東小子房の礎石抜取穴5基、13次で西小子房の礎石抜取穴5基、基壇土、西縁雨落溝を確認しており、小子房は梁行2間の建物で、柱間は梁行3～3.15m（10～10.5尺）、桁行2.7～3.0m（9～10尺）、基壇幅10.5m（35尺）である。北小子房については、41次で、基壇南縁附近で東西方向の落込みを確認したものの、基壇内部に当たると想定した場所に瓦溜りや土器溜りが展開しており、明確な痕跡を見いだせていない。

7 廻廊

廻廊は、金堂から東西に延びる金堂軒廊と中門を繋ぐ廊下である。東軒廊から南側を東廻廊、西軒廊から南側を西廻廊、中門から東西に延び、東西廻廊までを南廻廊とする。

廻廊跡に関連する調査は、東廻廊が3-3・14・16次、西廻廊が3-4・28次・試掘調査5、南廻廊が3-5・6・8次で実施されている。

3-3次にて東廻廊東西縁の凝灰岩を確認したことで、東廻廊基壇幅が10.5m（35尺）であることが明らかとなった。3-4次で西廻廊東縁、3-5次で東廻廊東縁、南廻廊南縁の凝灰岩、6次で西廻廊東縁、南廻廊南北縁と中門西縁の入隅をなす凝灰岩抜取溝、8次で南廻廊南縁と中門東縁の入隅を成す凝灰岩、14次-Dで東廻廊東縁、試掘5で西廻廊西縁凝灰岩を確認している。16次では、東廻廊東縁・南廻廊南縁凝灰岩（地覆石・羽目石）、東廻廊西縁・南廻廊北のほか、礎石抜取穴を複数確認した。その結果、廻廊は梁行2間（複廊）で3.15m（10.5尺）等間、桁行3.9m（13尺）等間の建物と判明した。基壇の外装は凝灰岩製の切石積で、幅10.5m（35尺）である。また、28次では、西廻廊西柱列の想定位置に掘立柱の柱穴列が柱間1.9m等間で4基並ぶことが確認され、西廻廊の前身を成す区画遺構の可能性が指摘されている。

8 食堂院

食堂院は食堂・南門とそれらを繋ぐ廻廊によって構成される。

食堂は2次、試掘2、南門は2次・試掘3、廻廊は2・23次・試掘3・4で調査を実施している。2次で北僧房の北側において礎石建物・門・廻廊を確認し、東寺伽藍配置との対比によって礎石建物が食堂、門跡が食堂院南門と比定された。また、23次で廻廊の下層から鑄造関連遺物が出土したため、食堂院は金堂や講堂などの中心堂舎に後れて造営が開始されたと推測されている。

ア) 食堂 2次で15基の礎石抜取穴を確認し、その配置から桁行7間、梁行4間の五間四面に復元されている。また、柱間は桁行中央間が4.8m（16尺）、その両脇二間が各4.5m（15尺）、両端間が3.9m（13尺）、梁行は全て3.9m（13尺等間）と推測されている。基壇外装は明らかではないが、食堂正面で凝灰岩粉の広がりを確認していることから、中央階段が凝灰岩製であったと考えられている。

イ) 南門 2次・試掘3で礎石抜取穴を確認し、その配置から桁行3間、梁行2間の八脚門に復元されている。柱間は、中央間が4.2m（14尺）、両脇間が3.15m（10.5尺）と推測されている。

ウ) 廻廊 2・23次・試掘4で確認した礎石抜取穴の配置から単廊に復元されている。2次と23次で想定している柱間に若干の相違が認められるが、礎石抜取穴による復元数値であることから誤差の範囲内と考えられる。復元柱間は桁行が3.15m (10.5尺) もしくは3.28m (11尺)、梁行は3.8m (12.5尺) もしくは3.9m (13尺) である。

9 塔

塔跡に関連する調査は33・37次で実施している。

33・37次で推定塔跡（寺城南西隅）において壺地業が確認された。壺地業は東西に並ぶ4基を1列とし、南北方向に3列分を確認した。地業内から9世紀中頃から後半の遺物が出土している。壺地業から復元できる中央柱間が約3.3m (11尺)、脇間が約3m (10尺) となり、東寺五重塔（現在）と近似することから、塔跡と判断できる。また、心礎想定位置で地業や据え付け穴などを確認できなかったことから、「地上式心礎」であると推定される。なお、基壇は削平されており規模などは不明である。

10 南東区画（御霊堂院）

南東区画に関連する調査は4・16次で実施している。

4次で東西築地基底部、16次で南北築地基底部、雨落溝、門跡を確認している。両調査によって、伽藍南東隅に築地で囲われた空間（院）が形成されていたことが明らかとなった。築地外側には雨落溝が伴い、西側築地の南寄りに門が開く。築地基底部は幅1.5mで、雨落溝は幅約2mである。西側築地の雨落溝は南面築地の内溝と合流する。門は凝灰岩製の方形礎石をもち、四脚門と推定されている。

11 礎石建物

5・12次-B・22次において食堂院北側で3棟の礎石建物跡（礎石建物1～3）を確認している。礎石建物が食堂院北側隣接地にあたることから大炊殿とする意見のほか、東寺食堂院北側には「勅使坊」とされる3棟の建物があったことから、西寺では僧綱所とする意見もある。

ア) 礎石建物1 5次で礎石据付穴1基を確認し、その西側に礫敷きが展開することから、建物南西隅と推定されている。

イ) 礎石建物2 12・22次で確認された礎石及び礎石抜取穴から、桁行7間以上、梁行2間の東西に庇が取り付く南北棟と推定される。建物規模は柱間が桁行3m (10尺) 等間、梁行3m (10尺) で庇の出が2.5m (8尺) となる。

ウ) 礎石建物3 22次で礎石据付穴・抜取穴を確認し、桁行7間、梁行4間の五間四面庇の東西棟に復元されている。報告書は復元の根拠を明記していないが、建物が伽藍中軸線上にあると仮定してのものと思われる。柱間は桁行約2.5m (8尺)、梁行約約3.6m (12尺)、庇の出約3m (10尺)。なお、礎石建物2・3は柱筋を揃えており、両者の周囲を幅1.5～2.3m、深さ約0.2mの溝が巡る。

12 掘立柱建物

15・24・30次で寺城北側四町域において6棟の掘立柱建物跡が確認されている。これらの建物は、寺院経営に関わる施設と考えられるが、機能を特定する根拠は得られていない。以下では掘立柱建物1～6として述べる。

3. 史跡西寺跡の概要

- ア) 掘立柱建物1 15次で桁行15間以上、梁行3間の長大な東西棟の総柱建物が確認された。北側の柱穴が一回り小さいことから、北側1間が庇で復元されている。柱間は桁行1.8m（6尺）、梁行2.4～2.5m（8尺）、北庇の出が2.7m（9尺）となる。土師器や須恵器の土器類のほか、轡の羽口などが多数出土したことから、寺院内工房の可能性もある。
- イ) 掘立柱建物2・3 24次で桁行7間、梁行4間の五間四面の東西棟が2確認されている。柱間は桁行、梁行ともに2.4～2.5m（8尺）となる。柱穴掘方の出土遺物から成立は9世紀後半とみられる。
- ウ) 掘立柱建物4 24次で桁行3間、梁行3間の総柱建物が確認されている。柱間は桁行、梁行ともに3m（10尺）である。創建当初は掘立柱建物であったが、途中で礎石建物に変更されている。
- エ) 掘立柱建物5 30次で桁行2間以上、梁行2間の東西棟が確認されている。柱間は桁行1.8m（6尺）、梁行2.2～2.4m（8尺）と推測されている。東端の柱穴列の大きさがその他の柱穴より小さいことから、東庇の可能性が指摘されている。柱穴掘方の出土遺物から成立は9世紀後半とみられる。
- オ) 掘立柱建物6 30次で桁行1間以上、梁行2間の掘立柱建物が確認されている。建物方位が北に対して約5°西に振れる。柱間は梁行2.4m（8尺）である。

13 中仕切築地塀

中仕切築地塀に関連する調査は、22・26次で実施している。22次では寺域中央を東西方向に延びる築地基底部及び両側の側溝を確認している。築地の検出位置が東寺北築地とほぼ同じであることから、寺域を南北に仕切る塀と想定している。基底部は幅2.6mで、側溝は幅が2.3～2.6m、深さ0.1～0.3mある。側溝及び築地周辺から多量の瓦が出土したことから、瓦葺であったことがわかる。また、東寺北大門が位置する伽藍中軸線で門跡を検出できなかったことから、南半（中心伽藍地）と北半をつなぐ門は穴門であった可能性が高い。26次では幅1m以上の南側溝を確認、西築地を貫いて西大宮大路東側溝と接続していることが明らかとなっている。

14 築地

寺域を囲む築地は南・東・西を確認している。築地に関連する調査は、南築地が11次-A、東築地が29次、西築地が21・29・34・37次・試掘1で実施している。

- ア) 南築地 11次-Aで基底部及び内溝（幅1.6m以上、深さ0.3m）を確認している。
- イ) 東築地 29次で基底部と犬行、内溝、皇嘉門大路西側溝を確認している。築地基底部は地山削り出しで、幅2.1m（7尺）あり、東側には幅約1mの犬行が伴う。内溝は幅1.5m、深さ0.3mである。
- ウ) 西築地 21・26・29・34・37次・試掘1で基底部及び内溝、雨落溝、犬行を確認している。37次（塔の西方）では、幅2.2～2.6mの礎敷の犬行を確認し、犬行上面に雨落溝が設けられている。内溝は中仕切築地塀との接続地部では幅1.1mであるのに対して、中心伽藍に近い位置では幅が6～8mもある。標高の低い南西隅に位置する内溝は寺域内の排水を担っていた可能性がある。

15 大路

26・29・34次・試掘1で西大宮大路と皇嘉門大路に関連する遺構を確認している。

- ア) 西大宮大路 26・34次・試掘1で東側溝と路面を検出している。伽藍域に面する東側溝幅が約2.2～2.9mあり、『延喜式』左右京職京程に定められた規格よりも大きく開削されていたことが明らかにされた。路面は10世紀中頃までは維持されていたようである。
- イ) 皇嘉門大路 29次で西側溝と路面を確認している。西側溝は大きく3回の造り替えがあり、最も新しい時期が幅約2.3m、深さ約0.2mである。

16 その他

鑄造関連遺構 塔南西側にあたる34・37次で2基の鑄造関連遺構を確認している。出土した炉型や鑄型片に鉄や銅が付着していることから、鉄製品及び銅合金製品を生産していたことがわかる。

鑄造関連遺構は西築地内溝を掘り込んで成立しており、内溝が埋没した9世紀後半以降に鑄造が行われている。隣接する塔が9世紀後半以降の造営と判断できることから、塔に関わる製品が生産されていた可能性がある。

区画溝 31・32次で針小路北築地推定地で調査が実施されているが、小路に関わる遺構は確認されていない。このため、寺域内に条坊は施工されなかったと推測されている。ただし、推定針小路路面中央で東西溝が検出され、北半の空間を区画するための溝が開削されていたことが明らかにされている。

3. 史跡西寺跡の概要

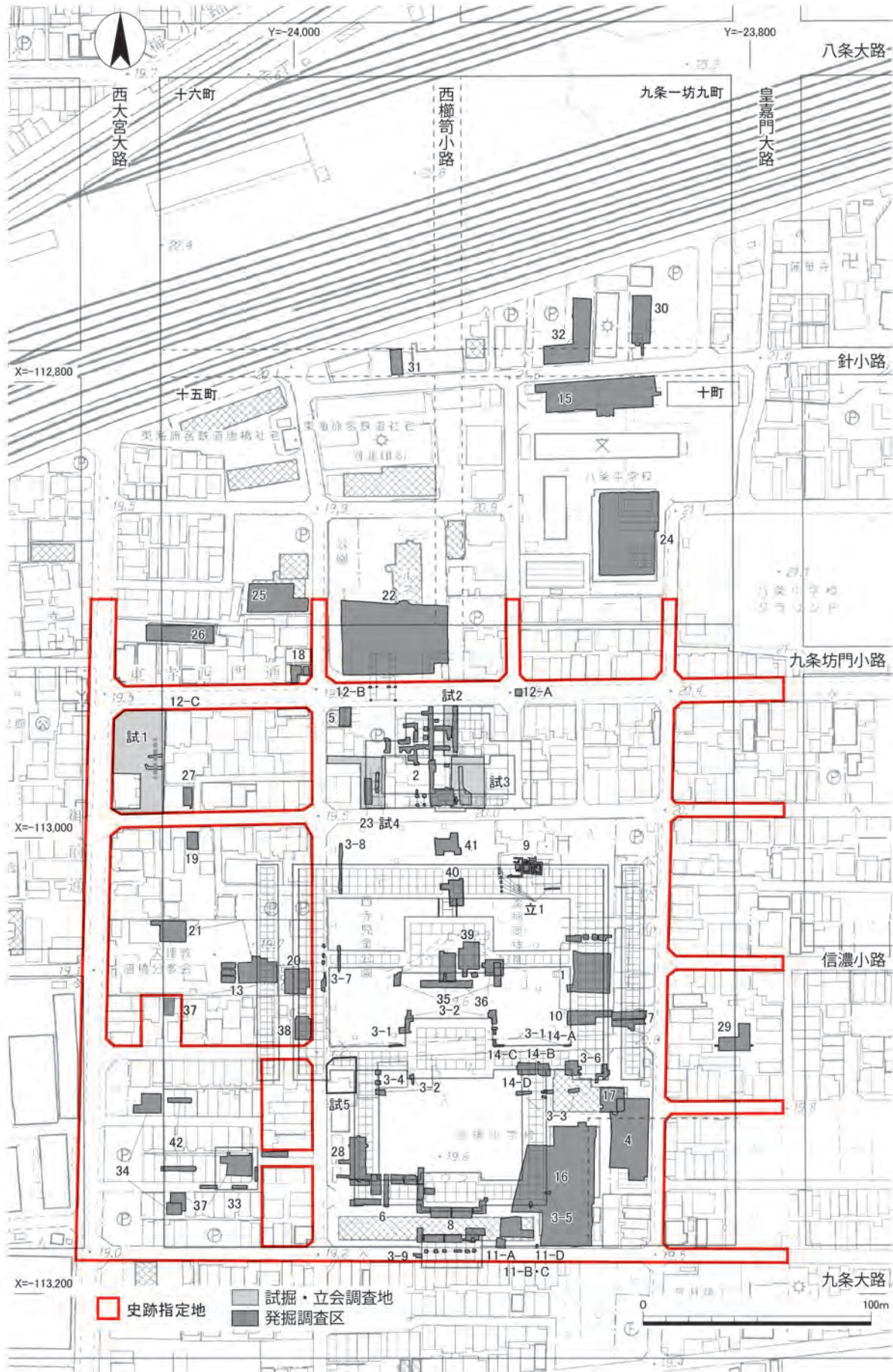


図3-3 西寺跡発掘調査位置図

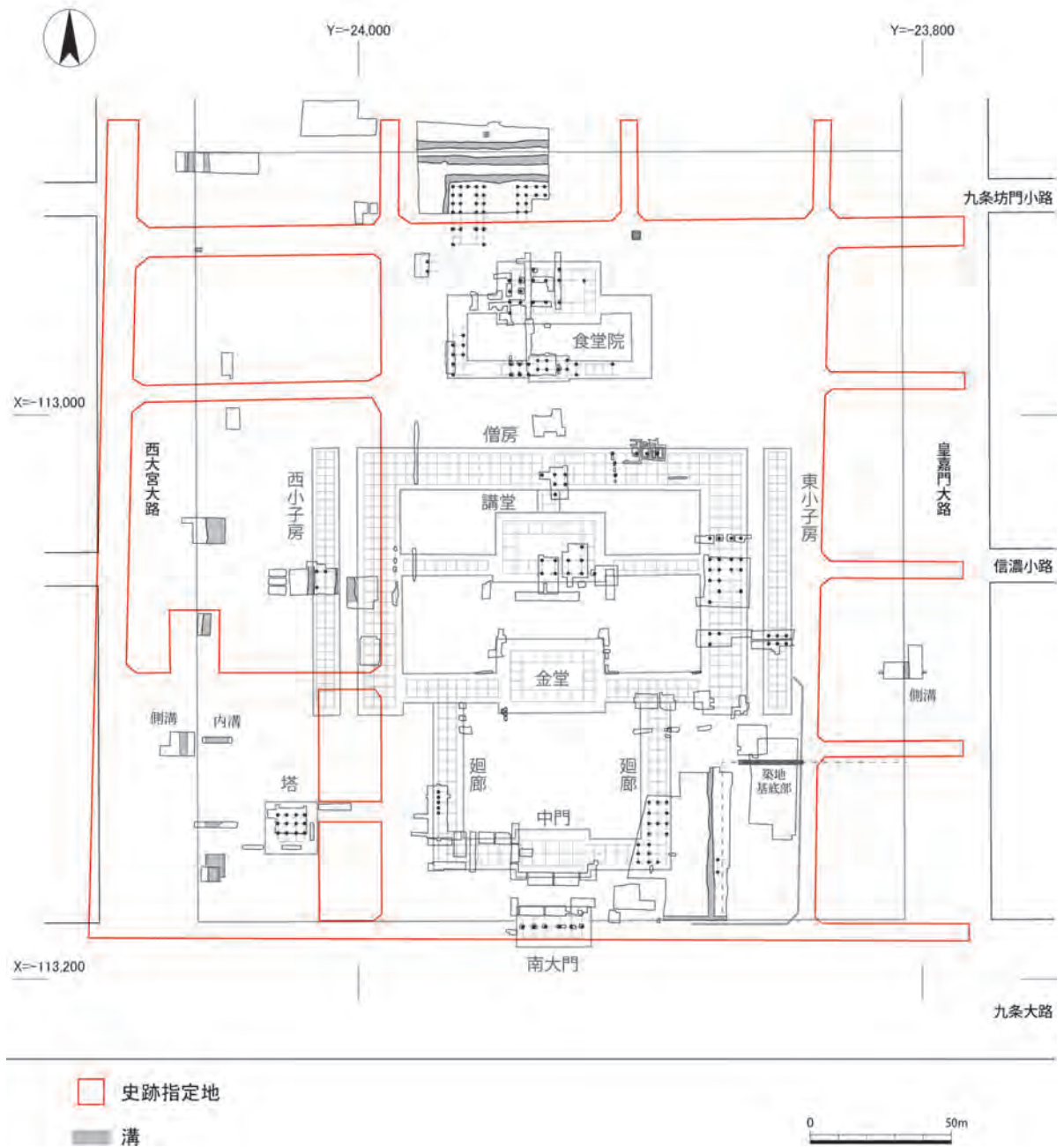


図3-4 史跡西寺跡調査区・遺構配置図

3. 史跡西寺跡の概要

表3-4 発掘調査の年次と概要(1)

| 調査 回数 | 調査年 | 推定地 | 調査地 | 主要成果 | 文献 |
|------------|------|---------------|-----------------------|-----------------------------------|-------------|
| 1 | 1960 | 東僧房 | 唐橋西寺町 (唐橋西寺公園プール) | 基壇、礎石、礎石抜取穴 | 1・2・ 3 |
| 2 | 1962 | 食堂院 | 唐橋西寺町 | 食堂・廻廊・食堂院南門の礎石、 礎石抜取穴 | 1・2・ 3・5 |
| 3-1 | 1962 | 金堂・東西軒廊 | 唐橋西寺町 (下水工事等) | 金堂・東軒廊の基壇外装凝灰岩、 東西軒廊基壇 | 1・2・ 4 |
| 3-2 | 1962 | 金堂 | 唐橋西寺公園 唐橋小学校北端 | 金堂基壇外装 | 1 |
| 3-3 | 1962 | 東廻廊 | 唐橋小学校 (北校舎と南校舎) | 基壇外装 | 同上 |
| 3-4 | 1962 | 西廻廊 | 唐橋小学校北西隅 | 基壇外装 | 同上 |
| 3-5 | 1962 | 東廻廊・南廻廊 | 唐橋小学校講堂 | 東廻廊基壇外装、南廻廊基壇外装 | 同上 |
| 3-6 | 1962 | 東僧房 | 唐橋小学校 (給食調理室) | 基壇、東・南縁雨落溝、礎石抜取穴 | 同上 |
| 3-7 | 1962 | 西僧房 | 唐橋西寺公園西側 | 礎石抜取穴 | 同上 |
| 3-8 | 1962 | 北僧房 | 唐橋西寺公園 | 礎石据付穴 | 同上 |
| 3-9 | 1962 | 南大門 | 唐橋小学校南側道路 | 礎石据付穴 | 同上 |
| 4 | 1970 | 南東区画 (御霊堂) | 唐橋西寺町 (唐橋小学校プール) | 築地基底部分と築地北側の大溝 | 1 |
| 5 | 1972 | | 唐橋西寺町 | 礎石根固石 | 1・6 |
| 6 | 1973 | 中門・西廻廊・南廻廊 | 唐橋西寺町 (唐橋小学校グラウンド) | 南廻廊北雨落溝、基壇外装 西廻廊を横断する暗渠、中門基壇外装 | 1 |
| 7 | 1973 | 東小子房 | 唐橋西寺町 (ガレージ) | | 1・7 |
| 8 | 1974 | 中門・南廻廊・南大門 | 唐橋西寺町(唐橋小学校グラウンド南端) | 中門基壇外装・階段、南廻廊基壇 基壇外装 | 1 |
| 9 | 1974 | 北僧房 | 唐橋西寺町 (鎌達稲荷神社社務所) | 礎石抜取穴 | 1・8 |
| 10 | 1977 | 東僧房 | 唐橋西寺町 (公園ピッコプール) | 礎石抜取穴、西雨落溝 | 9a・ 10a |
| 11- A・D | 1977 | 南築地 | 唐橋西寺町 (唐橋小学校南校舎) | 南面築地内溝 | 10 b |
| 11- B・C | | | | 柱穴群 | |

表3-4 発掘調査の年次と概要(2)

| 調査 次数 | 調査年 | 推定地 | 調査地 | 主要成果 | 文献 |
|----------|------|--------------------|----------------------|---|-------------|
| 12-A | 1977 | 食堂北東部 | 唐橋西寺町 | 井戸 | 9b・ 10c |
| 12-B | | | | 礎石据付穴 | |
| 12-C | | 西築地 | | 西面築暗渠 | |
| 13 | 1977 | 西小子房 | 唐橋西寺町 (公園チビコプール) | 西小子房基壇土、礎石据付穴、西雨落溝 | 10d |
| 14・A | 1978 | 東僧房 | 唐橋西寺町 (唐橋小学校グラウンド) | 礎石据付穴、南西雨落溝 | 11・ 12b |
| 14・C | | 金堂東軒廊・東廻廊 | | 金堂東軒廊基壇外装、東廻廊礎石片 | |
| 14・D | | 東廻廊 | | 東廻廊基壇外装 | |
| 15 | 1978 | 家政機関 | 唐橋門脇町 (八条中学校) | 総柱掘立柱建物、東西溝 | 12a |
| 16 | 1979 | 東廻廊・南廻廊・南東区画 (御霊堂) | 唐橋西寺町 (唐橋小学校体育館・給食室) | 東・南廻廊基壇、基壇外装、礎石据付穴 築地基底部南北溝、門跡 | 12c |
| 17 | 1979 | 伽藍地南東部 | 唐橋西寺町 (唐橋小学校) | 土坑、瓦溜り | 13 |
| 18 | 1980 | 伽藍地北西部 | 唐橋門脇町 (個人住宅) | 整地層、井戸 | 14a・ 15b |
| 19 | 1980 | 伽藍地北西部 | 唐橋西寺町 (個人住宅) | 整地層 | 14b・ 15b |
| 20 | 1980 | 西僧房 | 唐橋西寺町 (天理教会ガレージ) | 基壇土、柱穴、ピット | 14c・ 15c |
| 21 | 1981 | 西築地 | 唐橋西寺町 (天理教会) | 西面築地基壇、築地内溝 | 14d・ 15d |
| 22 | 1986 | 中仕切築地塀 | 唐橋門脇町 (共同住宅) | 東西庇付礎石建物 (南北棟)、四面庇付礎石建物 (東西棟)、礎石建物を取り囲む溝、南北側溝、東西方向の築地 | 17a |
| 23 | 1986 | 食堂院 | 唐橋西寺町 (個人住宅) | 食堂院西廻廊基壇、礎石抜取穴、南北溝、ピット、土坑 | 16・ 17b |
| 24 | 1988 | 家政機関 | 唐橋門脇町 (八条中学校体育館) | 四面庇掘立柱建物、掘立柱建物 礎石建物。井戸、土坑 | 18a |
| 25 | 1989 | 家政機関 | 唐橋門脇町 | 土坑、井戸 | 18b |
| 26 | 1990 | 中仕切り築地塀 西築地 | 唐橋門脇町 | 中仕切り築地塀溝、整地層 西面築地の溝 | 未報 告 |
| 27 | 2007 | 西築地 | 唐橋西寺町 | 湿地状の落込み、柱穴、土坑 | 19 |
| 28 | 2007 | 西廻廊 | 唐橋西寺町 (唐橋小学校児童館) | 西廻廊基壇整地土、柱穴、溝 | 20 |

3. 史跡西寺跡の概要

表3-4 発掘調査の年次と概要(3)

| 調査 回数 | 調査年 | 推定地 | 調査地 | 主要成果 | 文献 |
|----------|------|-------|-------------------|---|----|
| 29 | 2013 | 東築地 | 唐橋花園町 | 東築地基底部、内溝、落込み | 21 |
| 30 | 2016 | 家政機関 | 唐橋門脇町 | 掘立柱建物2棟、柱穴列 | 22 |
| 31 | 2016 | 家政機関 | 唐橋門脇町 | 井戸、溝、土取穴 | 23 |
| 32 | 2017 | 家政機関 | 唐橋門脇町 | 井戸、区画溝 | 24 |
| 33 | 2017 | 塔 | 唐橋西寺町 | 瓦溜り、落込み | 25 |
| 34 | 2018 | 西築地 | 唐橋西寺町 | 西大宮大路、西築地内溝、鑄造関連遺構 | 26 |
| 35 | 2018 | 講堂 | 唐橋西寺町 (唐橋西寺公園) | 階段抜取溝、整地層 | 27 |
| 36 | 2019 | 講堂 | 唐橋西寺町 (唐橋西寺公園) | 礎石、礎石抜取穴、基壇、東軒廊基壇 | 28 |
| 37 | 2019 | 塔・西築地 | 唐橋西寺町 | 塔壺地業、西築地内溝 | 29 |
| 38 | 2020 | 西僧房 | 唐橋西寺町 | 整地土 | 30 |
| 39 | 2020 | 講堂 | 唐橋西寺町 (唐橋西寺公園) | 講堂基壇、礎石抜取穴、階段 | 31 |
| 40 | 2021 | 北僧房 | 唐橋西寺町 (唐橋西寺公園) | 北僧房礎石据付穴、南雨落溝、基壇盛土、講堂北軒廊 基壇盛土、足場穴、東縁基壇外装 | 32 |
| 41 | 2022 | 北小子房 | 唐橋西寺町 (唐橋西寺公園) | 整地土、瓦溜り | 33 |
| 42 | 2023 | 西築地 | 唐橋西寺町 | 西築地内溝 | 34 |

(試掘調査等)

| No. | 調査年 | 推定地 | 調査地 | 主要成果 | 文献 |
|-----|------|-------------------|-------|-----------------------------------|----|
| 試掘1 | 1997 | 西築地 | 唐橋西寺町 | 西大宮大路東側溝、西築地犬行 | 35 |
| 試掘2 | 1999 | 食堂 | 唐橋西寺町 | 食堂礎石抜取穴1基 | 36 |
| 試掘3 | 2004 | 食堂院南門・西廻廊 | 唐橋西寺町 | 食堂院南門の礎石抜取穴2基、南門北縁、東廻廊の抜 取穴2基 | 37 |
| 試掘4 | 2008 | 食堂院西廻廊 | 唐橋西寺町 | 食堂院西廻廊礎石抜取穴3基 | 38 |
| 試掘5 | 2019 | 金堂西軒廊・西廻 廊・西僧房 | 唐橋西寺町 | 西廻廊基壇西縁、金堂西軒廊基壇南縁、西僧房基壇東 縁及び南縁 | 39 |
| 立会1 | 2010 | 北僧房 | 唐橋西寺町 | 北僧房礎石抜取穴2基、同柱穴2基、溝 | 40 |

文献（表3-4 発掘調査の年次と概要の文献番号に対応）

- 1 杉山信三『史跡 西寺跡』鳥羽離宮跡調査研究所、1979年
- 2 杉山信三「西寺跡発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報』京都府教育委員会、1964年
- 3 杉山信三「西寺跡発掘調査概要」『奈良国立文化財研究所年報1962』奈良国立文化財研究所、1962年
- 4 杉山信三「西寺跡第3次発掘調査概要」『奈良国立文化財研究所年報1963』奈良国立文化財研究所、1963年
- 5 杉山信三「29西寺食堂跡」『東海道幹線増設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』日本国有鉄道、1965年
- 6 杉山信三・井上満郎・木村捷三郎・浪貝毅『史跡西寺跡発掘調査報告』京都市埋蔵文化財年次報告1972、鳥羽離宮跡調査研究所、1974年
- 7 浪貝毅・玉村登志夫「西寺跡発掘調査概要」『史跡西寺跡・鳥羽離宮跡』京都市埋蔵文化財年次報告1973-II、京都市文化観光局文化財保護課、1975年
- 8 梶川敏夫「史跡 西寺跡-北僧房跡発掘調査概要-」『鳥羽離宮跡・史跡西寺跡』京都市埋蔵文化財年次報告1974-IV、京都市文化観光局文化財保護課、1975年
- 9a 長宗繫一・鈴木久男「西寺東僧房跡」『平安京跡発掘調査概報』京都市埋蔵文化財研究所概報集1978-II、(財)京都市埋蔵文化財研究所、1978年
- b 長宗繫一・鈴木久男「西寺井戸跡」同上
- 10a 「平安京右京九条一坊、西寺跡1」『昭和52年度 京都市埋蔵文化財調査概要』(財)京都市埋蔵文化財研究所、2011年
- b 「平安京右京九条一坊、西寺跡2」同上
- c 「平安京右京九条一坊、西寺跡3」同上
- d 「平安京右京九条一坊、西寺跡4」同上
- 11 百瀬正恒「平安京西寺跡」『平安京跡発掘調査概要』京都市埋蔵文化財研究所概要集1978、京都市文化観光局・(財)京都市埋蔵文化財研究所、1979年
- 12a 「平安京右京九条一坊十町」『昭和53年度 京都市埋蔵文化財調査概要』(財)京都市埋蔵文化財研究、2011年
- b 「平安京右京九条一坊・西寺跡1」同上
- c 「平安京右京九条一坊・西寺跡2」同上
- 13 「平安京右京九条一坊十二町・西寺跡」『昭和54年度 京都市埋蔵文化財調査概要』(財)京都市埋蔵文化財研究所、2012年
- 14a 鈴木廣司「西寺跡発掘調査 第17次発掘調査」『平安京跡発掘調査報告 昭和55年度』京都市埋蔵文化財調査センター、1981年
- b 堀内明博「西寺跡発掘調査 第18次発掘調査」同上
- c 長宗繫一「西寺跡発掘調査 第19次発掘調査」同上
- d 平尾政幸「西寺跡発掘調査 第20次発掘調査」同上
- 15a 「平安京右京九条一坊・西寺跡1」『昭和55年度 京都市埋蔵文化財調査概要』(財)京都市埋蔵文化財研究所、2011年
- b 「平安京右京九条一坊、西寺跡2」同上
- c 「平安京右京九条一坊、西寺跡3」同上
- d 「平安京右京九条一坊、西寺跡4」同上
- 16 堀内明博「西寺跡第13次調査」『平安京跡発掘調査概報 昭和61年度』京都市文化観光局、1987年
- 17a 磯部勝・鈴木久男・堀内明博「平安京右京九条一坊1」『昭和61年度 京都市埋蔵文化財調査概要』(財)京都市埋蔵文化財研究所、1989年
- b 堀内明博「平安京右京九条一坊2」同上
- 18a 菅田薫「平安京右京九条一坊1」『昭和63年度 京都市埋蔵文化財調査概要』(財)京都市埋蔵文化財研究所、1993年
- b 菅田薫「平安京右京九条一坊2」同上
- 19 能芝妙子「平安京西寺跡・唐橋遺跡」『京都市内遺跡発掘調査報告 平成19年度』京都市文化市民局、2008年
- 20 柏田有香『平安京跡・史跡西寺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2007-4、(財)京都市埋蔵文化財研究所、2007年
- 21 東洋一「平安京右京九条一坊十二町・西寺跡」『京都市内遺跡発掘調査報告 平成25年度』京都市文化市民局、2014年

3. 史跡西寺跡の概要

- 22 李銀眞『平安京右京九条一坊九町跡・唐橋遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2016-4、(公財)京都市埋蔵文化財研究所、2016年
- 23 近藤奈央『平安京右京九条一坊十五町・十六町跡(西寺跡)・唐橋遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2016-6、(公財)京都市埋蔵文化財研究所、2017年
- 24 鈴木康高・木下保明『平安京右京九条一坊九町跡(西寺跡)・唐橋遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2017-6、(公財)京都市埋蔵文化財研究所、2017年
- 25 鈴木久史「平安京右京九条一坊九町跡・西寺跡・唐橋遺跡」『京都市内遺跡発掘調査報告 平成29年度』京都市文化市民局、2018年
- 26 鈴木久史「平安京右京九条一坊十三町跡・西寺跡(34次)・唐橋遺跡」『京都市内遺跡発掘調査報告 平成30年度』京都市文化市民局、2019年
- 27 西森正晃「平安京右京九条一坊十二・十三町跡・史跡西寺跡(35次)・唐橋遺跡」『京都市内遺跡発掘調査報告 平成30年度』京都市文化市民局、2019年
- 28 西森正晃「平安京右京九条一坊十二・十三町跡・史跡西寺跡(36次)・唐橋遺跡」『京都市内遺跡発掘調査報告 令和元年度』京都市文化市民局、2020年
- 29 鈴木久史「西寺跡(37次)・平安京右京九条一坊十二・十三町跡・唐橋遺跡」『京都市内遺跡発掘調査報告 令和元年度』京都市文化市民局、2020年
- 30 鈴木久史「西寺跡(38次)・平安京右京九条一坊十三町跡・唐橋遺跡」『京都市内遺跡発掘調査報告 令和2年度』京都市文化市民局、2021年
- 31 西森正晃「35・36・39次調査」『史跡西寺跡発掘調査総括報告書』京都市文化市民局、2021年
- 32 西森正晃「史跡西寺跡、西寺跡(40次)・平安京右京九条一坊十一町跡、唐橋遺跡」『京都市内遺跡発掘調査報告 令和4年度』京都市文化市民局、2023年
- 33 八軒かほり・熊谷舞子「史跡西寺跡、西寺跡(41次)・平安京右京九条一坊十一町跡、唐橋遺跡」『京都市内遺跡発掘調査報告 令和4年度』京都市文化市民局、2023年
- 34 熊谷舞子「史跡西寺跡、西寺跡(42次)・平安京右京九条一坊十三町跡、唐橋遺跡」『京都市内遺跡発掘調査報告 令和6年度』京都市文化市民局、2024年
- 35 「史跡西寺跡」『京都市内遺跡試掘調査概報 平成9年度』京都市文化市民局、1998年
- 36 「一覧表」『京都市内遺跡試掘調査概報 平成11年度』京都市文化市民局、2000年
- 37 「史跡西寺跡・唐橋遺跡」『京都市内遺跡試掘調査概報 平成16年度』京都市文化市民局、2005年
- 38 「史跡西寺跡・唐橋遺跡」『京都市内遺跡試掘調査概報 平成20年度』京都市文化市民局、2009年
- 39 「史跡西寺跡、平安京右京九条一坊十三町跡、唐橋遺跡」『京都市内遺跡試掘調査報告 令和元年度』京都市文化市民局、2020年
- 40 「4 平安京右京九条一坊十一町跡・史跡西寺跡」『京都市内詳細分布調査報告 平成22年度』京都市文化市民局、2011年

3-5 史跡指定の状況

(1) 指定告示・指定理由

| | |
|---------|---|
| 指定名称 | : 史跡西寺跡 |
| 指定年月日 | : 大正10（1921）年3月3日（内務省告示第38号）【講堂・北僧房】 |
| 追加指定年月日 | : 昭和41（1966）年3月22日（文化財保護委員会第14号告示） 【東小子房・金堂・中門・南門】 令和3（2021）年3月26日（文部科学省告示第49号） 【塔・西面築地】 |
| 指定面積 | : 37,932.00㎡（道路部分を除く） |
| 指定基準 | : 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡 |
| 所在地 | : 京都市南区唐橋西寺町 |
| 管理団体 | : 京都市（大正11年指定） |
| 指定理由 | : 平安奠都後羅城門ノ西方ニ營マレシモノニテ右大寺トモ云ヒ左大寺ナル東寺ト朱雀大路ヲ距テ、相對セルモノナリ 金堂、廻廊、僧坊、食堂院、南大門等の跡が検出されたのでその部分を追加指定する。在来の土壇は講堂跡と判明した。東寺とあいまって平安京の規模を知る上にも重要である。 |

(2) 指定範囲

指定の範囲を図3-5に示す。

3. 史跡西寺跡の概要

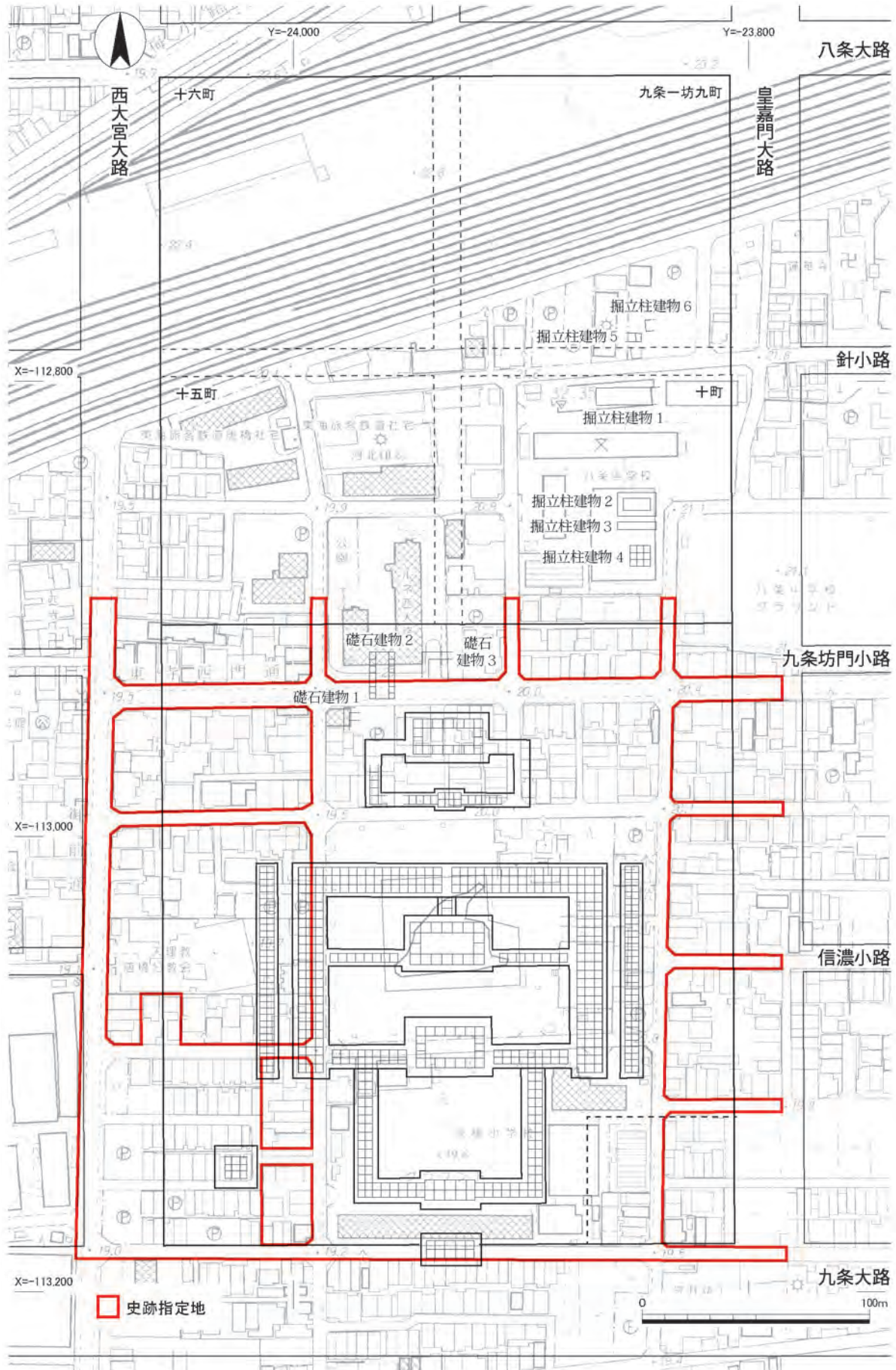


図3-5 指定の範囲

(3) 土地所有の状況

【公有地】

| | | |
|-----------|-------------------|-----------|
| 講堂跡（コンド山） | ：国有地 | 1,073㎡ |
| 塔跡 | ：京都市（文化市民局文化財保護課） | 4,321.24㎡ |
| 唐橋西寺公園 | ：京都市（建設局みどり政策推進室） | 10,390㎡ |
| 市立唐橋小学校 | ：京都市（教育委員会） | 11,471㎡ |
| 道路敷 | ：京都市（建設局道路河川管理課） | |

【宗教法人】

鎌達稻荷神社 637.07㎡

【民有地】

民家・アパート・駐車場など 10,436.07㎡

（令和5年12月現在）



図3-6 土地所有の状況（道路敷を除く）

3. 史跡西寺跡の概要

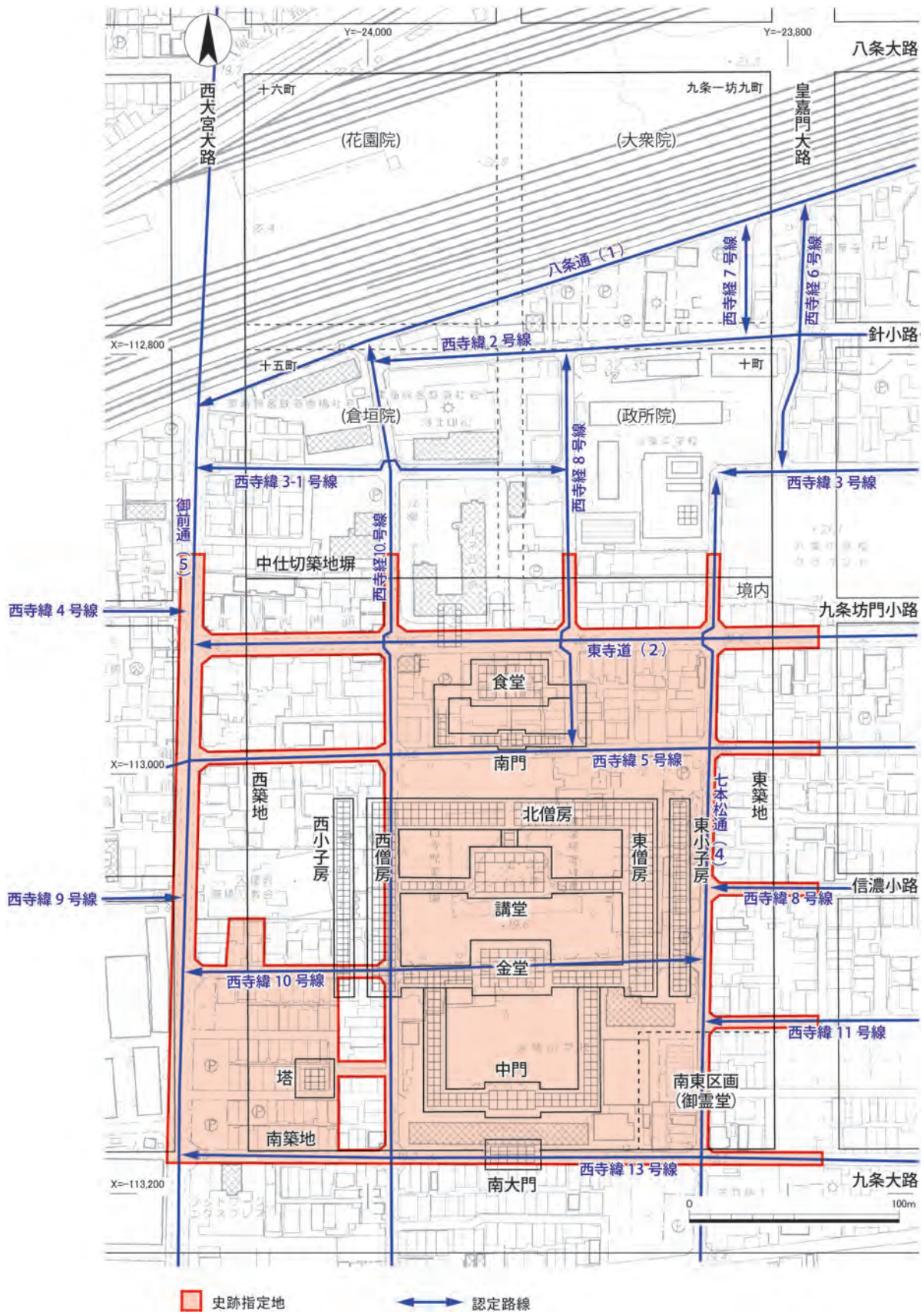


図3-7 史跡西寺跡と周辺道路の状況

3-6 指定地の現状

(1) 指定地全体

【保存の現状】

指定面積の約2/3が公有地であり、講堂跡を含む伽藍中央部が都市公園（唐橋西寺公園）として整備されているほか、伽藍地南部は唐橋小学校の敷地となっている。また、塔跡地区では公有化事業が進められている。

寺跡を含む一帯は昭和8～10年頃に区画整理が行われた結果、それまでの畦畔や地割は失われ、金堂跡をはじめとした建物遺構の一部は街路の下となった。幸い、南大門から金堂南縁附近までが京都市立七条第二尋常小学校（現・唐橋小学校）、金堂北縁から北僧坊までが唐橋西寺公園の用地とされ、宅地化は免れた。小学校の校舎は、はじめ敷地北部に金堂跡等と重なって建てられていたが、昭和50年代に、主要な遺構を避ける位置に順次建て替えられて現在に至る。公園では従来特に大きな現状変更は行われていないが、児童の利用が非常に活発な公園であるため、近年公衆便所の建替えや、防球ネットの設置が行われた。これらについては計画段階から公園管理部局と協議を密にし、事前の発掘調査を行った上で、遺構のない箇所を選んで最小限の工事掘削にとどめている。

史跡指定地の残る約1/3は私有地である。専用住居、店舗兼用住居、小規模な共同住宅、駐車場などとなっており、大規模な敷地は存在しない。公園の北側の宅地は食堂院跡、東側の宅地は東小子房跡のほぼ全体を含んでおり、学校の南東側の宅地は西寺南東区画の1/4ほどに該当する。これらの私有地においては、建替に伴って発掘調査を行い、顕著な遺構についてはもとより、西寺期の整地層についても可能な限り地中保存を行っている。特に、食堂院では礎石の据付跡などが各所で良好に検出されており、その都度、建築主の理解と協力を得て地中保存が行われている。

以上の保存状況を遺構別に記すと、金堂と南大門の東西中軸線、西僧坊の東半は街路となっているため、下水等のインフラ敷設により遺構の残りは悪いと考えられる。また、南大門の北縁部は昭和49年の発掘時点で既に残りが悪く、これと比較して残りの良かった中門跡を保存するため、小学校校舎が南大門跡に一部重なるように建設されている。それ以外の遺構は概ね地下に保存されており、上述のとおり食堂院は宅地化しているにもかかわらず、検出遺構は概ね今に遺されている。しかし講堂跡を除き全域で一定程度の削平を受けており、礎石や基壇土など、地覆よりも上部構造の遺構が検出されることはまれである。遺構面から現地表までの覆土も概して薄く、0.1～0.3m程度である。また、従前の発掘調査からは東僧房・東小子房に比べて西僧房・西小子房の遺存状態が芳しくないという傾向がある。

3. 史跡西寺跡の概要

【活用の現状】

南区観光の見どころを紹介するスマホアプリ「AR西寺・羅城門」を制作・公開した（平成28年）。また、京都市埋蔵文化財研究所により、ガイドマップ「～文化財と遺跡を歩く～京都歴史散策マップ No11東寺 西寺跡」が制作・配布されている。

動画投稿サイトの「京都の文化遺産」チャンネルでは発掘調査等の動画を公開している。

【整備の現状】

遺構の大部分は地下に存在しており、間近に見られる状態にない。

西寺の遺構面は全般に浅く、削平は受けているが、伽藍復元が概ねできる程度にはよく残っている。



図3-8 ガイドマップ「～文化財と遺跡を歩く～京都歴史散策マップ No11 東寺 西寺跡」



図3-9 発掘調査の動画
(YouTubeチャンネル「京都の文化遺産」より)



図3-10 発掘調査の動画
(YouTubeチャンネル「京都の文化遺産」より)

(2) 唐橋西寺公園

【保存の現状】

講堂跡の遺構面は、唐橋西寺公園内のCOND山（講堂跡）頂部から1m以上下に位置しており、一定の保存が図られている。

【活用の現状】

公園内には2基の説明板が設置されているが、史跡の全体像などが把握しにくい状態にある。

COND山（講堂跡）は、松尾祭（還幸祭（おかえり））の年一回の祭礼の場となっており、祭りの中でCOND山に神輿が上がっている。

唐橋西寺公園及び唐橋小学校（体育館）では、令和5年度から「南区民ふれあいまつり」が行われるなど、定期的なイベント利用が行われている。

【整備の現状】

COND山の頂部では植栽された既存樹木（エノキ）が大きく生長しており、倒伏の防止などの安全対策などが今後の課題となる。

夜間の防犯対策として、COND山周囲に囲柵や投光器を設置している。自治会の協力により法肩や通路部分などの補修や表面保護を行っているが、一部で侵食が進んでいる。

公園内西部の民家に接してプール跡の構造物（コンクリート躯体）が残されている。

COND山北側にある鎌達稲荷神社は明治に移転してきた神社であり、公園利用に対応して外周部に防球ネットを設置している。

【運営の現状】

保存にかかるソフト面では、京都市からの依頼により昭和49年に史跡西寺跡保存会が結成され、唐橋学区自治連合会の一部門と位置づけられて、COND山の清掃や除草などを行っている。また、市としても（公財）京都市埋蔵文化財研究所に委託して、COND山並びに塔跡地区のパトロールや日常管理を行っている。



図3-11 COND山北東角の状況



図3-12 プール跡の構造物

(3) 塔跡地区

【保存の現状】

塔跡とその周辺は、昭和初期に建てられた木造住宅群が近年まで存在したが、令和3年度にその大部分が公有化され、現在史跡の暫定整備の検討を進めているところである。

塔跡附近の覆土厚（保護盛土層）は約20cm程度、寺域西限附近で約14cm程度と非常に薄い状態にある。一部で削平を受けているものの遺構の遺存状態は概ね良好であるが、西部で遺存が悪い傾向がある。

【活用の現状】

令和5年4月に、塔跡地区西側に京都市立開建高等学校が開校しており、活用における連携が期待される。

【調査の現状】

塔跡の基壇北辺にも既存民家がかかっており、塔跡の基壇規模が未確定の状態にある。また、九条大路北築地も未確認であり、引き続き調査を行う必要がある。

【整備の現状】

塔跡周辺について公有化を進めているが現状では未整備の状態にあり、早期の整備が当面の課題と考えられる。塔跡地区内には現住家屋が複数残っていることから、当面は暫定整備となることが予想される。



図3-13 塔跡



図3-14 塔跡周辺の民家及び道路

(4) 唐橋小学校

【保存の現状】

遺構は全般に西寄りで残りが良くないが、小学校の現校舎は基本的に西寺の伽藍遺構を外して建てられていると推測される。唐橋学区の住民は増えているが、少子化の進行が予想されており、校舎の増改築は予定されていない。また、隣接する唐橋文化教育会館も老朽化している。

【活用の現状】

3年生を対象とした現場見学（通算4回）を開催した。

唐橋小学校3年生の総合学習として、出前授業を行っている（令和3年度～）ほか、地元向け勉強会を開催した（平成29年、令和4年）。

唐橋小学校北側の歩道に、西寺跡（塔）デザインのマンホール蓋（4基）が設置されている。



図3-15 唐橋小学校での総合的学習の時間での取組の様子 令和5年5月(唐橋小学校ウェブサイトより)



図3-16 西寺跡（塔）をデザインしたマンホール蓋

3-7 西寺と松尾祭

(1) 西寺と松尾祭のつながり

西寺では、10世紀以降に御霊堂と呼ばれる施設が認められ、天徳二年（958）には上出雲御霊堂、祇園天神堂などとともに疫病の攘災のため仁王般若経の転読が行われている。その後も度々疾疫の際に読経が行われており、御霊を祀り、その強力な霊力で疫神を退散させる役割を担っていたと考えられる。西寺と東寺は平安京の南端、九条大路に面しており、鎮護国家を意図した配置であったことは明白で、御霊堂を抱える西寺は南西からの疫神の侵入を防ぐことを期待され、西の「猛霊」とされた松尾神と結び付けられたと捉えられよう。この関係性は、左京の東寺と稲荷社にも認められ、朝廷が神仏の加護で都を守ろうと意図したものと考えられ、その氏子地域の境がおおよそ右京左京を分ける朱雀大路であることから朝廷の関与が窺える。

松尾社と稲荷社は祭礼の姿にも共通する部分がある。御旅所に神輿が神幸した後、稲荷祭では東寺慶賀門前（江戸時代までは南門から入り、金堂前）、松尾祭では講堂跡であるコンド山にて神供が供えられるのである。

コンド山での神供神事は、江戸時代以降の地誌類等に記されている。正徳元年（1711）刊行の『山城名勝志』巻七には「金堂ノ跡僅ニ田間ニ残ル、今松尾祭ノ日神供ヲ備ル所也」とある。寛保三年（1743）の「唐橋村明細帳」には、産土神は松尾明神であり、神輿七社の内一社が唐橋村の預かりあることを記すとともに、村内には松尾明神の神事所である西寺古跡無年貢地があり、祭礼の節には神輿を迎え社家及び村内の神役の者が御供を進め、神事を勤めることが述べられている。江戸時代の記録からは、コンド山における松尾祭の神供行事が唐橋村によって執り行われてきたことがわかる。コンド山における神供行事は、文献では江戸時代までしか遡れないものの、先述した松尾社の訴状に見える日次神供の場所もコンド山である蓋然性は高い。御霊堂の存在、東寺と稲荷社との関係から、西寺と松尾社との繋がりは西寺が寺院として活動していた平安時代まで遡るとの指摘もある。

今回の講堂跡の調査によって、現在のコンド山は周辺の耕作地化に伴い土砂を江戸時代に積み上げ生まれたことが明らかとなった。一般的に寺院では講堂よりも金堂基壇の方が高く、西寺でも同様であったと考えられる。にもかかわらず、金堂跡は削平され講堂跡のみが往時を偲ぶ唯一の縁となった理由は、平安時代から続く西寺と松尾社との繋がりの中で、松尾祭における神供の舞台として神事に従事してきた唐橋村の方々によって守られてきたことにあるといえよう。

※「史跡西寺跡発掘調査総括報告書」（2021年3月京都市文化市民局）より抜粋

(2) 松尾祭における唐橋西寺公園の利用の状況

史跡地内の唐橋西寺公園は、松尾祭（還幸祭）の重要な儀式の場となっている。祭の当日には、祭礼そのものの場としての利用にとどまらず、バックヤード等としての利用も含めて公園内のほぼ全域が祭りの場として使用されている。

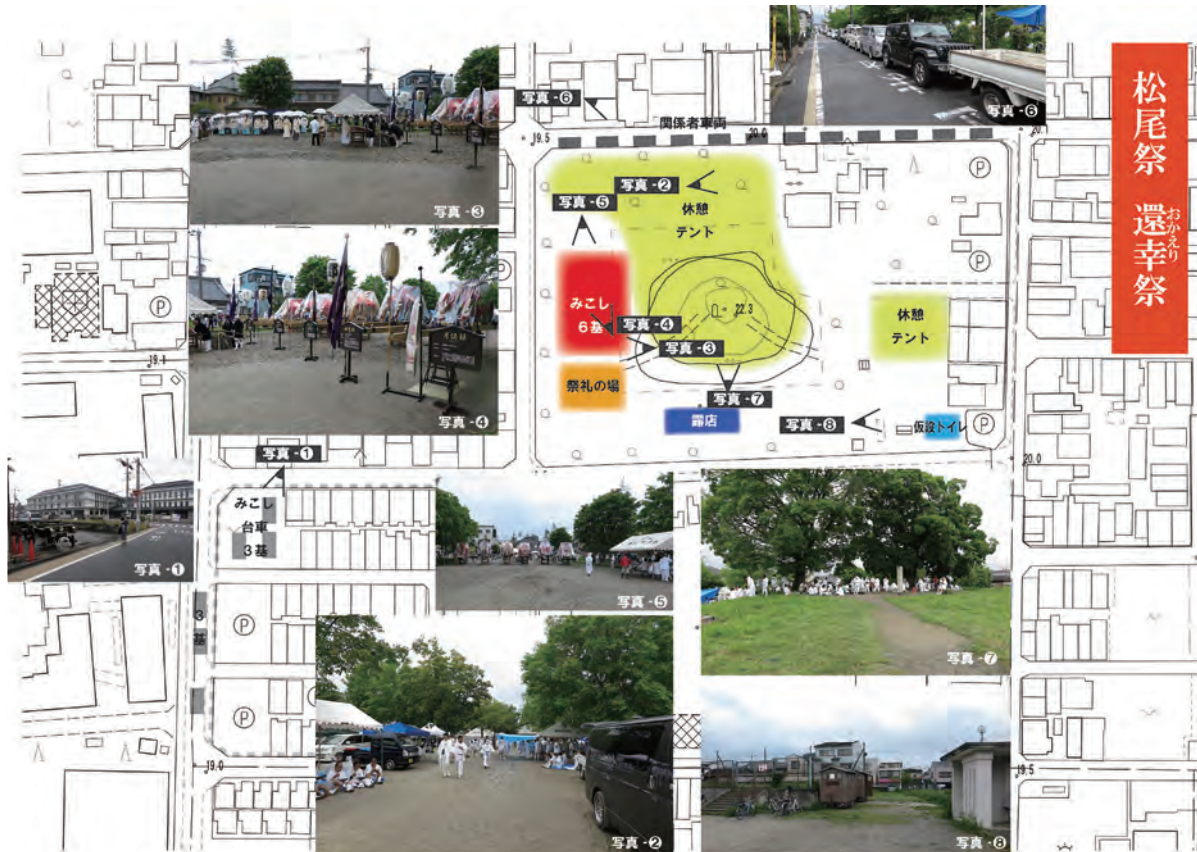


図3-17 松尾祭における唐橋西寺公園の利用状況（2023年撮影）

4

史跡西寺跡の本質的価値

4-1 史跡西寺跡の本質的価値

本計画では、史跡西寺跡の本質的価値を次のように認識し、以下の計画検討の前提とする。

1. 平安京の政治・宗教・都市史的意義を具体的に示す遺跡である【歴史的価値】

- ・西寺は、平安遷都に際し都を仏法で護るため、現存する東寺（教王護国寺）とともに創建された官寺（国家寺院）であり、平安京の造営当初に建立された二つの寺院の一つである。
- ・平城京からの寺院移転も新規建立も認められなかった中で、この2官寺のみが認められた。
- ・律令体制下で、僧尼の管理を職掌とする僧綱所が、平安京への遷都後は西寺に置かれた。
- ・先帝等の命日に、国の行事として追善供養の仏事を行う国忌や貧窮者に施しを行う文殊会が、東寺・西寺で執り行われるなど、国家寺院としての役割が与えられた。
- ・平安時代国家仏教の理念を垣間見ることができる遺跡である。
- ・桓武天皇の新都造営にかかる理念の一端を表す遺跡である。
- ・天皇を中心として左右に諸官司を配する律令制のもと、平安京は東西対称を指向して造られた。西寺は東寺とともにその対称性の顕著な一例である。
- ・空海に下賜された東寺が真言宗の拠点となったのに対して、西寺は特定の仏教宗派に属さず教団化しなかったことから、官寺としての性格が濃厚に残されている。それゆえに、桓武天皇が意図した官寺の機能や仏教に対する考え方が分かる。
- ・右京はやがて衰退していく。早く廃れた西寺は、西市などとともにそれを象徴する遺跡である。

2. 平安京研究において学史的意義を有する遺跡である【研究史的価値】

- ・伽藍配置の復元によって、平安京造営尺や方位の造営振れが明らかになり、現在の地図に平安京の復元図を正確に反映できるようになった。
- ・遺跡として良好に残る西寺と、今も伽藍を維持する東寺は、両寺を比較検討することでそれぞれをより深く知ることができる。

3. 住民の信仰生活とともに存続してきた遺跡である【社会的価値】

- ・東寺における稲荷社と同様に、西寺は松尾社との繋がりを有し、還幸祭（松尾祭）の神供行事の場としてコンド山（講堂跡）が受け継がれ残されるなど、住民の信仰生活との密接な関係によって往時から存続してきた、史跡の多様性を象徴する遺跡である。

【参考】

平安奠都後羅城門ノ西方ニ營マレシモノニテ右大寺トモ云ヒ左大寺ナル東寺ト朱雀大路ヲ距テ、相對セルモノナリ

S40-5-073 金堂、廻廊、僧坊、食堂院、南大門等の跡が検出されたのでその部分を追加指定する。在来の土壇は講堂跡と判明した。東寺とあいまって平安京の規模を知る上にも重要である。

(国指定文化財等データベースより)

4-2 史跡西寺跡の構成要素

(1) 構成要素の分類

史跡西寺跡の本質的価値を踏まえ、史跡西寺跡を構成する諸要素を以下のように分類した。

表4-1 史跡西寺跡の構成要素

| | 項目 | 概要 |
|--------|-----------------------|--|
| 史跡指定地内 | 【A】本質的価値を構成する諸要素 | 西寺跡の史跡としての価値を構成する要素である。地下に埋蔵されている(いた)遺構・遺物等、及びそれらを含む一定の広がりを持つ空間である。 |
| | 【B】本質的価値を構成する要素以外の諸要素 | |
| | 【B-1】歴史的環境を構成する諸要素 | 本質的価値以外の歴史的環境を構成する諸要素である。唐橋遺跡(弥生～古墳時代)をはじめとした奈良時代以前の遺構・遺物及び中世以降の遺構・遺物等が該当する。 |
| | 【B-2】保存活用を支える諸要素 | 本史跡の保存・活用のために整備された諸施設である。本質的価値を伝えるために必要な標識や説明板、石碑などが該当する。また、保存管理に必要な境界杭もこれに含まれる。 |
| | 【B-3】その他の諸要素 | 史跡の価値と直接関係しない要素や、保存活用上影響を及ぼす要素である。公有地では唐橋西寺公園及び公園施設、唐橋小学校及び関連施設、市道が該当する。また、民有地では神社、住宅、店舗、駐車場などが該当する。 |
| 史跡指定地 | 【C】史跡の理解に有効な諸要素 | 史跡指定地外にあるが、本史跡を理解する上で有効な要素である。周知の埋蔵文化財包蔵地としての西寺跡のほか、歴史的に関わりの深い、平安京跡、羅城門跡や東寺、松尾大社などが該当する。 |

(2) 史跡指定地内の諸要素

【A】本質的価値を構成する諸要素

表4-2 本質的価値を構成する諸要素

| 要素 | 概要 |
|-----|--|
| ①遺構 | 1) 伽藍中軸部分（南門北縁、中門、廻廊、金堂、講堂、北僧房、東小子房、食堂院等）の遺構 2) 塔跡一帯（塔、寺域西限、鑄造関連遺構、西大宮大路等）の遺構 3) コンド山（講堂基壇に後世盛土したもの） |
| ②遺物 | 1) 出土した遺物（土器類、土製品、石製品、金属製品、瓦、礎石等） 2) 埋蔵されている遺物 |



図4-1 コンド山（講堂跡土壇）



図4-2 塔跡



図4-3 コンド山頂部の礎石

【B】本質的価値を構成する要素以外の諸要素

【B-1】歴史的環境を構成する諸要素

表4-3 歴史的環境を構成する諸要素

| 要素 | 概要 |
|---------------|---|
| 歴史的環境を構成する諸要素 | 1) 唐橋遺跡（弥生～古墳時代）ほか奈良時代以前の遺構・遺物 2) 中世以降の遺構・遺物 |

【B-2】 保存活用を支える諸要素

表4-4 保存活用を支える諸要素

| 要素 | 概要 |
|-------------|------------------------------|
| 保存活用を支える諸要素 | 1) 史跡説明板 2) 石碑等 3) 境界杭 |



図4-4 説明板（規制内容等）



図4-5 説明板

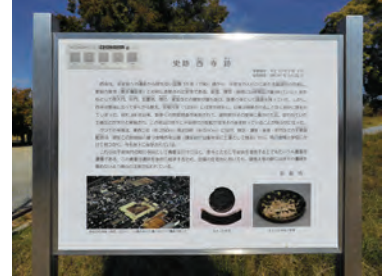


図4-6 説明板（同左）



図4-7 石碑



図4-8 石碑（民有地）



図4-9 境界杭

【B-3】 その他の諸要素

表4-5 その他の諸要素

| 要素 | 概要 |
|-------------|---|
| ①公有地に存在するもの | 1) 唐橋小学校及び関連施設 2) 唐橋西寺公園及び公園施設 3) 市道など |
| ②民地に存在するもの | 1) 神社 2) 戸建て住宅 3) 集合住宅 4) 店舗 5) 駐車場など |

4. 史跡西寺跡の本質的価値



図4-10 唐橋小学校



図4-11 唐橋小学校北側の市道
(西向)



図4-12 唐橋小学校南側の市道
(東向)



図4-13 プール跡



図4-14 唐橋西寺公園の施設
(人止柵、ネットフェンス、照明灯)



図4-15 唐橋西寺公園の施設
(トイレ)



図4-16 唐橋西寺公園の施設
(遊具)



図4-17 コンド山上部の既存樹木



図4-18 京都市唐橋児童館



図4-19 民有地
(鎌達稲荷神社)



図4-20民有地
(塔跡附近・西向)



図4-21 民有地
(唐橋小学校東面・南向)

【C】 史跡の理解に有効な諸要素（史跡区域外）

表4-6 史跡の理解に有効な諸要素（史跡区域外）

| 要素 | 概要 |
|------------------|--|
| ① 歴史的にかかわりの深い遺跡等 | 1) 西寺跡（包蔵地） 2) 平安京跡（包蔵地） 3) 松尾大社境内（包蔵地） 4) 平安京に関わる遺跡等 |



図4-22 東寺



図4-23 羅城門遺址



図4-24 羅城門遺址説明板



図4-25 松尾大社



図4-26 西鴻臚館跡説明板



図4-27 平安宮豊楽殿跡

4. 史跡西寺跡の本質的価値

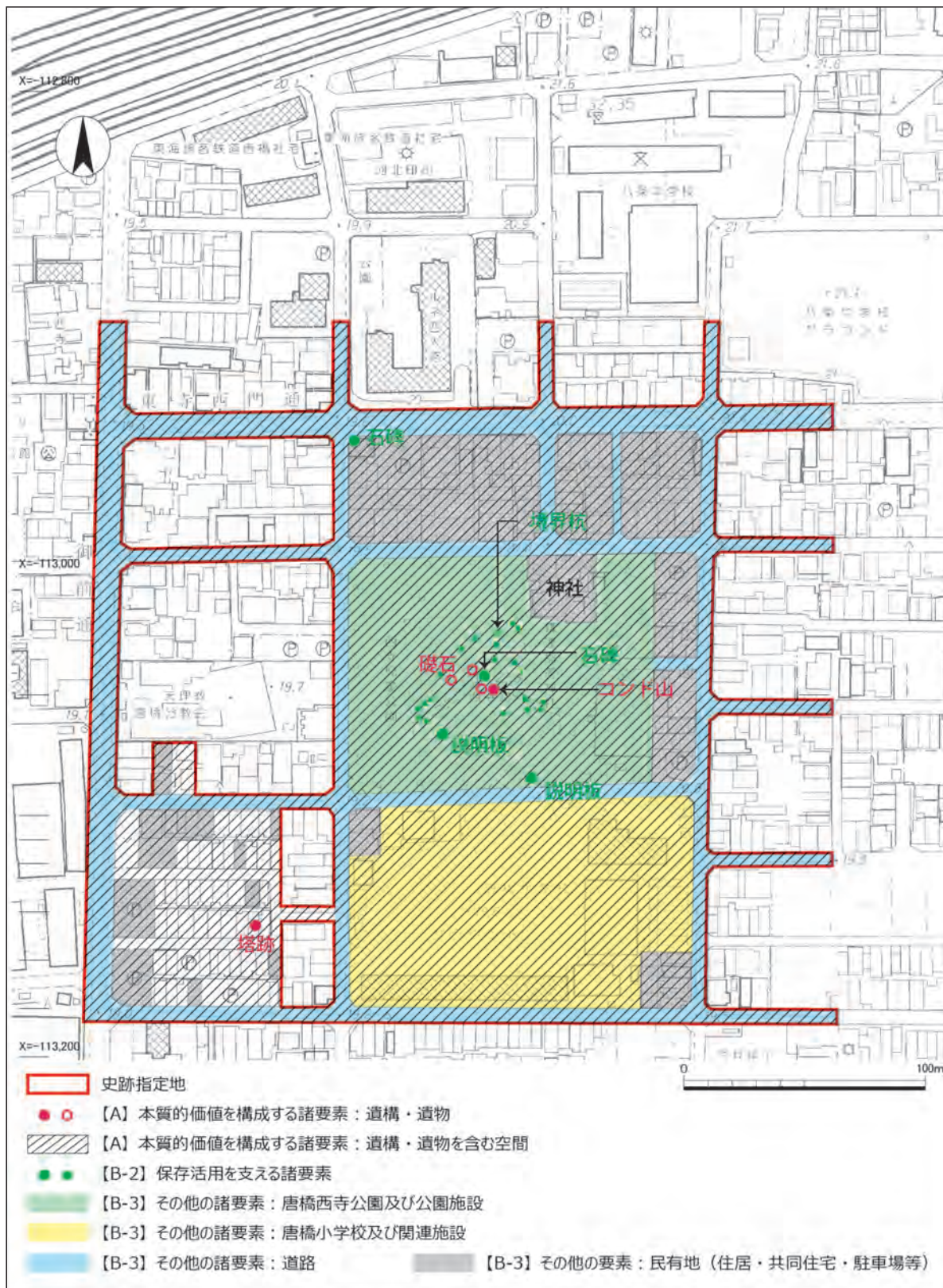


図4-28 構成要素位置図（史跡指定地内）

5

大綱と基本方針

5-1 大綱

広く京都市民や来訪者にとって、西寺跡は、東寺（史跡教王護国寺境内）や史跡平安宮跡、史跡神泉苑などとともに、歴史の重層する京都市街にあって今なお平安京の面影を目視できる貴重な歴史遺産である。また、専門的な関心を持つ人にとっても、都市史・仏教史・政治史や平安京研究史において学術上高い価値を有する史跡である。一方、唐橋学区を中心とした地元住民にとっては、地域の誇りであり、歴史を踏まえたまちづくりの重要要素であるとともに、居住地そのものであり、祭礼を介した地域の紐帯の場であり、学校や公園といった公共インフラと一体となった存在でもある。このような背景と第4章で明らかにした本質的価値を踏まえ、史跡西寺跡の保存活用の大綱を以下のとおり定める。

1. 史跡西寺跡の本質的価値の構成要素を確実に次世代へ継承する。
2. 調査・研究を着実にを行い、その成果を住民・来訪者・研究者等へ広く発信・還元・活用する。
3. まちづくりと共存し、その核となる史跡を目指す。
4. 地域住民をはじめとした多くの人たちに理解され、愛される史跡を目指す。

5-2 基本方針（全体）

前節で定めた大綱に基づき、小学校や公園、神社といった地域の共有財産とも共存しながら、顕著な遺構を確実に保存し、地域特性に立脚したまちづくりに活かすことを全体的な基本方針とする。その実施のため、史跡指定範囲について土地利用の現状を踏まえた地区区分を行い、区分された地区ごとに保存・活用・整備の基本方針と方法を定め、運営体制のあるべき姿を示す。

6

保存（保存管理）

6-1 地区区分

本計画では、適切な保存管理を行うため、土地利用の現況や遺構の状況等をふまえ、史跡指定地を下記の通り区分する。

表6-1 史跡指定地の地区区分

| 地区名 | 土地利用の現状 | 遺構の状況 |
|--------|-------------------------------------|--|
| A-1 地区 | ・都市公園（唐橋西寺公園）が立地する。 | ・金堂の一部、講堂、北・東僧房の遺構が良好に残る。 |
| A-2 地区 | ・公有地（史跡公園予定地）が立地する。一部民有宅地や駐車場が存在する。 | ・塔跡一帯（塔、寺域西限、鑄造関連遺構、西大宮大路等）の遺構が良好に残る。 |
| A-3 地区 | ・学校用地（唐橋小学校）と鎌達稲荷神社境内が立地する。 | ・金堂、廻廊、中門、南大門、東小子房の一部にあたる。 |
| B 地区 | ・民有宅地が密集する。 | ・食堂院、東小子房等の遺構が良好に残る。 ・南東区画（御霊堂）に関する遺構は未確認である。 |
| C 地区 | ・全域が道路である。 | ・食堂院・僧房・金堂・東西小子房・南大門・廻廊等の一部にあたる。 |

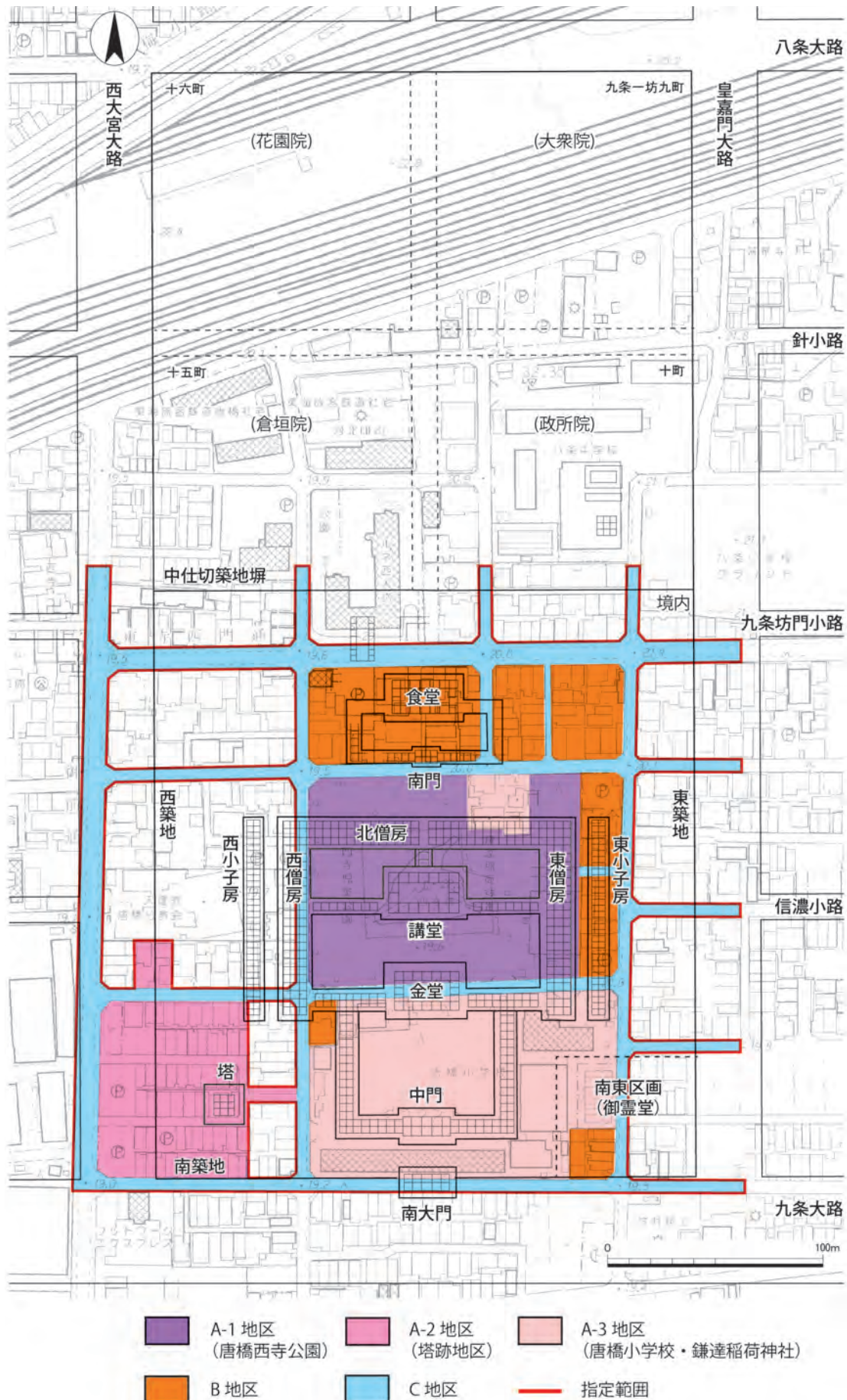


図6-1 史跡指定地の地区区分

6-2 現状と課題

各地区の保存（保存管理）の現状と課題を、表6-2に示す。

表6-2 保存（保存管理）の現状と課題

| 地区 | 現状 | 課題 |
|--------|---|---|
| A-1 地区 | <ul style="list-style-type: none"> ●これまで、施設の改修、更新等の事案が散発的に発生しており、顕著な遺構を保存しながら進められている。 ●コンド山（講堂跡）を除く僧房等の遺構面は現地表面から約 20cm 程度と非常に浅い位置にある。 ●講堂跡の遺構面は、コンド山（講堂跡）頂部から 1 m 以上下に位置しており、一定の保存が図られている。 | ○遺構保存を前提とした公園機能との共存を図る必要がある。 |
| A-2 地区 | <ul style="list-style-type: none"> ●令和 2 年の追加指定後、約 70%の公有地化が完了している。 ●塔跡附近の遺構面は、現地表面から約 20cm 程度、寺域西限附近で約 14cm 程度と非常に浅い位置にある。 | ○顕著な遺構の確実な保存と、歴史公園としての一体的な整備を行うため、未買収地について、可能な場所から公有化を進める必要がある。 |
| A-3 地区 | <p>【学校用地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現在の校舎等は調査により判明した遺構を外して建てられていると推測される。 ●これまで、学校設備の改修、更新等の事案が散発的に発生しており、顕著な遺構を保存しながら進められている。 ●少子化の進行により、校舎の増床は予定されていない。 <p>【鎌達稲荷神社境内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●1911 年、国鉄の梅小路軌道拡張工事に伴い、現在地に移転された。 ●北僧房の一部が発掘調査により確認されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○当該区域からの小学校や神社の移転は難しく、長期的な視点から遺構保存を前提とした学校機能、神社運営との共存を図る必要がある。 ○設備等の改修と遺構の保存の両立が課題である。 |
| B 地区 | <ul style="list-style-type: none"> ●全域が民有地であり、専用住居・店舗兼用住居・小規模な共同住宅・駐車場などとして利用されている。 ●建替えや改修等の事案が散発的に発生しており、顕著な遺構を保存しながら建築 | <ul style="list-style-type: none"> ○史跡の保存のための規制が必ずしも十分周知されておらず、更なる周知に努める必要がある。 ○土地所有者等の理解を得ながら、保存のための規制や誘導を行っていく必要がある。 |

| | | |
|------|--|---|
| | <p>や増改築が行われてきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●指定地内とその周辺に小中高が立地する文教地区であり、JR西大路駅からのアクセスの良さも相まって、近年住民が増えている。 ●平成 27 年度に現状変更申請が必要である旨を明記した制札板を設置し、史跡についての勉強会等を実施する等周知に努めている。 ●食堂院、東小子房等の遺構面は、現地表面から約 20cm 程度と非常に浅い深さにある。 ●顕著な地下遺構が検出されない場合であっても、可能な限り遺構面（整地層を含む）の保存を図っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○遺構面が極めて浅いため、建築物等の更新にあたっては、遺構保存との両立が課題である。 ○当該区域を全て公有化して整備することは現時点では難しく、長期的な視点から、顕著な地下遺構を確実に保存した上で、建築物等の更新を行うことにより、遺構の保存と地域住民等の生活との調和を図ることが求められる。 ○顕著な遺構の確実な保存を行うため、条件が整った場合には公有化を進める必要がある。 |
| C 地区 | <ul style="list-style-type: none"> ●上下水・電気・ガス等の社会インフラの維持行為が行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○遺構保存に最大限配慮しつつ、社会インフラとの調和を図ることが求められる。 |

6-3 保存（保存管理）の基本方針

- (1) 史跡西寺跡を構成する顕著な遺構は現状保存し、それ以外の遺構・遺構面についても現状保存に努めながら、持続的な地域の暮らしとの両立を目指す。
- (2) 顕著な遺構の現状保存が困難な場合には、公有化を検討する。
- (3) 塔跡地区（A-2地区）の未買収地については、居住者の生活を優先し、時機を見て公有化を進める。
- (4) 日常的な維持管理を確実にを行い、良好な歴史的景観・居住空間の保全を図る。
- (5) 文化財保護法上の規制について、地域住民への周知に努める。

6-4 保存（保存管理）の方法

- ・地下遺構の保存を図るため、現状変更等の取扱い基準（6-5）に則り、地下遺構に影響を与える行為を厳しく制限する。
- ・地下遺構の保存や状況把握に係る調査は、目的を明確にした上で、必要最低限の範囲で行う。見つかった遺構は埋め戻して現地保存するとともに、毀損及び脆弱化の恐れのある遺構については、必要に応じて復旧または保存措置を行う。出土遺物は必要に応じて保存措置を行い、図面・写真等とともに収蔵施設で適切に保管する。
- ・史跡地内に所在する建築物などの将来的な取り扱いについて、関係者や関係機関と協議をする機会を設ける。
- ・公有地の日常的な維持管理は、市と史跡保存会、地域等が連携して行う。

6-5 現状変更の取扱い基準

史跡指定範囲で、「現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為」（以下、「現状変更等」という）を行おうとする場合には、文化財保護法第125条に基づき、原則として文化庁長官の許可を得る必要がある。予定される行為が、現状変更等にあたるかが不明な場合は、京都市文化財保護課と事前協議する。

(1) 現状変更等が認められない行為

「文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」（平成12（2000）4月28日付け文化庁次長通知）に基づき、下記の行為については現状変更を認めることができない。

- ・本計画書に定められた基準に反する場合
- ・史跡の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合
- ・史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

(2) 現状変更等の許可を必要とする行為

史跡西寺跡における現状変更等の許可を必要とする具体的な行為の例と、許可の前提となる配慮事項は以下の通りである。

表6-3 現状変更等の許可を必要とする行為

| 区分 | 例及び配慮事項等 |
|-------------------------|--|
| ア 発掘調査等のために必要な行為 | ・整備等のための埋蔵文化財発掘調査を実施する場合は、遺構の保存を前提として必要最小限に留めるものとする。 |
| イ 史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為 | ・史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為で、史跡の景観に調和したもの。 (例) 史跡の保存管理、整備活用上必要な施設、防災施設の整備、木竹の伐採、植栽、移植、史跡景観を阻害する要素の移転、撤去等 |
| ウ 増改築・除去、色彩の変更 | ・史跡の価値に影響を及ぼさない範囲で、かつ史跡の景観に配慮されていること。 |
| エ 工作物の改修・除却、色彩の変更 | ・史跡の価値に影響を及ぼさない範囲で、かつ史跡の景観に配慮されていること。 |
| オ 土地の掘削または形状の変更 | ・史跡の価値に影響を及ぼさない範囲であること。 |
| カ 道路施設の修繕に係る行為 | ・既存道路の修繕に係る行為で、地下遺構及び史跡の景観に配慮されたものであること。 |
| キ 木竹の伐採、植栽、移植 | ・既存の樹木の同位置における更新等で地下遺構の保存に影響を与えないものを原則とする。 |
| ク その他公益上必要な地下埋設物の設置、改修等 | (例) 上下水道管、ガス管、ケーブル類等の地下埋設物の設置改修、整備。 |
| ケ 保存に影響を及ぼす行為 | ・保存に影響を及ぼす行為については、事前に京都市文化財保護課とその内容について協議した上で、許可申請対象物件か否かを判断する。 |

(3) 現状変更等の許可を必要としない行為

法第125条第1項ただし書きに基づき、現状変更のうち維持の措置及び非常災害のために必要な応急措置及び、保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微であるものについては許可を要さない。下記にそれぞれの行為の範囲を示す。

ア 維持の措置

維持の措置の範囲については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」第4条に明記されている。

- (1) 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- (2) 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- (3) 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

イ 非常災害のために必要な応急措置

非常災害のために必要な応急措置とは、本計画では、災害予測時又は発生時において、史跡の毀損の発生や拡大を防ぐための措置とする。具体例は下記の通りである。

- ・土嚢積みやシート養生など、毀損の発生を予防するための措置
- ・毀損箇所への応急措置
- ・インフラ設備等が破損した場合の応急措置

ウ 保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微であるもの

保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微であるものとは、本計画では、土地の掘削、盛土、切土を伴わない日常的な維持管理行為とする。具体例は以下の通りである。

(1) 史跡及び公園管理者が行う維持管理行為

- ・史跡の本質的価値を構成する要素や文化財保存管理・整備活用施設の清掃、除草等の土地・建物に係る維持管理行為
- ・史跡指定地の清掃、除草、見回り等の土地・建物に係る管理・点検
- ・史跡指定地の植栽の定期的な手入れ（実生木・危険木の伐採を含む。ただし伐根を伴わないもの）

(2) 学校の管理者等が行う維持管理行為

- ・施設の清掃、除草、植栽の定期的な手入れ等の土地・建物に係る維持管理行為
- ・建築物、工作物の小規模破損箇所等の復旧等の土地・建物に係る維持管理行為

(3) 道路の管理者等が行う維持管理行為

- ・掘削を伴わない小規模な補修、不陸整正
- ・道路上における架線の張替え・新設、宅地への引き込み、電柱上の機器等の更新・設置

(4) 宅地等私有地における土地・施設の維持管理行為

- ・建築物、工作物の小規模破損箇所等の復旧等の土地・建物に係る維持管理行為
- ・建築物等施設内での模様替えなど（ただし、外観に影響を及ぼさないもの）。

エ その他明らかに史跡への影響が軽微であると文化財保護課が判断するもの

(4) 現状変更等の許可権限が京都市に委譲されている対象行為

史跡指定範囲で行われる行為のうち、現状変更等については、文化庁長官への許可申請あるいは届出が必要と定められている。ただし、現状変更等のうち文化財保護法施行令第5条第4項1号に記載の行為への許可に関しては、文化庁長官から京都市に権限が委譲されている（文化財保護法第184条）。なお、下記範囲内であっても重大な現状変更と判断される場合は、事前に文化庁に確認する必要がある。

表6-4 現状変更等の許可権限が京都市に委譲されている対象行為

| | 対象行為 |
|---|---|
| イ | 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築 |
| ロ | 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの |
| ハ | 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る） |
| ニ | 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 |
| ホ | 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 |
| ヘ | 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る） |
| ト | 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る） |
| チ | 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取 |

(5) 地区ごとの現状変更等の取扱い

史跡指定範囲で、現状変更等から遺構等を保護するために、地区区分に応じた現状変更等の取扱いを以下の通り定める。

表6-5 地区区分ごとの現状変更等の取扱い

| 地区区分 | 現状変更許可の考え方 | 特記事項 |
|------|---|---|
| A 地区 | <p>A-1・A-3 地区については学校・公園・神社としての利用継続を基本とする。現状変更は必要最小限とし、次のような現状変更は原則として認めない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 西寺跡に係る顕著な遺構を損壊する行為。遺構面（整地層を含む）は通常顕著な遺構に含まないが、保存に努力するものとする。 2 根張りの大きくなる木竹の植樹 3 既存樹木の伐根（相応の理由がある場合や、遺構への影響軽微と認められる場合はその限りではない） 4 史跡の理解を妨げる工作物・建築物等の設置 5 その他、史跡の保存に影響が大きい行為 | <p>・史跡の価値を発信する施設等や、大規模災害時の一時避難に必要な施設の設置については、西寺跡に係る顕著な遺構の保全を図った上で、現状変更を許可することもやむを得ないものとする。</p> |
| B 地区 | <p>宅地としての利用継続を基本とするが、次のような現状変更は原則として認めない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 西寺跡に係る顕著な遺構を損壊する行為。遺構面（整地層を含む）は通常顕著な遺構に含まないが、保存に努力するものとする。 2 根張りの大きくなる木竹の植樹 3 既存樹木の伐根（相応の理由がある場合や、遺構への影響軽微と認められる場合はその限りではない） 4 史跡の理解を妨げる工作物・建築物等の設置 5 その他、史跡の保存に影響が大きい行為 | <p>・民有宅地において建替え等の現状変更が計画され、かつ公有化に同意を得られない場合には、西寺跡に係る顕著な遺構の保存を図った上で、現状変更を許可することもやむを得ないものとする。</p> |
| C 地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・埋設管や電柱の更新時には、可能な限り新規掘削を避けること。 ・西寺跡に関わる顕著な遺構が推定される箇所での新規掘削を行う場合は、事前の調査を実施し、顕著な遺構が保存されるよう関係者と協議するものとする。 | |

6-6 追加指定

現状の史跡指定区域外で、西寺の本質的価値を示す重要な地下遺構等が確認された場合は、追加指定を検討する。

特に西僧房、西小子房、塔跡地区東半部、南大門南端部といった本質的価値を有する施設が推定されている部分で、これらの遺構が確認された場合は、優先して追加指定を検討する。ただし、所有者の同意が取れない場合や重要遺構の地中保存が可能な場合はこの限りではない。

なお、未指定の部分については周知の埋蔵文化財包蔵地として遺跡地図に登載し、保護に努めている（図6-2）。特に京都市独自の制度として、「周知の埋蔵文化財包蔵地内における取扱い要綱（京都市域内）」により、西寺の範囲全域及びその周囲を「重要遺跡」として周知している。「同要綱」においては、木造、鉄骨、鉄筋造等の建物の構造に関係なく、極めて小規模な掘削工事であっても詳細分布調査や試掘調査を実施している。試掘調査等で重要遺構を検出した場合は、その都度、遺構に抵触しないように設計変更協議を行っており、地中保存を図っている。

6-7 公有化

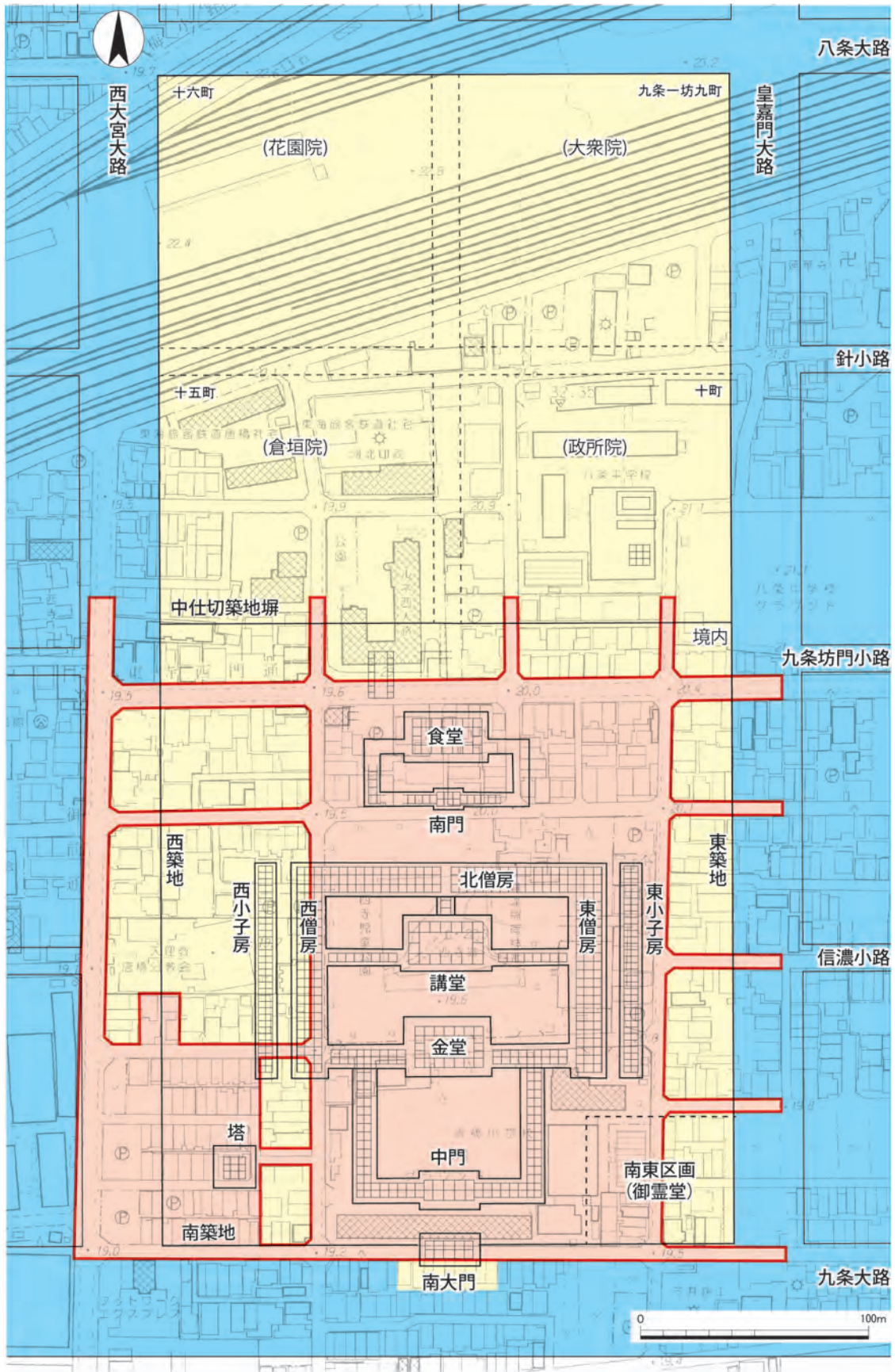
現状の史跡指定区域については、公有地が約3/4、民有地が約1/4を占める。

民有地を含むA-2地区、B地区について、以下の通り方針を整理する。

A-2地区は、塔跡及び関連遺構が良好に残る。未公有地については諸条件が整い次第公有化を行い、既公有地と一体的な整備を目指すものとする。

B地区は、宅地としての利用継続を基本とするが、食堂院・東小子房等すでに顕著な遺構が確認されている、あるいは今後建替え等の現状変更によって顕著な遺構が確認され、かつ保存が困難となる場合には、公有化による保存を図ることとする。

また、指定地外についても、西僧房、西小子房、塔跡地区東半部、南大門南端部といった本質的価値を有する施設が推定されている部分で、これらの遺構が確認された場合は、保存の緊急性が高いことから追加指定と公有化を優先して検討する。



■ 史跡指定地
 ■ 重要遺跡
 ■ 一般遺跡
 (埋藏文化財包蔵地)

図6-2 史跡西寺跡と埋藏文化財包蔵地

7 活用

7-1 現状と課題

史跡西寺跡に係る活用の現状と課題を、表7-1に示す（地区区分は、「6-1 地区区分」による）。

表7-1 活用の現状と課題

| 地区 | 現状 | 課題 |
|---------|--|--|
| 【史跡地全体】 | <ul style="list-style-type: none"> ● 史跡地の大部分が他の土地利用（学校、公園、道路、民有宅地など）で占められている。また、史跡をイメージさせ視覚的に表現する遺構表示や、サイン表示なども行われておらず、史跡の全体像が分かりにくい。 ● 南区観光の見どころを紹介するスマホアプリ「AR 西寺・羅城門」を制作・公開した（平成28年）。また、京都市埋蔵文化財研究所により、ガイドマップ「～文化財と遺跡を歩く～京都歴史散策マップ No11 東寺西寺跡」が制作・配布されている。 ● 動画投稿サイトの「京都の文化遺産」チャンネルで発掘調査等の動画を公開している。 ● 「まいまい京都」など地元団体による歴史見学ツアーが多数開催されている。 ● 南区社会福祉協議会が西寺跡周辺を含む「南区ウォーキングマップ」を発行しており、「歩こう会」も開催されている。 ● 史跡西寺跡の保存や活用に対して、地元（史跡西寺跡保存会、唐橋学区自治連合会など）の理解が深い地域である。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 現状で活用可能な史跡地が唐橋西寺公園や塔跡などに分散していることから、西寺跡全体をイメージできるよう活用の方法を検討する必要がある。 ○ 東寺や羅城門跡との関係性も踏まえた解説・案内などを通じ、平安京における西寺の意義・役割を分かりやすく伝える必要がある。 ○ 近隣住民・市民・旅行者、あるいは成人・学生・児童など多様な利用者に対応した情報発信を行う必要がある。 ○ 積極的な活用を進めるため、展示、普及啓発等のガイダンス機能や管理機能を併せ持つ便益施設等整備のほか、地元を含めた体制作りを検討する必要がある。 ○ 金堂その他の遺構の存在について、サインや遺構表示などの充実を図る必要がある。 ○ 見学者の理解をより深められるよう、京都市考古資料館や歴史資料館、平安京創生館などとの連携を進める必要がある。 |

| | | |
|----------------------------|---|---|
| <p>【唐橋西寺公園】 (A1地区)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●唐橋西寺公園及び唐橋小学校グラウンドは、開建高等学校グラウンドとともに、京都市広域避難場所※に指定されている。 ●現状で整備されている史跡地は唐橋西寺公園のみである。公園内に1基の説明板が設置されている。 ●唐橋西寺公園及び唐橋小学校(体育館)では、令和5年度から「南区民ふれあいまつり」が行われるなど、地域をつなぐ場として継続的な利用が行われている。 ●発掘調査に合わせ、主に子どもを対象とした発掘体験会(通算3回)を行ったほか、唐橋小学校3年生を対象とした現場見学会(通算4回)を開催した。 ●唐橋西寺公園内のコンド山(講堂跡)が松尾祭(還幸祭(おかえり))の場として、年一回の祭礼の場となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○唐橋小学校等とともに、京都市広域避難場所に指定されており、オープンスペースとしての機能を満たす必要がある。 ○史跡の全体像などが把握できるよう、サイン表示を工夫する必要がある。 ○コンド山(講堂跡)が、松尾祭(還幸祭(おかえり))の場となっていることの歴史的意味を発信する必要があるとともに、祭りの場としての継続的な利用にも配慮する必要がある。 |
| <p>【塔跡地区】 (A2地区)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●公有化を進めており、既に公有化した土地について、暫定整備を計画中である。 ●令和5年4月に、塔跡地区西側に京都市立開建高等学校が開校しており、活用における連携が期待される。 | <ul style="list-style-type: none"> ○既に公有化した土地について、順次整備を進める必要がある。 ○発掘調査を実施する際には、発掘体験等の活用を検討する必要がある。 ○小中学校・高校が近接する立地を活かし、引き続き学校教育と連携した史跡の活用を図る必要がある。 |
| <p>【唐橋小学校】 (A3地区)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●唐橋小学校3年生の総合学習として、出前授業を行っている(令和3年度～)ほか、地元向け勉強会を開催した(平成29年、令和4年)。 ●校舎に伽藍中軸線の明示がある。 ●唐橋小学校北側の歩道に、西寺跡(塔)デザインのマンホール蓋(4基)が設置されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童向けの遺構サインなど、学校が史跡と共存していることについて理解を推進する必要がある。 |

※広域避難場所とは、地震に伴う大火災等による二次災害の危険から、生命の安全を確保できる場所をいい、地震に伴う大規模火災時の指定緊急避難場所として、災害対策基本法に基づき指定される。

7-2 活用の基本方針

- (1) 発掘調査時の成果を確実に蓄積・管理し、普及啓発活動や、地域の小・中・高校生をはじめとした地域住民に向けた地域学習への還元を行う。
- (2) 史跡西寺跡の本質的価値を発信し、地域住民をはじめとした多くの人と行政が、協業で保存と継承に取り組む気運を醸成する。
- (3) 東寺をはじめとした関連文化財や、現在のまちと結び付けたストーリーを発信する。

7-3 活用の方法

(1) 史跡地全体

1) 史跡の本質的価値の普及・情報発信を行う

- ・東寺との関係や平安京における位置づけを踏まえて西寺跡の本質的価値を伝えるとともに、西寺跡の全体像や空間的な広がりをわかりやすく示す手法を検討する。
- ・史跡西寺跡の本質的価値を伝えるとともに西寺跡を視覚的にもイメージしやすいサイン類の増設や、パンフレット等の作成・配布、web配信やSNSを活用した情報発信を行う。

2) 周辺地域、関連文化遺産等も含めて活用する

- ・周辺地域を含めた体系立てたサイン計画を立案し、周辺文化財等を含めたサインの表示内容や配置に反映する。
- ・東寺、羅城門跡や平安宮跡等の周辺史跡等を巡る散策ルートの紹介・案内など、周辺史跡等と関連付けた活用を推進する。
- ・史跡見学者が、より西寺や平安京の歴史への理解を深められるよう、京都市考古資料館や京都市平安京創生館等、市内の資料館との連携を進める。

(2) 唐橋西寺公園（A-1地区）

地域の魅力づくりに資する場として活用する

- ・西寺及び周辺史跡等を巡る散策ルートの拠点の一つとして活用する。
- ・当該エリアが都市公園であることを踏まえ、都市公園事業と連携した施設整備等を検討する。
- ・遺構の保存を前提に、都市公園の空間を活かし、広域避難場所等の機能を維持する。
- ・コンド山が松尾祭（還幸（おかえり）祭）の場となっていることから、その歴史的意義の発信に努めるとともに祭りの場としての継続的な利用について配慮する。

(3) 塔跡地区（A-2地区）

史跡西寺跡を知るための拠点として活用する

- ・西寺及び周辺史跡等を巡る散策ルートの拠点の一つとして活用する。
- ・調査に合わせた現地見学会や、出前授業の開催などを継続する。エリア内の未調査箇所について、今後の発掘調査と連動した発掘体験の場等としての活用を検討する。

7. 活用

- ・隣接する学校（開建高等学校、八条中学校、唐橋小学校）の授業や課外学習などと連携した活用を目指す。具体的には、小学生を対象に従来から行ってきた出前授業の開催を継続する。また、高校の部活やサークル活動との連携を検討し、将来的には文化財保護サポーターや解説ボランティアの育成につなげたい。
- ・地域住民との協働による体制づくりを検討する。
- ・市民を対象とした歴史講座やイベントの開催を継続する。

(4) 唐橋小学校（A-3地区）

地域の史跡を知るための場として活用する

- ・遺構の保存を前提に、学校の運営や存続に必要な行為との両立を図る。
- ・出前授業等で、学校内のどの位置に遺構があるかをガイドする機会を設ける。
- ・児童向けのサイン設置を教育委員会と連携して検討する。

8 調査

8-1 現状と課題

西寺に関する調査には、考古学的調査（測量調査を含む）、歴史学的な調査等がある。

史跡西寺跡の考古学的調査は、これまで41次に及ぶ発掘のほか、多数の試掘、立会調査が実施され、南大門、中門、金堂、講堂、食堂、塔、僧房、小子房跡のほか、四周の築地塀、子院の建物跡などを確認している（3-4参照）。その成果をもとに、西寺の伽藍配置の復元が行われるとともに、東寺との比較から造営尺の数値が導き出され、平安京復元の定点となっている。平安時代の遺構が良好に残る西寺・東寺の比較検討が、伽藍配置の復元に留まらず、平安京を考える上で極めて重要な意味を持つといえる。

史跡西寺跡に係る調査の現状と課題を、表8-1及び表8-2に示す（地区区分は、「6-1 地区区分」による）。

表8-1 調査の現状と課題（考古学的調査）

| 地区 | 現状 | 課題 |
|---------|---|---|
| 【史跡地全体】 | <ul style="list-style-type: none"> ●西寺跡の遺構面は極めて浅く、わずかな掘削であっても、遺構面に及ぼす影響は極めて大きい。そのため調査にあたっては、伽藍復元図に基づき、トレンチ法による調査で最大限の成果が得られるよう努めている。 ●西寺と東寺の伽藍配置は概ね左右対称であるが、仏像を安置する金堂、講堂は建物規模等が異なることが明らかとなった。 | <ul style="list-style-type: none"> ○講堂（A-1地区）、塔跡（A-2地区）以外の中枢伽藍については、国土座標導入前の調査であり、調査成果に座標系が附されていない。そのため、当時の調査成果に基づく伽藍復元図と実際に出土する遺構との関係に齟齬が生じている。中長期的な史跡整備につなげるため、国土座標系に紐づけられた遺構の把握と、正確な伽藍復元図の作成が必須である。 ○東西両寺の比較検討を行うためには、以下の建物跡又は遺構の確認が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> ・僧房（桁梁行柱間は把握されているが、建物規模が不明瞭） ・金堂（正確な柱間復元のため、階段跡の確認） ・鐘楼・経蔵（未調査） ・南大門（桁行柱間の把握のみで、梁行、基壇規模不明） ・南東区画（建物跡の確認） ・宝蔵・北院（史料に名が残る建物、東寺宝蔵・西院に対応する施設） |

| | | |
|----------------------------|--|---|
| <p>【唐橋西寺公園】 (A1地区)</p> | <p>●平成 30 年度よりコンド山周辺において 4 次にあたる調査 (35・36・39・40 次) を実施した。国土座標系に紐づけられた遺構の把握により、東寺と建物規模等が異なることが判明した。</p> <p>●40 次調査で、講堂と北僧房が取りつく北軒廊の位置が判明したことにより、北僧房の北に、北小子房が存在する空間が存在することが判明した。</p> | <p>○北僧房の北に、北小子房が存在する空間が存在するが、明確な遺構は未確認である。</p> <p>○金堂については、国土座標系に紐づけられた遺構の把握ができていない。</p> |
| <p>【塔跡地区】 (A2地区)</p> | <p>●平成 29 年度からの 4 次にあたる調査 (33、34、37、42 次) によって、塔と西寺西限に係る遺構、鑄造遺構等を確認した。</p> <p>●塔の遺構については上部が削平されており、確認できたのは壺掘り地業のみである。</p> <p>●国土座標系に紐づけられた遺構の把握により、東寺との比較がなされている。</p> | <p>○塔の基壇に関する情報が得られておらず、基壇規模が不明である。</p> <p>○公有化を行った伽藍南西部では南築地内溝が未確認であり、寺域内の排水計画を考える上でも、今後の整備を考える上でも重要な課題である。</p> |

表8-2 調査の現状と課題 (歴史学的調査)

| 地区 | 現状 | 課題 |
|----|---|---|
| | <p>●西寺のものと伝わる仏像や梵鐘が存在するものの、西寺と関連させた研究はこれまで活発ではない。</p> | <p>○西寺のものと伝わる美術工芸品等について、可能な範囲で資料調査を行い、さらなる西寺の歴史の解明を進める必要がある。なお、梵鐘については本書において考察を試みた。</p> |

8-2 調査の基本方針

- (1) 地下遺構の保存に影響を及ぼす可能性のある行為が発生した場合、遺構の保存を前提にした必要最小限の考古学的調査を行う。
- (2) 中長期的な史跡整備につなげるため、既往の発掘調査箇所においても、国土座標系に紐づけられた遺構の把握を行う必要があり、再発掘等によって遺構の適切な把握を行う。
- (3) 調査の成果を確実に蓄積・管理し、史跡の活用に還元する。
- (4) 東寺との比較検討によって双方の研究の深化を図る。

8-3 調査の方法

西寺跡の遺構等を適切に保存し活用するため、次の調査を行う。

○遺構確認調査

- ・現状変更に際して、事前の発掘調査（試掘調査）、又は施工時の立会調査を適切に行い、保存における基本方針の遂行に役立てるとともに、西寺跡に関する知見を蓄積する。
- ・史跡指定地周辺の土地について調査を実施する際には、西寺に関連する遺構の所在把握と保護措置の検討に役立てる
- ・中長期的な史跡整備を視野に入れて、下記の遺構の所在把握と保護措置の検討のために調査を行う。

A-1地区：金堂、鐘楼・経蔵、僧房、北小子房跡

A-2地区：南築地内溝、塔基壇

○資料調査

- ・西寺のものと伝わる美術工芸品等について、可能な範囲で資料調査を行い、さらに西寺の歴史の解明を進める

9

整備

9-1 現状と課題

史跡西寺跡に係る整備の現状と課題を、表9-1に示す（地区区分は、「6-1 地区区分」による）。

表9-1 整備の現状と課題

| 地区 | 現状 | 課題 |
|---------------------|--|---|
| 【史跡地全体】 | <ul style="list-style-type: none"> ●遺構の大部分は地下に存在しており、間近に見られる状態にない。 ●史跡の存在を示すサインや説明板も少なく、史跡の存在が十分に伝わっていない。 ●九条通や御前通などの主要道路から西寺跡へ誘導する標識等は設置されていない。 ●唐橋西寺公園及び唐橋小学校グラウンドは、開建高等学校グラウンドとともに、京都市広域避難場所に指定されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○本質的価値を踏まえ、史跡西寺跡の歴史的意義や特徴をわかりやすく伝えるための施設等の整備を行う必要がある。 ○遺構面が浅いため、整備の際にはその保護への配慮が必要である。 ○遺構について、実際に目に見える表示等を行うことにより、史跡のイメージを視覚的に示す必要がある。 ○標識や説明板等について、体系立てた配置及び内容の検討を行う必要がある。 ○展示、普及啓発等のガイダンス機能や管理機能を併せ持つ便益施設等を整備する必要がある。 |
| 【唐橋西寺公園】 (A・1地区) | <ul style="list-style-type: none"> ●コンド山に説明板が1基設置されている。 ●コンド山の頂部では植栽された既存樹木（エノキ）が大きく生長しており、倒伏の防止などの安全対策などが今後の課題となる。 ●夜間の防犯対策として、コンド山周囲に囲柵や投光器を設置している。 ●コンド山では、地元自治会の協力により、法肩や通路部分などの補修や表面保護を行っているが、一部で侵食が進んでいる。 ●公園内東部には、民家に接してプール跡の構造物（コンクリート躯体）が残されている。 ●コンド山北側にある鎌達稲荷神社は明治に移転してきた神社であり、公園利用に対応して外周部に防球ネットを設置している。 | <ul style="list-style-type: none"> ○唐橋西寺公園は金堂跡、講堂跡、僧房跡など史跡西寺跡の枢要な遺構の直上に位置しており、都市公園としての機能に加え、史跡の説明等も拡充する必要がある。 ○コンド山は、遺構保護及び松尾祭の場としての役割を踏まえ、引き続き現状の維持に努める必要がある。 ○僧房跡（プール跡地）や金堂跡などの遺構の調査を行い、史跡整備に活かすことができないか検討する必要がある。 |

| | | |
|---------------------------|--|--|
| 【塔跡地区】 (A-2地区) | <ul style="list-style-type: none"> ●塔跡周辺について公有化を進めているが、現状は未整備の状態にある。 ●公有化後の第1期整備（暫定整備）を計画中である。地区内には現住家屋が複数残っていることから、当面は暫定整備の状態が続くことが予想される。 | <ul style="list-style-type: none"> ○塔跡の遺構については、現地でなければ見られないものや感じられないものを伝えるための工夫が求められる。 ○塔跡地区では、公有化の進展状況に応じた段階的な整備が必要である。 ○第1期整備では遺構面を保護する基盤整備の上、遺構の平面表示等理解の増進に役立つ活用のための整備を進める必要がある。 ○全面的な公有化が実現した後の第2期整備に当たっては、整備基本計画を策定する等再度検討して整備を実施する必要がある。 |
| 【唐橋小学校】 (A-3地区) | <ul style="list-style-type: none"> ●史跡の存在を示すサインや説明板が少なく、史跡の存在が十分に伝わっていない。 | <ul style="list-style-type: none"> ○金堂跡をはじめ校地における西寺の存在を児童に知ってもらえるような整備を検討する必要がある。 |

9-2 整備の基本方針

- (1) 遺構面が浅いため、整備の際には保護層を十分に確保し、確実に遺構を保存する。
- (2) 唐橋西寺公園（A-1地区）は、都市公園としての機能に加え、史跡の活用にも配慮した整備の検討を行う。
- (3) 史跡公有化を行った塔跡地区（A-2地区）は、史跡整備による本質的価値の可視化を図る。
- (4) 塔跡地区（A-2地区）は段階的な整備を行うこととし、当面は第1期整備（暫定整備）とし、全面的な公有化が実現した後に、再度計画を立てて第2期整備を行う。
- (5) 塔跡地区以外においては、伽藍の範囲や位置がわかるよう、標識や説明板等サインの充実を図る。

9-3 整備の方法

(1) 史跡地全体

1) 遺構面の保護を行う

- ・施設等の整備にあたっては、保護盛土などにより遺構面の保護を行う。

2) 平安京の歴史を体感できる場として整備する

- ・史跡西寺跡と周辺に位置する関連史跡等をつなぐネットワーク動線の指定や整備（表示）、共通するサインの設置など、平安京の歴史を体感し楽しめる空間として整備し、活用を図る。
- ・史跡西寺跡の歴史的意義や特徴をわかりやすく伝えるため、史跡地内に史跡標柱、史跡説明板、解説板等のサイン施設を設置する。設置にあたっては、体系立てた配置及び内容の検討を行うとともに、表示手法やサイン等の意匠や色彩を統一する。

3) 理解の増進に役立つ活用のための施設を整備する

- ・史跡に関する展示、普及啓発等のガイダンス機能や管理機能を併せ持つ便益施設等を整備する。

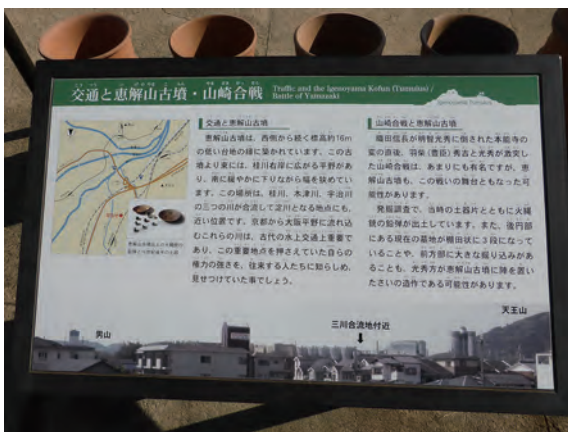


図9-1 統一されたサインの事例
：史跡惠解山古墳（長岡京市）



図9-2 統一されたサインの事例
：史跡惠解山古墳（長岡京市）

(2) 唐橋西寺公園（A-1地区）

1) コンド山周辺の保存整備を行う

- ・コンド山の浸食を防止することで、講堂跡の遺構の保護と松尾祭の場としての継続的な利用を担保する。
- ・コンド山頂上部の既存樹（エノキ）について、定期的な点検によって倒木等の危険を事前に回避し、見学者の安全確保とコンド山の保存を図る。

2) 公園整備と連携した施設整備を検討する

- ・周辺遺跡等を含めたネットワーク動線上の拠点となる施設整備として、史跡と公園が連携して利用可能な便益施設等の更新を行う。
- ・コンド山東側にあるプール跡の既設コンクリート構造物撤去の可能性について検討し、可能な場合、伽藍の遺構（東僧房）を表示して遺構の顕在化を目指す。遺構表示にあたっては、公園施設としても活用可能な施設整備を目指す。



図9-3 建物跡遺構表示の事例（金蔵堀跡）
：特別史跡大阪城跡（大阪市）



図9-4 建物跡遺構表示の事例（大極殿院廻廊跡）
：史跡長岡宮跡（向日市・朝堂院公園）

（3）塔跡地区（A-2地区）

1) 塔跡の遺構表示により史跡の存在を周知する

- ・塔跡の遺構を史跡西寺跡の象徴的存在として表示し、現地でなければ見られないもの、感じられないものを伝える施設整備を行う。
- ・史跡西寺跡の価値（意義・特徴）をわかりやすく伝えるとともに、塔跡の壺地業や西大宮大路関連遺構などの発掘調査で見つかった新たな知見を伝える。
- ・臨場感や空間のスケール感を伝えるとともに、発掘時の状況や地下にある（今は見られない）ものを、その場所で表示する手法を検討する。
- ・御前通に面する立地を生かし、誘導標識など史跡への導入口としての機能をもたせる。

2) 活用のための施設整備を検討する

- ・遺構周辺においては、遺構の保護を兼ねた盛土および表面舗装を行い、歩きやすい見学環境を整備する。
- ・夏場の暑熱対策として芝生の広場を設けるほか、遺構保存に支障のない範囲で、休憩所やベンチ・縁台等の休憩施設の設置、および緑陰樹・低木等の植栽を行う。

3) 公有化の進展に合わせた段階的整備を実施する

- ・塔跡エリアの公有化が完了するまでの期間の段階的な整備として、残存宅地の生活者に配慮した第1期整備（暫定整備）を行う。
- ・第1期整備にあたっては、生活動線となる道路をはじめ、インフラ施設（上下水道・電気）の維持を最優先とする。
- ・安全な利用環境確保のため、車両進入防止柵、防犯カメラ・防犯灯、史跡地近隣住民の住環境に配慮した境界柵等を設置する。
- ・エリア内の未調査箇所を活用し、発掘体験等ができる多目的広場を設置する。
- ・遺構の保存を前提として、史跡地内の維持管理のために給排水設備を整備する。

9. 整備



図9-5 塔跡地区の整備イメージ（第1期整備）
：塔跡周辺



図9-6 塔跡地区の整備イメージ（第1期整備）
：塔跡地区全景



図9-7 塔跡地区の整備イメージ（第2期整備）
：塔跡周辺



図9-8 塔跡地区の整備イメージ（第2期整備）
：塔跡地区全景

※図9-5～9-8出典：史跡西寺跡（塔跡）における史跡公園基本計画・設計策定業務報告書（令和5年3月）

(4) 唐橋小学校（A-3地区）

- ・校内における児童向けの説明板やサインの設置を検討する。

(5) その他の史跡地（食堂院跡等）

- ・所有者の承諾を得られた箇所については、民有地にも主要な遺構等の説明板を設置する。

10 運営・体制

10-1 現状と課題

史跡西寺跡に係る運営・体制の現状と課題を、表10-1に示す（地区区分は、「6-1 地区区分」による）。

表10-1 運営・体制の現状と課題

| 地区 | 現状 | 課題 |
|---------------------|---|---|
| 【史跡地全体】 | ●京都市が（公財）京都市埋蔵文化財研究所に委託して、コンド山並びに塔跡地区のパトロールや日常管理を行っている。 | ○今後整備が予定されている A-2 地区についても、日常的な管理業務は委託による必要がある。 |
| 【唐橋西寺公園】 （A-1地区） | ●A-1 地区（唐橋西寺公園）においては、京都市からの依頼により昭和 49 年に史跡西寺跡保存会が結成され、唐橋学区自治連合会の一部門と位置づけられて、コンド山の清掃や除草などを行っている。 | ○活用や観光利用など、保存管理にとどまらない活動についても、引き続き地域と連携して、対応可能な体制づくりを行う必要がある。 |

10-2 運営・体制の基本方針

- (1) 管理団体である京都市が中心となり、地権者・地域住民・活動団体・研究教育機関・庁内関係部局等との連携・協力を強化し、史跡西寺跡の保存と活用を推進する
- (2) 多様な主体による取り組みや連携を前提に、日常的な管理をはじめとする保存管理に加え、史跡の価値の普及や観光活用等を目指した運営・体制づくりを進める

10-3 運営・体制の方法

(1) 保存管理のための運営・体制

- ・保存管理については、管理団体である京都市の担当部局（文化財保護課）が主体となって実施する。
- ・唐橋西寺公園（A-1地区）については、原則として公園管理者（みどり政策推進室）が管理を行う。
- ・公有地における日常的な維持管理は、市と史跡保存会、地域等が連携・協力して行う。

- ・史跡地内の土地所有者・権利関係者等に対しては、本計画で定める現状変更等取扱い基準を順守した適切な保存管理を求める。
- ・調査研究や保存管理について、必要に応じて、学識経験者や文化庁、京都府教育庁文化財保護課に相談し、技術的な助言等を受ける。また、保存管理や活用の現状を報告・検証する場として、史跡西寺跡の保存活用に関する検討会議を継続的に開催する。

(2) 活用のための運営・体制

- ・教育委員会と連携し、近隣の小・中・高校における出前授業や勉強会を実施する。
- ・京都市考古資料館や歴史資料館、平安京創生館等の博物館施設と連携した活用を展開し、見学者が知識や理解を深める機会を提供する。
- ・地元団体や社会福祉協議会等と連携して、周辺の文化財を含めた文化財の地域的な保存活用を促進し、文化財活用の裾野を広げる。
- ・地元団体と協力し、松尾祭を通じて地域の魅力づくりに貢献する。

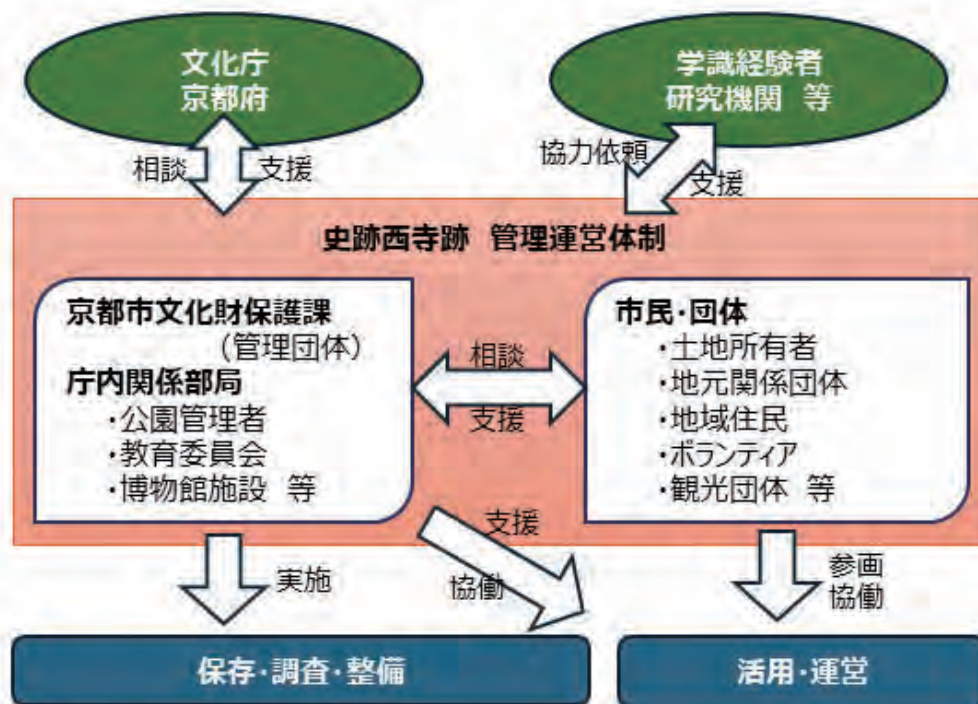


図10-1 管理運営体制模式図 (案)

11 実施計画

1-7「計画の期間」において、本計画の計画期間は令和8年度からとし、10年間をめぐりに必要に応じて改定を行うものとした。1年目から5年目まで（令和8～12年度）を短期、6年目から10年目まで（令和13年～17年）を中期、令和18年度以降を長期として、事業の実実施計画を策定する。なお、本実施計画は、必要に応じて見直しを行うこととする。

表11-1 実施計画総括表

| 区分 | 施策（方法）と実施内容 | | 短期 R08-12 | 中期 R13-17 | 長期 R18 以降 |
|------------------|---------------------------------|--------------------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 保存 管理 | 維持管理 | 指定地の巡回、清掃、草刈等 | | | |
| | 現状変更への対応 | | | | |
| | 地域住民への文化財保護法上の規制の周知 | | | | |
| | 追加指定 ※ | | | | |
| | 公有化 | A-2 地区 B 地区 ※ | | | |
| 活用 | 情報発信と周知、公開 | パンフレット等の作成・配布 web 配信等 | | | |
| | 周辺史跡等と関連付けた活用 | ホームページ、パンフレット等での情報発信 スタンプラリー等での連携 | | | |
| | 地域との協働による活用 | 地域の場としての活用 | | | |
| | 学校教育での活用 | 出前授業、課外授業等の連携 | | | |
| | 生涯教育での活用 | 歴史講座やイベントの開催、発掘体験等 | | | |
| 調査 | 遺跡の解明に係る調査研究 | | | | |
| | 整備に係る調査研究 | | | | |
| 整備 | サインや遺構表示の充実 | 周辺を含めた体系的な計画 | | | |
| | コンド山周辺の保存整備 公園整備と連携した施設整備の検討 | A-1 地区 | | | |
| | 公有化後の整備 | A-2 地区 | 第1期整備 | | 第2期整備 |
| | ガイダンス・管理機能を持つ 便益施設整備 | 展示、普及啓発・管理等の機能を持つ 便益施設等の整備 | | | |
| 運営・ 体制の 整備 | 管理体制の円滑化 | | | | |
| | 関係機関との連携 | | | | |
| | 市民との連携強化 | | | | |

※追加指定、公有化については、対象地において顕著な遺構が確認され、かつ地中保存が不可能な場合検討する。

12 経過観察

史跡西寺跡の確実な保存と活用を推進するためには、実施される各種の事業について計画的に経過観察を行い、進捗状況を把握した上で事業の有効性・効果を評価しつつ事業計画の見直しや改善を行う必要がある。

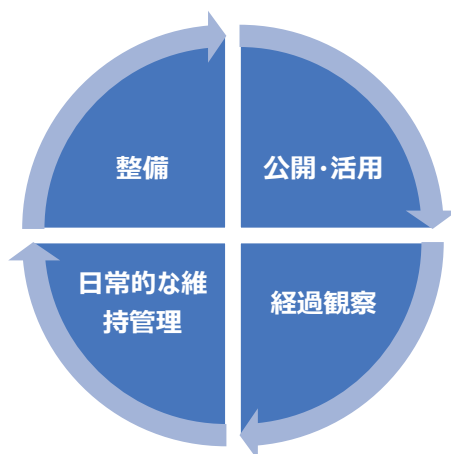


図12-1 経過観察のイメージ（循環の体系）

経過観察の方法については、京都市文化財保護課が主体となり、第11章に示した短期（R08～R12）、中期（R13～R17）、長期（R18～）の事業期間ごとに、計画の進捗状況を確認する。

表12-1 自己点検表（案）

| 区分 | 項目 | 取組状況 | | | |
|------------------|--|------|-----|-----|----|
| | | 未取組 | 計画中 | 取組済 | 備考 |
| 計画全体 | 上位計画の位置づけと整合が取れているか | | | | |
| | 整備基本計画は作成されているか | | | | |
| | 保存活用計画の見直しが行われているか | | | | |
| | 検討会議を定期的で開催し、現状報告や保存活用に関する意見交換が行われているか | | | | |
| 保存管理 | 遺構・遺物の適切な保存管理が行われているか | | | | |
| | 定期的な巡回・清掃が行われているか | | | | |
| | 植栽の管理（剪定・草刈等）は適切に行われているか | | | | |
| | 工作物等の維持管理は適切に行われているか | | | | |
| | 現状変更の取扱い基準は適切に運用されているか | | | | |
| | 地域住民への文化財保護法上の規制の周知が行われているか | | | | |
| | 追加指定の検討がなされているか | | | | |
| | 公有化の検討がなされているか | | | | |
| 活用 | パンフレットや Web による情報発信が行われているか | | | | |
| | 地域と連携した活用が行われているか | | | | |
| | 周辺文化財と連携した活用が行われているか | | | | |
| | 学校教育での活用が行われているか | | | | |
| | 講座・イベントは計画的に実施されたか | | | | |
| 調査 | 遺構の解明に係る調査研究が行われているか | | | | |
| | 整備に係る調査研究が行われているか | | | | |
| 整備 | 塔跡（A-2）地区の整備が行われているか | | | | |
| | 周辺を含めた体系的なサインの整備が行われているか | | | | |
| | 遺構表示の整備が行われているか | | | | |
| | ガイダンス・管理機能を併せ持つ便益施設の整備が行われているか | | | | |
| 運営 ・体制 の整備 | 庁内の連携や情報共有が図られているか | | | | |
| | 関係機関との連携や情報共有が図られているか | | | | |
| | 市民との連携・協力ができているか | | | | |

※出典：史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書 平成 27 年 3 月

附編：東福寺蔵「伝西寺鐘」について

堀 大輔

1. はじめに

ここでは、2-4で紹介した梵鐘について少し詳しく掘り下げてみたい。本鐘は東福寺に伝わるもので、昭和32年に重要文化財指定を受けている。現在は収蔵庫（光明宝殿）に収められているが、その前は法堂北西の殿鐘楼に懸けられていたとい（註1）、さらにその前、昭和初年には法堂南東の鐘楼に懸けられていたとい（註2）。

本鐘については、本来西寺の鐘であったとの伝が『山州名跡志』（正徳元年〈1711〉）、『山域名跡巡行志』（宝暦4年〈1754〉）、『拾遺都名所図会』（天明7年〈1787〉）、『京都坊目誌』（大正5年〈1916〉）等の地誌で紹介されているほか、寛政年間（1789-1801）に刷られたという「東福寺境内図」にもその旨が記されている。西寺の重要な関連文化財である可能性があることから、今回実物の熟覧と若干の考察を行った。

2. 研究史

西田直二郎は、この鐘が元は西寺のものであるという伝承の出处が分からないとしつつ、東福寺開基である九条道家が晩年に家領処分状として記した『惣処分』（建長2年〈1250〉）（註3）に、「西鐘樓鐘一口／此鐘者法性寺鐘也。貞信公（藤原忠平）御息清愼公（藤原実頼）九条右丞相（藤原師輔）以下所鑄顯也。本是顛倒無實之間。所移此寺也。」（括弧内筆者）とあることから、西寺古鐘説は法性寺古鐘説の訛伝であろうとした。この際、鐘の鑄造年代を平安中期と見立てている（註4）。

これに対し木村捷三郎は、口縁部にいわゆる駒の爪が見られないなど、年代の明らかな資料と比較して平安初期に遡るものであり、西寺古鐘説は蓋然性が高いとした（註5）。

その後、全国の梵鐘について型式学的な編年を進めた坪井良平は、本鐘をさらに古い奈良時代後半のものとしており（註6）、これが現在の一般的な理解となっている。

しかし森浩一は、奈良時代後半という年代観はあくまで様式的なものであって、実際に鑄造されたのは延暦年間であってもおかしくはないと述べ、本鐘はやはり西寺鐘であって、法性寺を経て東福寺へ伝わったものと考えた。さらに、法性寺開基藤原忠平の日記『貞信公記』延長2年（924）2月10日条に、「法性寺に参り、初めて鐘の音を聴く」とあることから、西寺から法性寺へ鐘が移ったのは延長2年の早い頃であろうとする。ただし、『惣処分』には西鐘樓の鐘は師輔らが（法性寺創建時に）造らせたものとあるので、西寺鐘は東鐘楼にあったのであろうとする（註7）。

3. 調査所見

調査は令和7年6月13日に実施した。文化財保護課から山下絵美、熊谷舞子、堀大輔が参加したほか、元京都橘大学教授の五十川伸矢氏に御同行いただいた。熟覧に当たっては東福寺資料

研究所の永井圓洲室長、同資料研究所の石川登志雄所長、日種真子学芸員に便宜を図っていただいた。

鐘は龍頭を欠損しており、頂部には鈴口状の穴が開く。残存全高154.0cm、肩部までの高さ141.0cm、撞座心までの高さ59.3cm、口径99.2cm、口縁部の厚さ8.0～9.0cm。龍頭は撞座方向と直交する。中帯の上端には鑄型の継ぎ目が明瞭に認められるが、肩部では確認できない。堰（いわゆる湯口）は笠形の撞座方向下端に長方形の痕跡が認められる（五十川分類によるA1型（註8））。坪井実測図ではてりむくりの顕著な笠形に表されているが、実際にはむくりが大きい。撞座の蓮華文は中房に1+8の蓮子を配し、8葉の複弁がこれを取り巻く。瓦当文様で言えば大官大寺の6231型式や、法隆寺西院の37型式に近い。駒の爪は3条の突線で表される。

4. 考察

形態的な年代の指標である龍頭の取り付け方向、撞座の高さ、駒の爪の表現は、これらを総合すると奈良時代と考えられるものであり、技術的な指標である堰痕の位置も低く、同じく奈良時代相当である。森氏が言うように実際の鑄造は平安時代前期だとしてもおかしくはないが（註9）、実物からそれを補強するような知見は得られなかった。

また、『惣処分』に西鐘楼の鐘は法性寺のものであったと明記してあることをどう解釈するか。森氏の説に従えば、法性寺には2口の鐘があり（師輔ら新造の鐘と西寺鐘）、前者が東福寺西鐘楼、後者が東鐘楼へ移されたことになるが、これは『惣処分』の記述と近世地誌の記述を両立させるための解釈であって、いささか無理があるように思われる。西寺から法性寺へ鐘が移ったのを延長2年（924）と見る点についても、延長2年と言えば、まだ西寺で誦経や法会が盛んに行われていた頃であり、いかに忠平であっても官寺の鐘を自らの寺へ移すのは難しいだろう。なおこの点についてのみ言えば、東福寺東鐘楼の鐘を無理に法性寺経由と見る必要はなく、西寺から直接創建時の東福寺へ、もしくはずっと後世になってから西寺古鐘と伝わるものを東福寺が入手したと解する方がむしろ現実味がある。

以上のとおり、西寺古鐘説は今のところ18世紀初めを遡る史料がなく、梵鐘そのものにも鑄造が平安時代前期に降ることを示す要素は認められなかった。仮に降るとしても（あるいは西寺が奈良時代の古鐘を用いていたとしても）、西田氏が述べているとおり、九条道家が西寺から入手し東福寺に寄進した可能性はあるものの、その場合、当の道家が『惣処分』で法性寺鐘に触れながら西寺鐘には触れないということになり、やはり首肯しがたい（註10）。

つまり、本鐘が西寺古鐘であるためには、そもそもの西寺が奈良時代の様式（形態）と鑄造技術で鐘を造ったか、もしくは奈良時代の鐘を再利用したかのいずれかが事実であるとした上で、『惣処分』に西寺鐘の記述がないことに何らかの説明をつける必要がある、ということになる。森氏の論はこれに説明を試みたものであるが、可能性の域をでるものではなく、今のところ、18世紀以後東福寺に西寺古鐘の伝承が現れる理由としては、①17世紀までのどこかの段階で西寺古鐘と伝わる鐘を入手したか、②西田説のとおり由来が誤って伝わったもののいずれかと解するのが良いと考える。



図(附)-1 東福寺蔵「伝西寺鐘」

註

- 1) 東福寺HP (<https://tofukuji.jp/guide/tour/>、2025年6月29日閲覧)
- 2) 西田直二郎「藤原忠平の法性寺及道長の五大堂」『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第9冊、京都府、1928年
- 3) 大日本古文書『東福寺文書之一』沙弥行恵家領処分状案、『九条家文書一』九条道家初度処分状案
- 4) 註1に同じ
- 5) 木村捷三郎「東福寺蔵伝西寺鐘考」『史蹟と古美術』第20巻3号、国史普及会、1938年(後、『造瓦と考古学』木村捷三郎先生頌寿記念論集刊行会、1976年に再録)
- 6) 坪井良平『梵鐘と古文化』大八洲出版、1947年
- 7) 森浩一『京都の歴史を足元からさぐる』洛東の巻、学生社、2007年
- 8) 五十川伸矢『東アジア梵鐘生産史の研究』、岩田書院、2016年
- 9) 五十川氏の御教示による。
- 10) 東福寺では道家没後の建長7年に鐘楼が建てられている(※)。ここから解釈を試みるならば、道家在世時、伽藍の構想として東西2棟の鐘楼があったものの、建長2年に『惣処分』をしたためた時点では西鐘楼しか存在せず、したがって東鐘楼には触れられなかった、よって東鐘楼に懸下予定の西寺古鐘についても記されなかった、ということもあり得るかもしれない。(※永井規男「創成期の東福寺とその大工たち」『日本建築学会計画系論文報告集』第431号、1992年)

史跡西寺跡保存活用計画

発行日 令和8年3月31日

発行 京都市 文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
TEL 075-222-3130

編集 京都市 文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課
株式会社 空間創研

印刷 株式会社 あおぞら印刷

